

令和4年度

情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

川 口 市

目次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	6
・情報公開請求・申出者の内訳	6 2
(2) 非公開決定等の理由	6 2

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	6 3
2 個人情報保護制度の運用状況	6 6
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	6 6
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	6 6
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	6 7
・保有個人情報開示請求内容一覧	6 8
(2) 不開示決定等の理由	7 9
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	8 0
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	8 9

III 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について	9 9
(1) 審査会の目的	9 9
(2) 審査会の委員	9 9
2 審査会の開催状況	9 9
3 審査請求の状況	1 0 1
4 審査会の答申	1 0 1

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	1 2 3
(1) 審議会の目的	1 2 3
(2) 審議会の委員	1 2 3
2 審議会の開催状況	1 2 4
3 審議会の答申	1 2 5

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	1 3 2
2 附属機関等の会議の公開状況	1 3 3

VI 資料

・川口市情報公開条例	1 3 7
・川口市個人情報保護条例	1 4 9
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	1 6 7
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	1 7 0

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の8項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字等であって、特定の個人を識別できるもの又は個人に割り当てられた番号等で特定の個人を識別できるもの

エ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、法人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの

オ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

カ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

キ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ク 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

(8) 公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

(9) 情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

令和4年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は794件で、その対象として処理した件数は808件でした。決定内容の内訳としては、全部公開としたものが518件・575文書、部分公開としたものが202件・1092文書、文書不存在により非公開としたものが49件、存否応答拒否により非公開としたものが1件、取下げは38件でした。なお、決定件数に対する部分公開を含めた公開率は93.5%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表-1のとおり市長が396件、教育委員会が31件、選挙管理委員会が1件、上下水道事業管理者が357件、議会が23件でした。課別の処理状況については表-2、請求内容については表-3、請求者の内訳については表-4、非公開又は部分公開の理由については表-5のとおりです。

また、請求から決定までにかかった日数の平均は12.1日で、公開又は部分公開決定をしたものの写しの交付の内訳は10円が87,034枚、20円が1,544枚、50円が168枚、80円が81枚でした。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

実施機関	区分	受付件数	処理件数												
			取下げ件数	決定件数											
				決定内容									非公開情報に該当	文書不存在	存否応答拒否
				公開		部分公開		非公開							
件数	文書数	件数	文書数	件数	件数	件数	件数	件数							
市長	請求	350	361	24	337	1,088	153	154	147	934	0	36	1		
	申出	35	35	0	35	32	3	3	27	29	0	5	0		
	小計	385	396	24	372	1,120	156	157	174	963	0	41	1		
教育委員会	請求	29	29	3	26	50	9	15	11	35	0	6	0		
	申出	2	2	0	2	1	1	1	0	0	0	1	0		
	小計	31	31	3	28	51	10	16	11	35	0	7	0		
選挙管理委員会	請求	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0		
公平委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
監査委員	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
農業委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
固定資産評価審査委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
上下水道事業管理者	請求	354	357	6	351	401	345	395	5	6	0	1	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	354	357	6	351	401	345	395	5	6	0	1	0		
病院事業管理者	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
議会	請求	23	23	5	18	94	7	7	11	87	0	0	0		
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	23	23	5	18	94	7	7	11	87	0	0	0		
合計	794	808	38	770	1,667	518	575	202	1,092	0	49	1			

表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名	処理件数	対象文書数	請求								申出							
			公開		部分公開		非公開		取下げ		公開		部分公開		非公開		取下げ	
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	情報提供 処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	情報提供 処理件数
秘書課	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財政課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
職員課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
管財課	12	8	2	2	3	3	0	5	0	0	0	0	1	3	0	1	0	
新庁舎建設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
用地対策課	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
特別債権回収課	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
納税課	10	516	0	0	10	516	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産税課	7	30	3	3	3	26	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
自治振興課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通安全対策課	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害福祉課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
子ども総務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保育運営課	3	23	0	0	3	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新型コロナウイルスワクチン接種推進室	5	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
管理課	2	7	1	1	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
疾病対策課	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活衛生課	11	27	3	3	7	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品衛生課	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国保収納課	1	27	0	0	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
環境保全課	4	2	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
新戸塚環境センター建設室	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルプラザ	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
SKIPシティ整備室	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業振興課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
グリーンセンター	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道路維持課	49	39	38	38	1	1	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
道路建設課	32	24	22	22	2	2	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
公園課	16	18	3	3	11	14	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
河川課	34	27	27	27	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築課	16	16	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気設備課	4	4	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画管理課	23	35	19	19	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市計画課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅政策課	6	158	0	0	3	158	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
開発審査課	2	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築安全課	82	99	8	8	50	69	0	2	0	0	1	1	21	21	0	0	0	
赤山歴史自然公園整備室	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
再開発課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部土地区画整理事務所	5	4	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	
東部土地区画整理事務所	20	11	7	7	0	0	0	7	0	0	2	2	2	2	0	2	0	
北部土地区画整理事務所	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
里土地区画整理事務所	6	6	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防課	4	3	0	0	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
指令課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南消防管理課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北消防管理課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	396	1120	153	154	147	934	1	36	22	2	3	3	27	29	0	5	0	
実施機関名	処理件数	対象文書数	請求								申出							
			公開		部分公開		非公開		取下げ		公開		部分公開		非公開		取下げ	
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	情報提供 処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	情報提供 処理件数
教育委員会	教育総務課	9	5	1	1	3	3	0	3	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	文化推進室	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央図書館	2	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツ課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学務課	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	指導課	10	10	7	7	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健課	3	31	1	7	2	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		31	51	9	15	11	35	0	6	2	1	1	0	0	0	1	0	0
選挙管理委員会		1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業 管理者	上下水道総務課	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料金課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上水道維持課	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上水道建設課	235	265	231	263	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄水課	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道維持課	35	53	33	51	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道建設課	71	68	68	68	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポンプ場管理センター	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	議会総務課	23	94	7	7	11	87	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		381	496	352	402	17	94	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		808	1667	514	571	175	1063	1	43	35	3	4	4	27	29	0	6	0

※処理件数とは、令和4年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。

※請求とは平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書の公開を求めると(情報公開請求)です。
申出とは平成13年4月1日より前に作成又は取得した公文書の公開を求めると(任意的公開申出)です。

表一3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
1	市長 秘書課	792	R5.3.31	請求	5条1号	①請求日時における川口市道(幹線以外)神根第701号線に係る計画変更・廃止が分かる文書、今後の計画が分かる文書、工事施行承認書 ②請求日時における川口市道(幹線以外)神根第706号線に係る計画変更・廃止が分かる文書、今後の計画が分かる文書、工事施行承認書			非公開(文書不存在)			
2	市長 財政課	20	R4.4.13	請求	5条1号	川口市中期財政見直し			取下げ			
3	市長 職員課	127	R4.6.28	請求	5条1号	職員の懲戒処分一覧(令和3年度分)	1	R4.7.20	公開			
4	市長 管財課	83	R4.5.31	申出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業に関する基本協定書が締結された平成8年3月当時において、川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する市有地について、すべての隣接地(市有地を含む)と境界確定測量がなされたこと、境界標が設置されたこと、境界立会確認書の取り交わしがなされていることの確認ができる文書			非公開(文書不存在)			
5	市長 管財課	84	R4.5.31	請求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業に関する基本協定書が締結された平成8年3月当時、川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する市有地において、国による当該事業の盛土工事完了後、すべての隣接地(市有地を含む)と境界確定測量がなされたこと、境界標が設置されたこと、境界立会確認書の取り交わしがなされていることの確認ができる文書			非公開(文書不存在)			
6	市長 管財課	112	R4.6.23	請求	5条6号	第一本庁舎総合管理業務委託にかかる参加条件が分かるもの	1	R4.7.5	公開			
7	市長 管財課	138	R4.6.28	申出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内にある学校敷地について計量がなされたこと、隣地との境界確認がなされたことが分かる文書	3	R4.8.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人の印影	
8	市長 管財課	281	R4.8.30	請求	5条1号	毛長川整備工事に伴い、東京都及び埼玉県が買上げた土地の金額が確認できる資料	1	R4.9.22	部分公開	不存在	納付書・領収書(東京都分)	
9	市長 管財課	303	R4.9.12	請求	5条1号	川口市川口6丁目37-1、39-1に存在する公園の寸法が分かる図面	1	R4.10.5	部分公開	7条2号	個人の印影	
10	市長 管財課	376	R4.10.11	請求	5条2号	平成6年1月18日、境界立ち合いに国が立ち会ったことを証明できる文書			非公開(文書不存在)			
11	市長 管財課	379	R4.10.12	請求	5条2号	土地交換契約がなされた土地の実測がなされたことを確認できる文書			非公開(文書不存在)			
12	市長 管財課	381	R4.10.12	請求	5条2号	土地交換契約がなされた土地の公簿面積につきその根拠となる文書			非公開(文書不存在)			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
13	市長 管財課	549	R5.1.20	請求	5条6号	令和4年度 市内庁舎にて公的に購読している政党機関紙の購読部数、個人が購読する政党機関紙に関する文書や通知、政党機関紙の配達、集金等に関する販売店との契約やその関連資料	1	R5.1.31	部分公開	不存在	市内庁舎にて公的に購読している政党機関紙の購読部数、個人が購読する政党機関紙に関する文書や通知	
14	市長 管財課	552	R5.1.20	請求	5条2号	川口市により境界確認がなされている土地の筆(地番)を確認できる文書	1	R5.2.28	公開			
15	市長 管財課	699	R5.2.28	請求	5条2号	川口市の土地について、境界確定図、境界立会確認書			非公開(文書不存在)			
16	市長 新庁舎建設課	288	R4.9.5	請求	5条2号	「新庁舎立体駐車場ほか建設工事のうち建築工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.9.26	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
17	市長 用地対策課	777	R5.3.29	請求	5条1号	川口市道(幹線以外)神根第701号線に係る令和2年3月からの道路後退用地整備に関する文書			取下げ			
18	市長 用地対策課	782	R5.3.30	請求	5条1号	・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号に関する工事・開発行為・道路後退用地・整備・指導、注意、勧告歴のわかる文書(令和元年度から請求日時点) ・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号の境界に関する文書(令和元年度から請求日時点)			非公開(文書不存在)			
19	市長 用地対策課	793	R5.3.31	申出	5条2号	川口市の土地について、境界確定図、境界立会確認書			非公開(文書不存在)			
20	市長 特別債券回収課	383	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号518 公売公告兼見積価格公告の写し	1	日程調整中	公開			
21	市長 特別債券回収課	384	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号742 公売公告兼見積価格公告の写し	1	日程調整中	公開			
22	市長 特別債権回収課	554	R5.1.23	請求	5条6号	告示番号568 公示送達(差押調書謄本)	1	日程調整中	部分公開	7条4号	法人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、通知書番号	
23	市長 納税課	103	R4.6.20	請求	5条6号	川口市納税催告センター業務委託令和4年6月1日～令和5年5月31日上記案件の落札業者のプロポーザル提出資料	1	R4.7.20	部分公開	7条4号	法人の印影、著作権に係る資料	
24	市長 納税課	385	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号409 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し)	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
25	市長 納税課	386	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号417 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し)	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
26	市長 納税課	387	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号624 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し) 告示番号625 公示送達(督促状、催告書)	228	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
27	市長 納税課	388	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号551 公示送達(督促状、催告書) 告示番号552 公示送達(差押調書謄本)	80	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
28	市長 納税課	389	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号694 公示送達(督促状、催告書) 告示番号695 公示送達(差押調書謄本)	119	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
29	市長 納税課	390	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号701 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し)	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
30	市長 納税課	391	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号608 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し)	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
31	市長 納税課	392	R4.10.13	請求	5条6号	告示番号558 公示送達(差押調書謄本、配当計算書の写し)	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
32	市長 納税課	556	R5.1.23	請求	5条6号	告示番号384 公示送達(差押調書謄本) 他67件	78	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	
33	市長 固定資産税課	204	R4.7.29	請求	5条6号	・平成30年11月26日頃の総務省からの不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼についてと題するメール ・平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する情報	18	R4.8.29	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、法人名、法人の印影	
34	市長 固定資産税課	271	R4.8.24	請求	5条6号	川口市全域土地番図 令和4年1月1日現在	1	日程調整中	公開			
35	市長 固定資産税課	350	R4.9.26	請求	5条1号	川口市固定資産税等返還金支払要綱の写し	1	R4.10.6	公開			
36	市長 固定資産税課	478	R4.12.7	請求	5条6号	川口市の地番が載った図面(図面の種類や名称、精度は問わない)で、令和3年中の登記異動修正済の電磁的記録	1	R5.1.10	公開			
37	市長 固定資産税課	500	R4.12.22	請求	5条6号	固定資産税において、令和6年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに際し、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至るすべての関連資料	4	R5.1.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人の印影	
38	市長 固定資産税課	593	R5.2.7	請求	5条6号	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書	4	R5.3.3	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名、法人の印影	
39	市長 固定資産税課	694	R5.2.28	申出	5条2号	川口市中青木〇丁目〇番地〇号につき〇〇が固定資産税を課税されるに至った経緯を確認できる文書	1	R5.3.28	部分公開	7条2号	個人名	
40	市長 自治振興課	615	R5.2.16	請求	5条1号	美術館基本調査公募型プロポーザルの業者選定過程が分かる文書	1	R5.3.15	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、選出外の法人名、法人の印影、積算資料	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
41	市長 交通安全対策課	17	R4.4.12	請求	5条1号	令和4年度分 交通安全対策課 ⑩自転車等放置防止指導業務委託(東川口駅)入札記録書 ⑪自転車駐車場等管理委託(戸塚・東川口・東川口地下自転車駐車場)入札記録書	2	R4.5.6	公開			
42	市長 市民課	264	R4.8.22	請求	5条6号	川口市マイナンバーカード関連業務委託 令和4年6月1日～令和5年3月31日上記案件の落札業者のプロポーザル提出資料	1	R4.9.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、提案内容、見積明細、法人の印影	
43	市長 障害福祉課	600	R5.2.9	請求	5条6号	障害福祉課と〇〇施設の相談記録			取下げ			
44	市長 子ども総務課	473	R4.12.2	請求	5条1号	令和4年度に川口市立〇〇小学校で行われた保育園の運動会について、記録されているメモ・メール・文書・参加者等(来賓者含む)全て	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、メールアドレス	
45	市長 保育運営課	16	R4.4.12	請求	5条1号	令和4年度分 保育所関係 保育所給食委託の契約書、見積書、保育所清掃用務委託の見積書、入札記録書	3	R4.5.6	部分公開	7条4号	法人の印影	
46	市長 保育運営課	50	R4.5.18	請求	5条1号	令和4年度行事予定がわかるもの、パンフレット、幼児教室資料、運営状況がわかるもの	1	R4.6.2	部分公開	不存在	パンフレット、幼児教室資料、運営状況がわかる文書	
47	市長 保育運営課	80	R4.5.30	請求	5条1号	令和3年度、4年度分 保育所給食委託の契約書、見積書等、保育所清掃用務委託の契約書、見積書等	19	R4.6.20	部分公開	7条4号	法人の印影	
48	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	3	R4.4.4	請求	5条1号	〇〇より内容証明で届いている(レターパックにて)小児ワクチン接種中止の要望書及び関連資料の全内容の開示			取下げ			
49	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	27	R4.4.26	請求	5条6号	〇〇より内容証明で届いている「子どもへのワクチン接種中止についての要望書」	1	R4.5.24	公開			
50	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	40	R4.5.12	請求	5条6号	川口市におけるコロナワクチンの日別接種実績(接種開始日以降の全て、一般接種・医療従事者別、ワクチン製造会社別の記録)			取下げ(情報提供)			
51	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	43	R4.5.13	請求	5条1号	新型コロナウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等 川口市は新型コロナワクチンが治験も終わってなく、安全、有効性も確立していない中、市民に接種させる科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
52	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	679	R5.2.27	請求	5条1号	新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書で、川口市が4歳以下の接種を実施できることを確認できる契約文書 変異したオミクロン株に予防接種を行える根拠となる契約書の写し	1	R5.3.22	公開			
53	市長 管理課	38	R4.5.12	請求	5条6号	環境営業者台帳の内、全営業種別においてR4.5.12現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は含まない。) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)、②営業者所在地(法人のみで、法人の場合は法人所在地。)、③営業所名称(屋号又は商号)、④営業所所在地、⑤営業種別、⑥許可又は届出番号、⑦許可又は届出年月日、⑧許可又は届出の区別	1	日程調整中	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
54	市長 管理課	39	R4.5.12	請求	5条6号	医事および薬事施設台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は含まない。) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)、②営業者所在地(法人のみで、法人の場合は法人所在地)、③営業所名称(屋号又は商号)、④営業所所在地、⑤営業種別、⑥許可又は届出番号、⑦許可又は届出年月日、⑧許可又は届出の区別	6	日程調整中	部分公開	7条5号	毒物及び劇物販売業者名	
55	市長 疾病対策課	44	R4.5.13	請求	5条1号	マスクの着用が新型コロナウイルス拡大防止に効果があるという、科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
56	市長 疾病対策課	45	R4.5.13	請求	5条1号	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3.12.10一部修正)。第2章学校における基本的な新型コロナウイルス感染症について。『学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。』と記載されているが、この対策が新型コロナウイルスの感染防止及び拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
57	市長 疾病対策課	46	R4.5.13	請求	5条1号	「新しい生活様式」に示されている実践例が、新型コロナウイルスの感染防止及び拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
58	市長 疾病対策課	47	R4.5.13	請求	5条1号	1. 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 2. PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 3. マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
59	市長 疾病対策課	616	R5.2.16	請求	5条3号	マスクの着用が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
60	市長 生活衛生課	8	R4.4.6	請求	5条2号	墓地等変更許可書所在地に対応する経営許可申請書および当該経営許可の決定がなされた行政処分を確認できる文書	1	R4.4.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の印影、法人の印影	
61	市長 生活衛生課	24	R4.4.19	請求	5条6号	令和4年3月末時点で営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧	1	R4.5.24	部分公開	7条2号	住所、電話番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
62	市長 生活衛生課	38	R4.5.12	請求	5条6号	環境営業者台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は含まない。) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)、②営業者所在地(法人のみで、法人の場合は法人所在地)、③営業所名称(屋号又は商号)、④営業所所在地、⑤営業種別、⑥許可又は届出番号、⑦許可又は届出年月日、⑧許可又は届出の区別	11	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名	
63	市長 生活衛生課	78	R4.5.27	請求	5条6号	〇〇に係る旅館業の許認可に関する申請図面等の一切の資料	8	R4.6.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、生年月日、個人の印影、法人の印影、定款、建物詳細図、設計計算式	
64	市長 生活衛生課	149	R4.7.1	請求	5条6号	令和4年6月1日から6月31日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧 飲食店、理容室、美容室、宿泊施設	1	R4.7.25	部分公開	7条2号	個人名、電話番号	
65	市長 生活衛生課	209	R4.8.4	請求	5条6号	川口市並木〇丁目〇番地〇号の旅館業許可申請書の写し	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、生年月日、個人の印影、法人の印影、定款、建物詳細図、設計計算式	
66	市長 生活衛生課	263	R4.8.18	請求	5条6号	理容所、美容所 令和4年7月1日から末日までに新規開設した施設 施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名、開設年月日	1	R4.9.2	公開			
67	市長 生活衛生課	267	R4.8.24	請求	5条2号	墓地等変更許可所在地について、当該所在地が墓地として許可されている法的根拠を確認できる文書	1	R4.9.22	公開			
68	市長 生活衛生課	285	R4.9.2	請求	5条6号	理容所、美容所 令和4年8月1日から31日までに新規開設した施設 施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名、開設年月日	1	R4.9.16	公開			
69	市長 生活衛生課	366	R4.10.3	請求	5条6号	理容所、美容所 令和4年9月1日から30日までに新規開設した施設 施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名、開設年月日			取下げ			
70	市長 生活衛生課	568	R5.1.27	請求	5条6号	令和4年12月末日時点で営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所・クリーニング店・旅館業)	1	R5.3.8	部分公開	7条2号	住所、電話番号	
71	市長 食品衛生課	37	R4.5.12	請求	5条6号	食品営業施設台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は含まない。) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)、②営業者所在地(法人のみで、法人の場合は法人所在地)、③営業所名称(屋号又は商号)、④営業所所在地、⑤営業種別、⑥許可又は届出番号、⑦許可又は届出年月日、⑧許可又は届出の区別	1	日程調整中	公開			
72	市長 食品衛生課	149	R4.7.1	請求	5条6号	令和4年6月1日から6月30日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧 飲食店、理容室、美容室、宿泊施設	1	R4.7.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	
73	市長 食品衛生課	255	R4.8.12	請求	5条6号	川口市保健所管轄内の食品営業許可施設一覧	1	R4.9.15	部分公開	7条2号 7条4号	住所、電話番号、法人名	
74	市長 国保収納課	555	R5.1.23	請求	5条6号	告示番号308 公示送達(差押調書謄本) 他26件	27	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、差押債権情報、財産が特定できる事項、宛名番号、世帯番号、通知書番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
75	市長 環境保全課	72	R4.5.25	請求	5条6号	令和3年2月26日付届出の川口市西青木〇丁目〇番〇号における埼玉県生活環境保全条例第80条(解体)に基づく届出書のうち様式第32号及びその別紙、土地利用の履歴等年表	1	R4.6.7	部分公開	7条4号	法人の印影	
76	市長 環境保全課	89	R4.6.8	請求	5条6号	令和3年2月26日付届出の川口市西青木〇丁目〇番〇号における土壌汚染対策法第4条1項の届出書の鑑	1	R4.6.21	部分公開	7条4号	法人の印影	
77	市長 環境保全課	242	R4.8.9	請求	5条6号	川口市に設置されている揚水施設の「地下水採取届出書」等及びその添付資料の「(埼玉県生活環境保全条例施行規則様式第34号)揚水施設の構造図」に相当する図面					取下げ(情報提供)	
78	市長 環境保全課	426	R4.10.31	請求	5条6号	川口市内の井戸情報 揚水施設使用者・住所、用途、ストレナー位置、陽水施設仕様、年間採取量、水源別水使用割合					取下げ	
79	市長 新戸塚環境センター建設室	287	R4.9.5	請求	5条2号	戸塚収集事務所建設工事 金入り設計書	1	R4.9.12	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
80	市長 リサイクルプラザ	104	R4.6.20	請求	5条6号	リサイクルプラザが行っているアルミ缶の一般入札の結果(参加・入札された問屋名の一覧及び入札されたアルミ缶の価格の開示)	1	日程調整中	公開			
81	市長 リサイクルプラザ	150	R4.7.1	請求	5条6号	ごみの「集団資源回収」に関する集団資源回収の登録団体名、所在地、団体数が分かる資料	1	R4.7.20	部分公開	7条2号	代表者の住所	
82	市長 リサイクルプラザ	273	R4.8.25	請求	5条1号	令和3年度川口市集団資源回収団体助成金交付団体の一覧	1	R4.9.9	部分公開	7条2号	住所	
83	市長 SKIPシティ整備室	580	R5.2.6	請求	5条2号	SKIPシティC2街区利活用事業者審査結果	1	R5.2.21	部分公開	7条4号 7条7号	優先交渉権以外の法人名、各委員の評価点	
84	市長 産業振興課	38	R4.5.12	請求	5条6号	環境営業者台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は含まない。) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)、②営業者所在地(法人のみで、法人の場合は法人所在地、)、③営業所名称(屋号又は商号)、④営業所所在地、⑤営業種別、⑥許可又は届出番号、⑦許可又は届出年月日、⑧許可又は届出の区別	1	日程調整中	部分公開	7条2号	電話番号、生年月日、性別、個人の印影	
85	市長 グリーンセンター	297	R4.9.7	請求	5条2号	グリーンセンター第2工区樹木撤去等工事 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.9.29	公開			
86	市長 道路維持課	170	R4.7.12	請求	5条2号	幹線第66号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R4.7.22	公開			
87	市長 道路維持課	180	R4.7.14	請求	5条5号	市道の供用開始告示文書・位置図・平面図	1	R4.8.10	公開			
88	市長 道路維持課	213	R4.8.5	請求	5条2号	令和4年度中央第157号線舗装補修工事の金入り設計書 川口市幸町2丁目地内	1	R4.8.25	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
89	市長 道路維持課	216	R4.8.5	請求	5条2号	令和4年度幹線第40号線舗装補修工事(ゼロ債務)の金入り設計書 川口市道合地内	1	R4.8.25	公開			
90	市長 道路維持課	251	R4.8.10	請求	5条2号	幹線第49号道路補修工事 金入り設計書 (1位代価表、施工表、特殊施工、施工P、数量計算書)	1	R4.8.26	公開			
91	市長 道路維持課	256	R4.8.18	請求	5条2号	幹線第79号線塗装補修工事(ゼロ債務)設計書(金入り)本工事費内訳書	1	R4.8.29	公開			
92	市長 道路維持課	299	R4.9.8	請求	5条1号	蓮沼橋から石御堂橋付近の管理図面			取下げ			
93	市長 道路維持課	300	R4.9.8	請求	5条1号	新郷スポーツセンター付近の道路幅員の車道と歩道の管理図面			取下げ			
94	市長 道路維持課	301	R4.9.8	請求	5条1号	スポーツ通り道路の排水図面			取下げ			
95	市長 道路維持課	302	R4.9.8	請求	5条1号	川口市東本郷字下溜から草加市遊馬町字平沼間の道路管理図面及び排水図面			取下げ			
96	市長 道路維持課	306	R4.9.13	請求	5条3号	令和4年度幹線第49号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.9.28	公開			
97	市長 道路維持課	318	R4.9.20	請求	5条2号	仁志町領家町線道路改修工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
98	市長 道路維持課	356	R4.10.3	請求	5条1号	幹線第78号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.10.21	公開			
99	市長 道路維持課	357	R4.10.3	請求	5条1号	幹線第49号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.10.21	公開			
100	市長 道路維持課	358	R4.10.3	請求	5条1号	南平第8号線道路舗装補修工事 金入り設計書	1	R4.10.21	公開			
101	市長 道路維持課	377	R4.10.11	請求	5条2号	令和4年度幹線78号道路補修工事 金入り設計書	1	R4.10.21	公開			
102	市長 道路維持課	378	R4.10.12	請求	5条2号	令和4年度幹線78号道路補修工事 金入り設計書	1	R4.10.21	公開			
103	市長 道路維持課	379	R4.10.12	請求	5条2号	土地交換契約がなされた土地の実測がなされたことを確認できる文書			非公開 (文書不存在)			
104	市長 道路維持課	382	R4.10.12	請求	5条2号	土地交換契約がなされた土地の公簿面積につきその根拠となる文書			非公開 (文書不存在)			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
105	市長 道路維持課	430	R4.11.1	請求	5条2号	幹線第6号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.18	公開			
106	市長 道路維持課	431	R4.11.1	請求	5条2号	幹線第50号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.18	公開			
107	市長 道路維持課	432	R4.11.1	請求	5条2号	幹線第20号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.18	公開			
108	市長 道路維持課	433	R4.11.1	請求	5条2号	幹線第78号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.18	公開			
109	市長 道路維持課	434	R4.11.1	請求	5条2号	南平第8号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.18	公開			
110	市長 道路維持課	444	R4.11.11	請求	5条2号	幹線第50号線道路補修工事 金入り設計書	1	R4.11.29	公開			
111	市長 道路維持課	445	R4.11.14	請求	5条6号	戸塚第424号線ほか2路線側溝清掃業務 金入り設計書及び仕様書一式	1	R4.12.6	公開			
112	市長 道路維持課	454	R4.11.21	請求	5条6号	幹線66号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
113	市長 道路維持課	455	R4.11.28	請求	5条2号	幹線第108号線舗装補修工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
114	市長 道路維持課	456	R4.11.28	請求	5条2号	幹線第10号線舗装補修工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
115	市長 道路維持課	457	R4.11.28	請求	5条2号	幹線第60号線舗装補修工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
116	市長 道路維持課	475	R4.12.5	請求	5条2号	芝第395号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
117	市長 道路維持課	496	R4.12.21	請求	5条6号	幹線第60号線舗装補修工事、幹線第10号線道路補修工事、幹線第40号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.1.16	公開			
118	市長 道路維持課	498	R4.12.22	請求	5条2号	幹線第60号線舗装補修工事、幹線第40号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.1.13	公開			
119	市長 道路維持課	512	R4.12.27	請求	5条2号	幹線第10号線道路補修工事、幹線第60号線舗装補修工事、幹線第108号線舗装補修工事、幹線第10号線舗装補修工事金入り設計書	1	R5.1.23	公開			
120	市長 道路維持課	513	R4.12.27	請求	5条2号	幹線第26号線舗装工事、仁志町領家線道路補修工事、新郷第170号線舗装補修工事、幹線第32号線道路補修工事、中央第157号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.1.23	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
121	市長 道路維持課	514	R4.12.27	請求	5条2号	幹線第66号線舗装補修工事、南平第322号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.1.23	公開			
122	市長 道路維持課	519	R5.1.12	請求	5条2号	鳩ヶ谷第604号線側溝清掃業務委託積算内訳書	1	R5.2.7	公開			
123	市長 道路維持課	523	R5.1.13	請求	5条2号	幹線第10号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.2.7	公開			
124	市長 道路維持課	524	R5.1.13	請求	5条2号	幹線第108号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.2.7	公開			
125	市長 道路維持課	550	R5.1.20	請求	5条2号	川口市により境界確認(赤道)がなされている土地の筆(地番)を確認できる文書			非公開(文書不存在)			
126	市長 道路維持課	561	R5.1.26	請求	5条2号	幹線第40号線舗装補修工事(ゼロ債務) 工事仕様書(金入り)	1	R5.2.14	公開			
127	市長 道路維持課	565	R5.1.27	請求	5条1号	青木第212号線舗装補修工事(ゼロ債務)の積算内訳書	1	R5.2.16	公開			
128	市長 道路維持課	566	R5.1.27	請求	5条1号	幹線第40号線舗装補修工事(ゼロ債務)の積算内訳書	1	R5.2.16	公開			
129	市長 道路維持課	608	R5.2.15	請求	5条2号	青木第212号線舗装補修工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.13	公開			
130	市長 道路維持課	609	R5.2.15	請求	5条2号	幹線第40号線舗装補修工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.13	公開			
131	市長 道路維持課	700	R5.2.28	請求	5条2号	川口市の土地について、境界確定図、境界立会確認書			非公開(文書不存在)			
132	市長 道路維持課	769	R5.3.27	請求	5条1号	①請求日時点における川口市道(幹線以外)神根第701号線に係る計画変更・廃止が分かる文書、今後の計画が分かる文書、工事施行承認書 ②請求日時点における川口市道(幹線以外)神根第706号線に係る計画変更・廃止が分かる文書、今後の計画が分かる文書、工事施行承認書			取下げ			
133	市長 道路維持課	775	R5.3.29	請求	5条1号	川口市道(幹線以外)神根第701号線に係る令和2年3月からの道路後退用地整備に関する文書			取下げ			
134	市長 道路維持課	781	R5.3.30	請求	5条1号	・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号に関する工事・開発行為・道路後退用地・整備・指導・注意、勧告歴のわかる文書(令和元年度から請求日時点) ・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号の境界に関する文書(令和元年度から請求日時点)	1	日程調整中	部分公開	7条7号	道路台帳平面図	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
135	市長 道路建設課	152	R4.7.11	請求	5条6号	令和4年度網代橋改修工事(ゼロ債務)設計金額入り設計書	1	R4.7.27	公開			
136	市長 道路建設課	194	R4.7.26	請求	5条6号	芝陸橋改修工事 金入り設計書、経費計算書、見積採用された単価資料	1	R4.8.18	公開			
137	市長 道路建設課	208	R4.8.3	請求	5条2号	令和3年度 芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
138	市長 道路建設課	214	R4.8.5	請求	5条2号	令和3年度芝陸橋改修工事 金入り設計書 川口市芝塚原1丁目地内	1	R4.8.19	公開			
139	市長 道路建設課	215	R4.8.5	請求	5条2号	令和4年度東領家小学校歩道橋撤去工事 金入り設計書 川口市東領家3丁目地内	1	R4.8.19	公開			
140	市長 道路建設課	220	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度川口駅西口ペDESTリアンデッキ補修工事 金入り設計書			取下げ			
141	市長 道路建設課	221	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度木曾呂の富士塚擁壁改修工事 金入り設計書			取下げ			
142	市長 道路建設課	222	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度網代橋改修工事(ゼロ債務) 金入り設計書			取下げ			
143	市長 道路建設課	262	R4.8.18	請求	5条2号	東本郷小学校グラウンド補修工事 金入り設計書	1	R4.9.8	公開			
144	市長 道路建設課	279	R4.8.29	請求	5条1号	①本郷橋から足立区境までの区間、②石御堂橋からおけや橋の区間における、土地の使用許可または使用貸借契約が確認できる資料 ②石御堂橋からおけや橋の区間における道路がカーブしている理由が確認できる資料			非公開(文書不存在)			
145	市長 道路建設課	280	R4.8.29	請求	5条1号	いすず前(赤山街道)から本蓮〇丁目〇番地〇号における歩道整備工事について確認できる資料	1	R4.9.22	部分公開	7条2号	個人名	
146	市長 道路建設課	298	R4.9.8	請求	5条1号	①案内板除幕式費用金額 ②本蓮町会会館での式典費用金額			非公開(文書不存在)			
147	市長 道路建設課	305	R4.9.13	請求	5条3号	令和4年度東本郷小学校グラウンド補修工事 金入り設計書	1	R4.10.20	公開			
148	市長 道路建設課	310	R4.9.15	請求	5条2号	青木町公園総合運動公園陸上競技場走路等全天候型舗装工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
149	市長 道路建設課	319	R4.9.20	請求	5条2号	戸塚中学校テニスコート補修工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
150	市長 道路建設課	320	R4.9.20	請求	5条2号	駅前六間通り線街路整備工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
151	市長 道路建設課	343	R4.9.21	請求	5条1号	見沼農業用水路護岸整備について埼玉県さいたま農林振興センターより受けた助成金の額			取下げ			
152	市長 道路建設課	354	R4.9.30	請求	5条1号	見沼農業用水路護岸整備について、埼玉県より支払われた金額が分かる資料はね出し工事がどのような経緯で決まったのか、また工事金額が分かる資料	1	R4.10.21	部分公開	不存在	工事の経緯	
153	市長 道路建設課	406	R4.10.21	請求	5条2号	令和4年度 芝陸橋改修工事 金入り設計書設計書	1	R4.11.14	公開			
154	市長 道路建設課	407	R4.10.21	請求	5条2号	令和4年度 青木町公園総合運動場陸上競技場第3種公認更新補修工事 金入り設計書	1	R4.11.14	公開			
155	市長 道路建設課	415	R4.10.25	請求	5条3号	令和4年度 青木町公園総合運動場陸上競技場第3種公認更新補修工事 金入り設計書	1	R4.12.20	公開			
156	市長 道路建設課	422	R4.10.27	請求	5条2号	令和4年度 青木町公園総合運動場陸上競技場第3種公認更新補修工事 金入り設計書、見積一覧表	1	R4.12.6	公開			
157	市長 道路建設課	424	R4.10.28	請求	5条1号	過去に新郷スポーツセンター周辺で行われた草加市との開発事業に関する協議記録			非公開(文書不存在)			
158	市長 道路建設課	425	R4.10.28	請求	5条1号	案内版2基設置費用金額、本蓮町会会館式典費用金額のわかるもの			非公開(文書不存在)			
159	市長 道路建設課	463	R4.11.30	請求	5条2号	高土手橋改修工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
160	市長 道路建設課	464	R4.11.30	請求	5条2号	耐震性貯水槽設置工事その3 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
161	市長 道路建設課	465	R4.11.30	請求	5条2号	オートレース場周辺道路整備工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
162	市長 道路建設課	485	R4.12.14	請求	5条2号	令和4年度 幹線第71号線道路改良工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
163	市長 道路建設課	486	R4.12.14	請求	5条2号	令和4年度 東スポーツセンター元郷テニスコート撤去工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
164	市長 道路建設課	515	R4.12.27	請求	5条2号	オートレース場周辺道路整備工事 金入り設計書	1	R5.1.23	公開			
165	市長 道路建設課	754	R5.3.8	請求	5条2号	白鷺橋改修工事 金入り設計書	1	R5.3.22	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
166	市長 道路建設課	765	R5.3.23	請求	5条2号	芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.4.4	公開			
167	市長 河川課	4	R4.4.4	請求	5条2号	令和3年8月26日開札「雨水貯留施設整備工事(その1)」金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.4.22	公開			
168	市長 河川課	35	R4.5.12	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1)(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R4.5.24	公開			
169	市長 河川課	101	R4.6.17	請求	5条2号	赤堀排水改修工事(ゼロ債務) 金額入りの設計書	1	R4.8.10	公開			
170	市長 河川課	218	R4.8.5	請求	5条2号	令和3年度都市基盤河川改修事業 芝川護岸工事 金入設計書 川口市本町2丁目地内	1	R4.8.29	公開			
171	市長 河川課	223	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度雨水貯留施設整備工事(その1) 金入設計書	1	R4.8.29	公開			
172	市長 河川課	224	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度雨水貯留施設整備工事(その2) 金入設計書	1	R4.8.29	公開			
173	市長 河川課	225	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度江川第3調整池整備工事(その1) 金入設計書	1	R4.8.29	公開			
174	市長 河川課	257	R4.8.18	請求	5条2号	芝川浚渫委託(その2) 金入り設計書、本工事費内訳書	1	R4.8.30	公開			
175	市長 河川課	282	R4.8.30	請求	5条1号	本郷橋から草加市境までの用水路の図面			非公開 (文書不存在)			
176	市長 河川課	311	R4.9.15	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1)(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
177	市長 河川課	408	R4.10.21	請求	5条2号	令和4年度 貝塚落第1調節池整備工事 金入り設計書	1	R4.11.11	公開			
178	市長 河川課	416	R4.10.25	請求	5条3号	令和4年度 貝塚落第1調節池整備工事 金額入り設計書	1	R4.11.11	公開			
179	市長 河川課	423	R4.10.27	請求	5条2号	令和4年度 貝塚落第1調節池整備工事 金入り設計書、見積一覧表	1	R4.11.11	公開			
180	市長 河川課	506	R4.12.22	請求	5条2号	赤堀排水改修工事(ゼロ債務) 金入り設計書※設計当初	1	R5.1.23	公開			
181	市長 河川課	511	R4.12.27	請求	5条2号	令和4年度都市基盤河川改修事業 芝川護岸工事、内訳書、摘要に表示されている「土 共通」の資料			取下げ			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
182	市長 河川課	521	R5.1.12	請求	5条3号	雨水貯留施設整備工事(その1) (ゼロ)債務 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
183	市長 河川課	522	R5.1.12	請求	5条3号	雨水貯留施設整備工事(その2) (ゼロ)債務 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
184	市長 河川課	551	R5.1.20	請求	5条2号	川口市により境界確認(青道)がな されている土地の筆(地番)を確認 できる文書			非公開 (文書不 存在)			
185	市長 河川課	560	R5.1.26	請求	5条2号	赤堀排水改修工事(ゼロ債務)工 事仕様書(金入り)	1	R5.2.6	公開			
186	市長 河川課	578	R5.2.6	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1) (ゼロ)債務 金入り設計書	1	R5.2.13	公開			
187	市長 河川課	579	R5.2.6	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) (ゼロ)債務 金入り設計書	1	R5.2.13	公開			
188	市長 河川課	606	R5.2.14	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) 金入り設計書			取下げ			
189	市長 河川課	607	R5.2.14	請求	5条2号	永堀川浸水対策工事 金入り設計 書	1	R5.3.8	公開			
190	市長 河川課	614	R5.2.16	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) (ゼロ)債務 金入り設計書			取下げ			
191	市長 河川課	625	R5.2.21	請求	5条3号	永堀川浸水対策工事 金入り設計 書	1	R5.3.3	公開			
192	市長 河川課	634	R5.2.22	請求	5条2号	永堀川浸水対策工事 金入り設計 書	1	R5.3.3	公開			
193	市長 河川課	665	R5.2.27	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) (ゼロ)債務 金入り設計書			取下げ			
194	市長 河川課	668	R5.2.27	請求	5条2号	永堀川浸水対策工事 金入り設計 書	1	R5.3.14	公開			
195	市長 河川課	669	R5.2.27	請求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) (ゼロ)債務 金入り設計書			取下げ			
196	市長 河川課	721	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度永堀川浸水対策工事 (ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.14	公開			
197	市長 河川課	756	R5.3.8	請求	5条2号	貝塚落第1調整池整備工事 金入 り設計書	1	R5.3.28	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
198	市長 河川課	757	R5.3.8	請求	5条2号	永堀川浸水対策工事 金入り設計書	1	R5.3.28	公開			
199	市長 河川課	764	R5.3.22	請求	5条2号	都市基盤河川改修事業芝川護岸工事 永堀川浸水対策工事 金入り設計書	1	R5.4.12	公開			
200	市長 河川課	770	R5.3.27	請求	5条1号	赤堀排水改修工事、谷中落し改修工事(その1)、谷中落し改修工事(その2) 金入り設計書	1	R5.4.11	公開			
201	市長 建築課	73	R4.5.26	請求	5条2号	青木会館建設工事 工事積算数量書	1	R4.6.15	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
202	市長 建築課	151	R4.7.8	請求	5条3号	令和4年度 並木小学校プール解体工事 金入り設計書	1	R4.7.29	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
203	市長 建築課	181	R4.7.14	請求	5条3号	令和4年度領家高層住宅・領家公民館・領家保育所解体工事 金入り設計書	1	R4.8.4	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
204	市長 建築課	237	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度仲町中学校プール解体工事の金入り設計書	1	R4.8.25	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
205	市長 建築課	243	R4.8.10	請求	5条2号	「木曾呂小学校普通教室改修工事に伴う内装解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
206	市長 建築課	244	R4.8.10	請求	5条2号	「領家高層住宅・領家公民館・領家保育所解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
207	市長 建築課	245	R4.8.10	請求	5条2号	「安行スポーツセンター既存野球照明解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
208	市長 建築課	246	R4.8.10	請求	5条2号	「並木小学校プール解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
209	市長 建築課	247	R4.8.10	請求	5条2号	「仲町中学校プール解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
210	市長 建築課	248	R4.8.10	請求	5条2号	「八幡木中学校渡り廊下⑧解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
211	市長 建築課	249	R4.8.10	請求	5条2号	「グリーンセンター流水プール解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
212	市長 建築課	250	R4.8.10	請求	5条2号	「中学校夜間学級工事に係るプールほか解体工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.8.31	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
213	市長 建築課	259	R4.8.18	請求	5条2号	八幡木中学校渡り廊下⑧解体工事 金入り設計書	1	R4.9.8	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
214	市長 建築課	260	R4.8.18	請求	5条2号	グリーンセンター流水プール解体工事 金入り設計書	1	R4.9.8	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
215	市長 建築課	261	R4.8.18	請求	5条2号	領家高層住宅・領家公民館・領家保育所解体工事 金入り設計書	1	R4.9.8	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
216	市長 建築課	289	R4.9.5	請求	5条2号	「オートレース場第5号館改修工事」に関する金入り設計書一式	1	R4.9.26	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	
217	市長 電気設備課	290	R4.9.5	請求	5条2号	東本郷住宅給水管改修工事 金入り設計書	1	R4.9.27	公開			
218	市長 電気設備課	351	R4.9.26	請求	5条6号	オートレース場非常放送設備更新工事 入札金額積算内訳書及び請負代金書内訳等、金額内訳のわかる書面	1	R4.10.14	部分公開	7条4号 7条7号	法人の印影、設計単価に関わる根拠資料	
219	市長 電気設備課	734	R5.3.3	請求	5条2号	中学校夜間学級新庁舎建設工事のうち電気工事 安行スポーツセンター野球場照明改修工事 オートレース場自動火災報知設備更新工事 オートレース場第1変電所移設工事 旧本町診療所改修工事のうち電気工事	1	R5.3.24	部分公開	7条4号 7条7号	設計内訳書、設計単価に関わる根拠資料	
220	市長 電気設備課	736	R5.3.3	請求	5条2号	オートレース場場内非常用発電機改修工事 オートレース場非常放送設備更新工事 オートレース場第7変電所改修工事	1	R5.3.24	部分公開	7条4号 7条7号	設計内訳書、設計単価に関わる根拠資料	
221	市長 計画管理課	10	R4.4.7	請求	5条6号	川口市内の住居表示実施地区における、建物の位置及び住居番号を確認できる図面資料	1	R4.6.4	部分公開	7条4号	法人名、法人の印影	
222	市長 計画管理課	11	R4.4.8	請求	5条1号	川口市前上町〇丁目〇番〇号の住居表示に関する図面・台帳	1	R4.4.18	公開			
223	市長 計画管理課	23	R4.4.19	請求	5条6号	令和4年1月1日から令和4年3月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)	4	R4.5.24	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名	
224	市長 計画管理課	56	R4.5.19	請求	5条1号	住居表示台帳(赤井〇丁目〇番〇号)	1	R4.6.6	公開			
225	市長 計画管理課	96	R4.6.16	請求	5条6号	住居表示台帳(川口市戸塚東〇丁目〇番地〇号)	1	日程調整中	公開			
226	市長 計画管理課	184	R4.7.19	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市南鳩ヶ谷〇丁目〇番地〇号)	1	R4.7.28	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
227	市長 計画管理課	195	R4.7.26	請求	5条6号	令和3年4月1日から6月30日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名不要)	4	R4.8.29	部分公開	7条2号	個人名	
228	市長 計画管理課	219	R4.8.8	請求	5条6号	住居表示台帳(川口市東領家○丁目○番地○号)	1	R4.8.23	公開			
229	市長 計画管理課	272	R4.8.25	請求	5条1号	住居表示台帳の写し(川口市戸塚南○丁目○番地○号)	1	R4.9.7	公開			
230	市長 計画管理課	309	R4.9.14	請求	5条6号	住居表示台帳(川口市戸塚○丁目○番地○号)	1	R4.9.28	公開			
231	市長 計画管理課	315	R4.9.20	請求	5条6号	住居表示台帳(住居表示:川口市新井町○丁目○番地○号)	1	R4.9.30	公開			
232	市長 計画管理課	348	R4.9.22	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市芝○丁目○番地○号)	1	R4.10.3	公開			
233	市長 計画管理課	349	R4.9.26	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市赤井○丁目○番地○号)	1	R4.10.3	公開			
234	市長 計画管理課	437	R4.11.9	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市川口○丁目○番地○号)	1	R4.11.30	公開			
235	市長 計画管理課	477	R4.12.6	請求	5条6号	住居表示台帳(川口市芝新町○丁目○番地○号)	1	R4.12.20	公開			
236	市長 計画管理課	507	R4.12.23	請求	5条2号	住居表示台帳(住所:川口市本前川○丁目○番地○号)	1	R5.1.10	公開			
237	市長 計画管理課	518	R5.1.11	請求	5条3号	住居表示台帳(川口市北原台○丁目○番地○号)	1	R5.1.23	公開			
238	市長 計画管理課	539	R5.1.16	請求	5条6号	令和4年7月1日から12月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名不要)	7	R5.2.15	部分公開	7条2号	個人名	
239	市長 計画管理課	559	R5.1.26	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市川口○丁目○番地○号)	1	R5.2.8	公開			
240	市長 計画管理課	570	R5.1.30	請求	5条1号	住居表示台帳(川口市東領家○丁目○番地○号)	1	R5.2.14	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
241	市長 計画管理課	571	R5.1.31	請求	5条2号	住居表示台帳(川口市本蓮〇丁目〇番地〇号)	1	R5.2.8	公開			
242	市長 計画管理課	680	R5.2.27	請求	5条2号	住居表示台帳(川口市差間〇丁目〇番地〇号)	1	R5.3.10	公開			
243	市長 計画管理課	751	R5.3.8	請求	5条6号	令和4年3月1日から令和5年2月28日までに新しく付定された建物のある住居表示台帳の写し	1	R5.3.22	公開			
244	市長 都市計画課	451	R4.11.17	請求	5条1号	令和4年11月上旬頃に川口市長が埼玉県知事へ提出した、以下に関する要望書と添付資料等一式 川口駅舎等のリニューアル予定に伴う以下の都市基盤整備の予算化を求めるもの ・東西連絡道路の拡大、コンコースの幅拡大に伴う建替え ・川口駅と川口元郷駅までの移動円滑化	1	R4.12.14	部分公開	7条7号	図面	
245	市長 都市計画課	780	R5.3.30	請求	5条1号	・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号に関する工事・開発行為・道路後退用地・整備・指導、注意、勧告歴のわかる文書(令和元年度から請求日時点) ・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号の境界に関する文書(令和元年度から請求日時点)			非公開 (文書不存在)			
246	市長 住宅政策課	538	R5.1.16	請求	5条1号	・令和1～3年度 金券処理簿 ・住宅政策課における公金取扱に関する規定 ・令和元年度埼玉県住宅供給公社との収納事務委託契約書 ・川口市が埼玉県住宅供給公社へ行った収納事務に関する指示書 ・川口市営住宅の債権管理に関する文書 ・令和2年2月10日～17日における住宅管理システムの収納一覧 ・令和2年2月10日に住宅政策課あてに届いた現金書留の処理履歴が分かるもの		R5.2.2	非公開	7条2号	個人に関する情報のため、存否応答拒否	
247	市長 住宅政策課	594	R5.2.8	請求	5条1号	令和1～3年度 住宅政策課の金券処理簿 住宅政策課における公金取扱に関する規定 令和元年度埼玉県住宅供給公社との収納事務委託契約書 川口市が埼玉県住宅供給公社へ行った収納事務に関する指示書	1	R5.3.3	部分公開	不存在 7条4号	(不存在)金券処理簿、規定、指示書(7条4号)委託契約書内法人の印影	
248	市長 住宅政策課	595	R5.2.8	請求	5条1号	令和元年度川口市営住宅の債権管理簿すべて	152	R5.3.3	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、住宅番号、部屋番号	
249	市長 住宅政策課	596	R5.2.8	請求	5条1号	令和2年2月10日から17日における住宅管理システムの収納一覧	5	R5.3.3	部分公開	不存在 7条2号	(不存在)特定の日は未作成(7条2号)個人名、住宅番号	
250	市長 住宅政策課	597	R5.2.8	請求	5条1号	令和2年2月10日に住宅政策課あてに届いた現金書留の処理履歴が分かるもの			非公開 (文書不存在)			
251	市長 開発審査課	286	R4.9.2	請求	5条1号	川口市大字安行原〇丁目〇番地〇号他物流施設(倉庫)新築事業及び市道安行第343号線・市道343号-3号線道路幅員整備事業に係る陳情書	1	R4.9.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、法人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
252	市長 開発審査課	779	R5.3.30	請求	5条1号	・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号に関する工事・開発行為・道路後退用地・整備・指導、注意、勧告歴のわかる文書(令和元年度から請求日時点) ・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田〇丁目〇番地〇号の境界に関する文書(令和元年度から請求日時点)			非公開 (文書不存在)			
253	市長 建築安全課	1	R4.4.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年3月1日から令和4年3月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.4.22	部分公開	7条2号	個人名	
254	市長 建築安全課	9	R4.4.6	請求	5条6号	建設リサイクル法届出台帳(令和4年3月9日～4月6日)	1	R4.4.22	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
255	市長 建築安全課	13	R4.4.8	請求	5条6号	道路調査報告書(No.6349)、地図(カラー)、公図(カラー)	1	R4.4.28	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
256	市長 建築安全課	14	R4.4.8	請求	5条6号	道路調査報告書(No.6349)の内協定書、協定図	1	R4.4.28	部分公開	7条2号	個人名、住所	
257	市長 建築安全課	18	R4.4.12	請求	5条6号	道路調査報告書(No.4114)メモ1、2、案内図	1	R4.5.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、法人名	
258	市長 建築安全課	19	R4.4.12	申出	5条6号	道路調査報告書(No.4114)写真(カラー)	1	R4.5.6	部分公開	7条2号	個人名、電話番号、車両ナンバープレート	
259	市長 建築安全課	21	R4.4.13	申出	5条6号	道路調査報告書No.665 ・公図・案内図・写真No.1～4	1	R4.5.11	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号	
260	市長 建築安全課	22	R4.4.18	請求	5条2号	道路調査報告書No.6267(カラー)地図(カラー)	1	R4.5.6	公開			
261	市長 建築安全課	28	R4.4.26	請求	5条1号	道路調査報告書No.4156 ・案内図・公図・写真 道路調査書No.2453 ・案内図・公図・現況図・写真	1	R4.5.18	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、車両ナンバープレート	
262	市長 建築安全課	30	R4.4.27	請求	5条6号	道路調査報告書No.6305内 ・私道の取扱いについて(お願い)一式 現場写真3.7.1 No.1、2	1	R4.5.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名	
263	市長 建築安全課	31	R4.5.2	請求	5条6号	【受付日】令和4年4月1日から令和4年4月30日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.5.24	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
264	市長 建築安全課	32	R4.5.2	請求	5条6号	道路調査報告書No.6161 ・報告書・案内図・案内図拡大 ・公図・写真2ページ	1	R4.5.17	部分公開	7条2号	個人名、車両ナンバープレート	
265	市長 建築安全課	33	R4.5.10	請求	5条6号	建設リサイクル法届出台帳(令和4年4月7日～5月10日)	1	R4.5.20	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
266	市長 建築安全課	71	R4.5.23	請求	5条2号	道路調査報告書No.4433 ・メモ(2枚)、地図(カラー)、案内図(カラー)、写真1～7(4枚)03	1	R4.6.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	
267	市長 建築安全課	82	R4.5.30	請求	5条2号	道路調査報告書No.4166 ・案内図・位置指定図(No.77)・公図・写真 ・位置指定図No.667)・写真	1	R4.6.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影、車両ナンバープレート	
268	市長 建築安全課	85	R4.6.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年5月1日から令和4年5月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.6.21	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
269	市長 建築安全課	86	R4.6.1	申出	5条2号	道路調査報告書No.5083 私道の取扱いについて(お願い)一式	1	R4.6.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
270	市長 建築安全課	87	R4.6.2	請求	5条6号	工事完了届	1	R4.6.10	部分公開	7条4号	電話番号、法人の印影	
271	市長 建築安全課	93	R4.6.8	請求	5条2号	道路調査報告書No.4302 参考図	1	R4.6.21	公開			
272	市長 建築安全課	105	R4.6.20	請求	5条6号	道路調査報告書(No.4835)、同意書一式	1	R4.7.8	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
273	市長 建築安全課	109	R4.6.21	請求	5条6号	建設リサイクル法届出台帳(令和4年5月11日～6月21日)	1	R4.7.8	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
274	市長 建築安全課	113	R4.6.24	請求	5条2号	道路調査報告書No.4401	1	R4.7.13	公開			
275	市長 建築安全課	148	R4.7.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年6月1日から6月30日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.7.27	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
276	市長 建築安全課	183	R4.7.14	請求	5条2号	道路調査報告書(No.4302)、案内図、参考図	1	R4.8.2	部分公開	7条2号	個人名、電話番号	
277	市長 建築安全課	186	R4.7.22	請求	5条6号	道路調査報告書No.5567内 R4報告書 ・公図・別紙配置図	1	R4.8.8	部分公開	7条4号	法人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
278	市長 建築安全課	206	R4.8.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年7月1日から7月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日 ※一覧表での提供を希望いたします。	1	R4.8.31	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
279	市長 建築安全課	238	R4.8.9	申出	5条6号	道路調査報告書No.3903(カラー)、地図(カラー)、将来の土地利用について(3枚)、区画計画図、区画計画図(求積図)、道路図(カラー)、承諾書	1	R4.9.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
280	市長 建築安全課	239	R4.8.9	請求	5条2号	道路調査報告書No.2686内R2報告書、分筆試算図(カラー)	1	R4.10.7	公開			
281	市長 建築安全課	240	R4.8.9	請求	5条2号	道路調査報告書No.2686内・H24報告書、公図(カラー)、案内図(カラー)－写真1.2(カラー)・H25現調案内図(カラー)、写真1.2(カラー)・報告書、案内図(カラー)、公図(カラー)、写真1.2.3.4.5.6(カラー)、分筆試算図(カラー)	1	R4.10.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、法人名	
282	市長 建築安全課	268	R4.8.24	請求	5条2号	道路調査報告書No.6225 案内図・公図・協定通路現況図・協定通路地番照合図(全てカラー)	1	R4.9.3	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
283	市長 建築安全課	269	R4.8.24	請求	5条1号	道路調査報告書No.4394 公図(カラー)	1	R4.9.14	部分公開	7条2号	個人名	
284	市長 建築安全課	274	R4.8.26	請求	5条6号	道路調査報告書No.4651、協定書、測量図、道路後退詳細図	1	R4.9.14	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名	
285	市長 建築安全課	284	R4.9.1	請求	5条6号	【受付日】令和3年8月1日から8月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.9.21	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
286	市長 建築安全課	296	R4.9.6	請求	5条2号	道路調査報告書No.2765、公図、地図、道路調査書(S57.10.29)、道路協定の締結に係る書式一式、私道の取り扱いについて	1	R4.9.26	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名	
287	市長 建築安全課	304	R4.9.12	申出	5条2号	道路調査報告書No.4570 ・協定書(S58.3.29)一式 ・協定書(S56.2.2)一式	1	R4.10.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名、法人の印影	
288	市長 建築安全課	313	R4.9.16	申出	5条1号	道路調査報告書No.2336 道路協定の締結、道路協定一式	1	R4.10.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
289	市長 建築安全課	314	R4.9.16	申出	5条1号	道路調査報告書No.4452 地図(カラー)、公図(カラー)	1	R4.10.11	部分公開	7条2号	個人名	
290	市長 建築安全課	355	R4.10.3	請求	5条6号	【受付日】令和3年9月1日から年9月30日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.10.17	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
291	市長 建築安全課	393	R4.10.17	請求	5条2号	道路調査報告書No.4401	1	R4.11.2	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
292	市長 建築安全課	394	R4.10.17	申出	5条2号	道路調査報告書No.1147内	1	R4.11.2	公開			
293	市長 建築安全課	397	R4.10.17	請求	5条6号	道路調査報告書No.3577 ・案内図・私道の取扱いについて・ 協定書・関係権利者・公図 ・現況図及び道路協定図 ※すべてカラー	1	R4.10.26	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、 法人名、法人の印影	
294	市長 建築安全課	398	R4.10.18	請求	5条6号	道路調査報告書No.6123 ・H19関係者の合意書、H19協定図 ・H17関係者の合意書、予定図、現況図	1	R4.11.2	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、 法人名、法人の印影	
295	市長 建築安全課	403	R4.10.20	請求	5条2号	道路調査報告書No.5010 頭紙	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、 法人名	
296	市長 建築安全課	404	R4.10.20	申出	5条2号	道路調査報告書No.5010 ・協定書(道路の取扱い願い書、一 覧、図面)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人 の印影	
297	市長 建築安全課	411	R4.10.21	請求	5条6号	道路調査報告書No.2142内 法第42条2項に準ずる道路の取扱 い願い書、道路計画図(カラー)	1	R4.11.10	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話 番号、個人の印影、 法人名、法人の印影	
298	市長 建築安全課	414	R4.10.25	請求	5条6号	令和4年4月1日から10月25日まで に提出された川口市内における解 体届書	19	R4.11.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話 番号、個人の印影、 法人の印影	
299	市長 建築安全課	417	R4.10.25	請求	5条6号	道路調査報告書No.4343 ・案内図 ・公図 ・写真	1	R4.11.14	部分公開	7条2号	個人名、電話番号	
300	市長 建築安全課	427	R4.10.31	請求	5条6号	道路調査報告書No.5010 案内図、公図、写真	1	R4.11.24	部分公開	7条4号	法人名、電話番号、 法人の印影	
301	市長 建築安全課	428	R4.10.31	申出	5条6号	道路調査報告書No.5010 道路の取扱い願い書、協定道路位 置図	1	R4.11.24	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人 印影	
302	市長 建築安全課	429	R4.11.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年10月1日から年 10月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に 関する書類 解体工事に関わるも の 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.11.25	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
303	市長 建築安全課	446	R4.11.14	申出	5条6号	道路調査報告書No.6171 ・位置指定道路復元協定書 ・経 過報告書 ・図面	1	R4.11.22	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人 の印影、法人名、法 人登録番号	
304	市長 建築安全課	448	R4.11.16	申出	5条6号	道路調査報告書No.1460 地図、写真、指導経過書、道路調 査報告書(S57.4.27)、公図、道路 調査報告書(H6)	1	R5.12.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話 番号、法人名	
305	市長 建築安全課	471	R4.12.1	請求	5条6号	【受付日】令和4年11月1日から11 月30日 【内容】建設リサイクル法の届出に 関する書類 解体工事に関わるも の 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R4.12.23	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
306	市長 建築安全課	483	R4.12.13	請求	5条2号	道路調査報告書No.2498 道路報告書、案内図、住宅図	1	R5.1.12	部分公開	7条2号	個人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
307	市長 建築安全課	484	R4.12.13	請求	5条2号	道路調査報告書No2498 メモ、案内図、写真	1	R5.1.12	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、 法人名	
308	市長 建築安全課	494	R4.12.16	請求	5条2号	〇〇の敷地に接道する道路について建築安全課作成の令和4年3月14日付報告書に基づき建築基準法の道路と判断されたときの報告書に添付されたすべての資料	1	R5.1.19	公開			
309	市長 建築安全課	505	R4.12.22	申出	5条2号	道路調査報告書No782 道路報告書、案内図、公図、道路の取扱い願い書、念書、現況図	1	R5.1.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、 法人名	
310	市長 建築安全課	508	R4.12.23	申出	5条6号	道路調査報告書No6200 道路報告書、協定書、土地地形図、現況図	1	R5.1.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の 印影、法人名	
311	市長 建築安全課	509	R4.12.26	請求	5条6号	道路調査報告書No6280 案内図、公図、43条第1項ただし書きの許可に関する取扱基準、関係権利者一覧、道路図	1	R5.3.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の 印影、法人名	
312	市長 建築安全課	510	R4.12.26	申出	5条6号	道路調査報告書No6280 協定道路図、公図	1	R5.3.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の 印影、法人名	
313	市長 建築安全課	517	R5.1.4	請求	5条6号	【受付日】令和4年12月1日から12月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日	1	R5.2.7	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
314	市長 建築安全課	540	R5.1.17	請求	5条6号	道路調査報告書No6349、公図	1	R5.2.10	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の 印影	
315	市長 建築安全課	541	R5.1.17	申出	5条6号	道路調査報告書No6349に係る協定書、計画図、写真	1	R5.2.10	部分公開	7条2号	個人名、住所	
316	市長 建築安全課	557	R5.1.24	請求	5条6号	令和4年9月1日から令和5年1月24日までに提出された川口市内における解体届書	2	R5.2.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、 法人の印影	
317	市長 建築安全課	572	R5.1.31	請求	5条2号	道路調査報告書(No.5149内私道の取扱いについて)、協定書、取扱基準、関係権利者、公図、現況図、理由書	1	R5.2.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、 法人の印影	
318	市長 建築安全課	581	R5.2.6	請求	5条6号	【受付日】令和5年1月1日から年1月31日 【内容】建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 【書類】受付簿 【項目】受付日、住所、解体予定日 ※一覧表での提供を希望いたしません。	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
319	市長 建築安全課	599	R5.2.8	申出	5条6号	道路調査報告書(No.3062)、案内図、公図、写真、私道の取扱いについて、建築計画の条件、協定書、協定図	1	R5.2.28	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、 法人名、法人の印影	
320	市長 建築安全課	602	R5.2.9	請求	5条6号	道路調査報告書(No.6053)道路後退位置図	1	R5.3.2	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、 法人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
321	市長 建築安全課	603	R5.2.9	申出	5条6号	道路調査報告書(No.3063)、案内図、公園、道路後退位置図、報告書、誓約書、同意書、議事録、協定書	1	R5.3.2	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影	
322	市長 建築安全課	624	R5.2.21	請求	5条6号	道路調査報告書(No.4302)、案内図、参考図	1	R5.3.17	公開			
323	市長 建築安全課	695	R5.2.28	請求	5条2号	道路調査報告書No.5254内 ・案内図・公園・道路位置図・写真	1	R5.3.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	
324	市長 建築安全課	732	R5.3.1	申出	5条2号	道路調査報告書No.2950内 案内図、公園、道路位置図、写真、協定書、協定者一覧、様式17号	1	R5.3.22	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名	
325	市長 建築安全課	750	R5.3.7	請求	5条1号	道路調査報告書No.4302内 ・案内図・住宅地図・参考図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	
326	市長 建築安全課	752	R5.3.8	申出	5条2号	位置指定道路の復元協定締結について(S63.10.1No.461) ・協定書・図面	1	R5.3.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名	
327	市長 建築安全課	753	R5.3.8	申出	5条1号	道路調査報告書No.656(カラー) ・公園・協定事項・現況測量図・写真2ページ分・案内図・私道の取扱いについて・写真4.6.9・協定事項・写真No.1・私道に関する協定書・道路調査書198 52年9月・案内図・公園・写真3ページ分・公園・案内図	1	R5.3.29	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、個人の印影、法人名	
328	市長 建築安全課	759	R5.3.13	請求	5条6号	道路調査報告書No.2746 ・私道の取扱いについて・公園・協定書・協定私道図・建築計画をする場合の条件	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名、個人の印影	
329	市長 建築安全課	760	R5.3.13	申出	5条6号	協定書類一式 No.2225	1	R5.4.20	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、個人の印影	
330	市長 建築安全課	762	R5.3.15	請求	5条2号	道路調査報告書No.4302内 ・案内図・住宅地図・参考図	1	R5.4.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、電話番号、法人名	
331	市長 建築安全課	771	R5.3.27	請求	5条1号	道路調査報告書No.6225 ・案内図・公園・協定道路現況図・地番照合図		R5.4.24	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名	
332	市長 建築安全課	776	R5.3.29	請求	5条1号	川口市道(幹線以外)神根第701号線に係る令和2年3月からの道路後退用地整備に関する文書			非公開(文書不存在)			
333	市長 建築安全課	778	R5.3.30	請求	5条1号	・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田○丁目○番地○号に関する工事・開発行為・道路後退用地・整備・指導、注意、勧告歴のわかる文書(令和元年度から請求日時点) ・川口市道(幹線以外)神根第701号線、706号線及び川口市赤芝新田○丁目○番地○号の境界に関する文書(令和元年度から請求日時点)			非公開(文書不存在)			
334	市長 建築安全課	794	R5.3.31	請求	5条1号	昇降機の定期検査報告書	1	日程調整中	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
335	市長 公園課	2	R4.4.1	請求	5条2号	令和3年3月22日開札「都市公園(神根地区)管理委託」 令和3年9月30日開札「芝中田東公園ほか15公園樹木管理委託」 令和4年3月25日開札「都市公園(神根地区)管理委託」 令和4年3月25日開札「赤山歴史自然公園環境創出委託」 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	4	R4.4.22	部分公開	7条8号	設計単価のうち非公開情報	
336	市長 公園課	5	R4.4.4	請求	5条2号	令和3年12月7日開札「沼田公園整地工事」 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.4.22	部分公開	7条4号 7条8号	見積単価及び設計単価のうち非公開情報	
337	市長 公園課	77	R4.5.26	請求	5条2号	沼田公園整備工事(その他) 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.6.15	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
338	市長 公園課	153	R4.7.12	請求	5条2号	沼田公園整備工事(その1) 金入り設計書	1	R4.8.2	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
339	市長 公園課	203	R4.7.28	請求	5条3号	令和4年度川口市役所発注 中青木公園管理棟改修工事 金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
340	市長 公園課	217	R4.8.5	請求	5条2号	令和4年度沼田公園整備工事(その1)の金入り設計書 川口市大字辻ほか地内	1	日程調整中	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
341	市長 公園課	277	R4.8.29	請求	5条1号	〇〇公園(西側)との道路境界が確認できる図面			非公開(文書不存在)			
342	市長 公園課	278	R4.8.29	請求	5条1号	蓮沼公園について、本連町会に対して、支払われている管理費の金額と、過去何年に渡り支払っているのかを確認できる資料	1	R4.9.22	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号	
343	市長 公園課	297	R4.9.7	請求	5条2号	領家第5公園整備工事 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R5.9.29	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
344	市長 公園課	308	R4.9.13	申出	5条6号	青木町公園にあるSLに関する資料	1	R4.11.7	部分公開	7条4号	法人の印影	
345	市長 公園課	353	R4.9.30	請求	5条1号	毛長川土手の樹木伐採・撤去のために支払った金額が分かる資料	1	R4.10.21	部分公開	7条4号	法人の印影	
346	市長 公園課	368	R4.10.4	請求	5条2号	令和4年度 中青木公園管理等改修工事 金入り設計書	1	R4.10.25	公開			
347	市長 公園課	452	R4.11.21	請求	5条6号	沼田公園整備工事(その2) 金入り設計書	1	R4.12.16	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
348	市長 公園課	453	R4.11.21	請求	5条6号	幹線第59号線1路線ほか街路緑地帯管理委託 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
349	市長 公園課	482	R4.12.12	請求	5条2号	前野宿川公園整備工事 金入り設計書	1	R5.1.5	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
350	市長 公園課	767	R5.3.27	請求	5条2号	令和4年度 サン・ショッピングパーク改修工事の金入り設計書 場所:川口市栄町3丁目地内	1	R4.4.14	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
351	市長 赤山歴史自然公園整備室	2	R4.4.1	請求	5条2号	令和3年10月26日開札「赤山歴史自然公園屋外遊具整備工事」金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.4.22	公開			
352	市長 再開発課	412	R4.10.24	請求	5条6号	「川口栄町3丁目銀座地区」「川口本町4丁目9番地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金の事業量調査書(予算要望調書)または、地区概要調査資料(予算要望調整)(最新のもの、添付資料を含む)	2	R4.11.17	部分公開	7条2号	個人名	
353	市長 西部土地区画整理事務所	25	R4.4.20	申出	5条1号	・仮換地指定の従前地の根拠となる公図調整図の開示及びその公図調整図を作成・指示した者の氏名 ・仮換地重図上において、該当地番となっている理由が分かる資料			非公開(文書不存在)			
354	市長 西部土地区画整理事務所	26	R4.4.20	請求	5条1号	・平成27年仮換地指定の従前地の根拠となる公図調整図の開示及びその公図調整図を作成・指示した者の氏名 ・仮換地重図上において、該当地番となっている理由 ・公図調整図において、該当地の図形が公図と異なる理由	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人名	
355	市長 西部土地区画整理事務所	102	R4.6.17	申出	5条1号	①区画整理事務所が保有する公図調整図について、どのような調整をしたのか分かる資料や記録の開示 ②芝東(第4~6)土地区画整理事業の境界図の開示 ③従前地の土地評価に関する根拠資料の開示	1	日程調整中	部分公開	不存在	公図調整図に係る記録	
356	市長 西部土地区画整理事務所	467	R4.11.30	請求	5条2号	芝東第3土地区画整理事業 区画街路6-4号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
357	市長 西部土地区画整理事務所	468	R4.11.30	請求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業 区画街路6-63号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.12.21	公開			
358	市長 東部土地区画整理事務所	277	R4.8.29	請求	5条1号	東本郷商店街付近の道路排水経路及び排水先が確認できる図面			非公開(文書不存在)			
359	市長 東部土地区画整理事務所	299	R4.9.8	請求	5条1号	蓮沼橋から石御堂橋付近の管理図面			非公開(文書不存在)			
360	市長 東部土地区画整理事務所	300	R4.9.8	請求	5条1号	新郷スポーツセンター付近の道路幅員の車道と歩道の管理図面			非公開(文書不存在)			
361	市長 東部土地区画整理事務所	301	R4.9.8	請求	5条1号	スポーツ通り道路の排水図面			非公開(文書不存在)			
362	市長 東部土地区画整理事務所	302	R4.9.8	請求	5条1号	川口市東本郷字下溜から草加市遊馬町字平沼間の道路管理図面及び排水図面			非公開(文書不存在)			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
363	市長 東部土地区画整理事務所	321	R4.9.20	請求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業115街区ほか造成工事金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
364	市長 東部土地区画整理事務所	322	R4.9.20	請求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業都市計画道路東本郷新堀線舗装工事金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
365	市長 東部土地区画整理事務所	342	R4.9.21	請求	5条1号	見沼農業用水路地区境図	1	R4.10.21	公開			
366	市長 東部土地区画整理事務所	344	R4.9.21	請求	5条1号	東本郷商店街付近の道路排水経路及び排水先が確認できる図面			非公開(文書不存在)			
367	市長 東部土地区画整理事務所	359	R4.10.3	請求	5条1号	新郷東部第2土地区画整理事業都市計画道路東本郷新堀線舗装工事金入り設計書	1	R4.10.7	公開			
368	市長 東部土地区画整理事務所	373	R4.10.6	請求	5条2号	令和2年度 新郷東部第2土地区画整理事業4街区造成工事その2金入り設計書	1	R4.10.26	公開			
369	市長 東部土地区画整理事務所	374	R4.10.6	請求	5条2号	令和3年度 新郷東部第2土地区画整理事業区画街路6-106号線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.10.26	公開			
370	市長 東部土地区画整理事務所	466	R4.11.30	請求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業金入り設計書	1	R4.12.16	公開			
371	市長 東部土地区画整理事務所	489	R4.12.15	申出	5条1号	県道の石御道橋より南前橋における〇〇との土地借用契約書			非公開(文書不存在)			
372	市長 東部土地区画整理事務所	490	R4.12.15	申出	5条1号	足立区との地区境箇所について区画整理事業上どのように道路を整備するのかわかる書類 また、現在三味線掘に流れている排水を区画整理事業上どのように道路を整備するのかわかる書類	1	R5.1.17	公開			
373	市長 東部土地区画整理事務所	491	R4.12.15	申出	5条1号	平成9年8月22日都市計画事業申請の時点で、草加市と地区境の立会いに関する資料	1	R5.1.17	公開			
374	市長 東部土地区画整理事務所	492	R4.12.16	申出	5条1号	平成9年8月22日都市計画事業申請時点で確定している書面並びに調整池3号が記載されている書面			非公開(文書不存在)			
375	市長 東部土地区画整理事務所	493	R4.12.16	申出	5条1号	見沼農業用水路の地区境界の立合測量年月日がわかるもの	1	R5.1.17	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
376	市長 東部土地区画整理事務所	604	R5.2.14	申出	5条1号	石御堂から南前橋において見沼土地改良区より借用した幅員1m分の立合測量年月日が分かる文書及び同範囲における既存道路5m幅員が分かる文書	1	R5.2.27	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
377	市長 東部土地区画整理事務所	605	R5.2.14	請求	5条1号	蓮沼橋より本郷橋までの見沼用水路に面した道路の排水先が分かる文書			非公開(文書不存在)			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
378	市長 北部土地区画整理事務所	307	R4.9.13	請求	5条3号	令和4年度石神西立野特定土地区画整理事業 都市計画道路石神戸塚線橋梁建設工事 金入り設計書	1	R4.10.5	公開			
379	市長 北部土地区画整理事務所	312	R4.9.15	請求	5条2号	令和3年度石神西立野特定土地区画整理事業 都市計画道路石神戸塚線橋梁建設工事 金入り設計書	1	R4.10.5	公開			
380	市長 北部土地区画整理事務所	323	R4.9.20	請求	5条2号	石神西立野特定土地区画整理事業 都市計画道路石神戸塚線橋梁建設工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
381	市長 北部土地区画整理事務所	469	R4.11.30	請求	5条2号	石神西立野特定土地区画整理事業 区画街路10-5号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.12.21	公開			
382	市長 里土地区画整理事務所	324	R4.9.20	請求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6-74号ほか2路線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
383	市長 里土地区画整理事務所	325	R4.9.20	請求	5条2号	里土地区画整理事業 都市計画道路里西通り線街路築造工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
384	市長 里土地区画整理事務所	409	R4.10.21	請求	5条2号	令和4年度 里土地区画整理事業 都市計画道路蕨流山線ほか1路線街路築造工事 設計金額入り設計書	1	R4.11.8	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
385	市長 里土地区画整理事務所	421	R4.10.27	請求	5条2号	令和4年度 里土地区画整理事業 都市計画道路蕨流山線ほか1路線街路築造工事 金入り設計書、見積一覧表	1	R4.11.8	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
386	市長 里土地区画整理事務所	470	R4.11.30	請求	5条2号	里土地区画整理事業 65街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R4.12.21	公開			
387	市長 里土地区画整理事務所	755	R5.3.8	請求	5条2号	都市計画道路蕨流山線ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.3.28	部分公開	7条4号	見積単価のうち非公開情報	
388	市長 予防課	182	R4.7.14	請求	5条6号	消防用設備等点検結果報告書	1	R4.8.5	部分公開	7条1号 7条2号	防火管理者、点検者、立会者	
389	市長 予防課	441	R4.11.10	請求	5条2号	出火原因報告書(発生日:令和〇年〇月〇日、住所:川口市峯〇丁目〇番地〇号)車からの出火			取下げ			
390	市長 予防課	442	R4.11.10	請求	5条1号	火災調査書(発生日:令和〇年〇月〇日、住所:川口市西青木〇丁目〇番地〇号)	1	R4.11.29	部分公開	7条2号 7条7号	個人名、住所、生年月日、火元情報、焼損床面積及び損害額	
391	市長 予防課	547	R5.1.19	請求	5条2号	令和〇年〇月〇日に発生した火災の消防記録 川口市大字安行領根岸〇丁目〇番地〇号	1	R5.2.7	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人名、法人名、火元情報、焼損床面積及び損害額	
392	市長 指令課	619	R5.2.17	請求	5条6号	「消防指令システム・消防救急デジタル無線設備更新業務」公募型プロポーザル選定に係る評価結果資料一式(プロポーザル採点内訳明細表、優先交渉権獲得業者の提出資料①見積書②ライフサイクルコスト表③企画提案書)	1	R5.3.27	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人名、電話番号、見積情報、費用情報、各選定委員の評価点	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
393	市長 南消防署管理課	81	R4.5.30	請求	5条2号	令和〇年〇月〇日当社施設の〇〇より救急要請をした際の救急活動記録票	1	R4.6.9	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、生年月日、性別、職業、既往歴	
394	市長 南消防署管理課	613	R5.2.15	請求	5条6号	令和5年1月31日の救急搬送記録 入電時間:10時07分頃 搬送場所:鳩ヶ谷緑町〇丁目〇番地〇号	1	R5.3.1	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、生年月日、性別、職業、既往歴	
395	市長 北消防署管理課	94	R4.6.13	請求	5条1号	令和〇年〇月〇日 救急搬送記録 鳩ヶ谷本町〇丁目〇番地〇号	1	R4.6.24	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、生年月日、性別、職業、既往歴	
396	市長 北消防署管理課	612	R5.2.15	請求	5条6号	令和〇年〇月〇日 救急搬送記録 鳩ヶ谷緑町〇丁目〇番地〇号	1	R5.3.1	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、生年月日、性別、職業、既往歴	
397	上下水道事業管理者 上下水道総務課	618	R5.2.16	請求	5条3号	マスクの着用が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開 (文書不存在)			
398	上下水道事業管理者 財務課	205	R4.8.1	請求	5条2号	改良第47号安行地区配水管布設工事の入札時の最低制限価格設定に関する資料	1	R4.8.8	部分公開	7条7号	最低制限価格の範囲	
399	上下水道事業管理者 料金課	88	R4.6.6	請求	5条6号	川口市内における水道大口利用者、上位50社	1	R4.6.21	部分公開	7条2号	個人名	
400	上下水道事業管理者 上水道維持課	326	R4.9.20	請求	5条2号	第1号戸塚地区排水施設整備工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
401	上下水道事業管理者 上水道維持課	375	R4.10.6	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注 舗装復旧委託	1	R4.10.18	公開			
402	上下水道事業管理者 上水道維持課	401	R4.10.18	請求	5条6号	令和4年度漏水修理等材料単価一覧表 (名称・規格・金額・コード等記載のもの)	1	R4.10.31	公開			
403	上下水道事業管理者 上水道維持課	450	R4.11.17	請求	5条2号	第3号横曽根地区排水施設整備工事 金入り設計書	1	R4.11.28	公開			
404	上下水道事業管理者 上水道維持課	766	R5.3.23	請求	5条2号	令和3年3月22日 舗装復旧委託 金入り設計書	1	R5.3.28	公開			
405	上下水道事業管理者 上水道建設課	34	R4.5.12	請求	5条2号	令和4年度川口市上下水道局発注 改良第24号戸塚地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.5.20	公開			
406	上下水道事業管理者 上水道建設課	36	R4.5.12	請求	5条2号	改良第1-1号南平地区配水管布設 工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R4.5.20	公開			
407	上下水道事業管理者 上水道建設課	41	R4.5.12	請求	5条6号	上水道工事の予定価格算出に使用される最新年度版及び前年度版の設計単価表(名称、規格、単価金額、コードが分かるもの全て)	1	R4.6.7	部分公開	7条4号	設計単価のうち非公開情報	
408	上下水道事業管理者 上水道建設課	42	R4.5.13	請求	5条6号	令和3年度川口市水道工事設計単価表(名称・規格・単価金額・単価コード記載)	1	R4.6.15	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
409	上下水道事業管理者 上水道建設課	48	R4.5.13	請求	5条2号	令和4年度川口市役所発注 拡張第10号新郷地区排水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
410	上下水道事業管理者 上水道建設課	51	R4.5.19	請求	5条2号	令和4年度川口市上下水道局発注 改良第31号安行・新郷地区配水管 布設工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
411	上下水道事業管理者 上水道建設課	54	R4.5.19	請求	5条6号	令和4年度 改良第31号安行・新郷地区配水管 布設工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
412	上下水道事業管理者 上水道建設課	57	R4.5.19	請求	5条2号	令和3年度水道単価表	1	R4.6.1	公開			
413	上下水道事業管理者 上水道建設課	58	R4.5.19	請求	5条2号	改良第31号安行・新郷地区配水管 布設工事 金入り設計書 (1位代価表、施工表、特殊施工、 施工P、数量計算書、見積一覧)	1	R4.5.30	公開			
414	上下水道事業管理者 上水道建設課	61	R4.5.19	請求	5条2号	改良第1-1号南平地区配水管布設 工事(ゼロ債務) 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.5.30	公開			
415	上下水道事業管理者 上水道建設課	62	R4.5.19	請求	5条2号	改良第20号青木地区配水管布設 工事 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.5.30	公開			
416	上下水道事業管理者 上水道建設課	68	R4.5.20	請求	5条2号	改良第31号安行・新郷地区配水管 布設工事 金入り設計書、見積一覧表	1	R4.5.30	公開			
417	上下水道事業管理者 上水道建設課	70	R4.5.23	請求	5条2号	令和3年度川口市上下水道局発注 第2号神根地区配水ブロック施設 設置工事 金入り設計書	1	R4.5.31	公開			
418	上下水道事業管理者 上水道建設課	74	R4.5.26	請求	5条6号	改良第18号安行地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.6.9	公開			
419	上下水道事業管理者 上水道建設課	75	R4.5.26	請求	5条6号	改良第17号南平地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.6.9	公開			
420	上下水道事業管理者 上水道建設課	76	R4.5.26	請求	5条6号	改良第19号南青木地区配水管布 設工事 金入り設計書	1	R4.6.9	公開			
421	上下水道事業管理者 上水道建設課	97	R4.6.17	請求	5条2号	改良第41号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.6.29	公開			
422	上下水道事業管理者 上水道建設課	98	R4.6.17	請求	5条2号	改良第39号芝地区配水管布設工 事 金入り設計書	1	R4.6.29	公開			
423	上下水道事業管理者 上水道建設課	99	R4.6.17	請求	5条2号	改良受託第4号安行地区配水管布 設工事 金額入りの設計書	1	R4.6.29	公開			
424	上下水道事業管理者 上水道建設課	100	R4.6.17	請求	5条2号	改良第40号鳩ヶ谷地区配水管布 設工事 金入り設計書	1	R4.6.29	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
425	上下水道事業管理者 上水道建設課	114	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第22号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
426	上下水道事業管理者 上水道建設課	115	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第20号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
427	上下水道事業管理者 上水道建設課	116	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第16号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
428	上下水道事業管理者 上水道建設課	117	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第13号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
429	上下水道事業管理者 上水道建設課	118	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第12号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
430	上下水道事業管理者 上水道建設課	119	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第14号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
431	上下水道事業管理者 上水道建設課	120	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第18号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
432	上下水道事業管理者 上水道建設課	121	R4.6.24	請求	5条3号	令和4年度 川口市上下水道局発注 改良第23号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
433	上下水道事業管理者 上水道建設課	122	R4.6.27	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注第1号新郷地区配水ブロック施設設置工事 金入り設計書	1	R4.7.5	公開			
434	上下水道事業管理者 上水道建設課	126	R4.6.27	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注改良第40号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.12	公開			
435	上下水道事業管理者 上水道建設課	128	R4.6.28	請求	5条2号	改良第15号青木地区送水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
436	上下水道事業管理者 上水道建設課	129	R4.6.28	請求	5条2号	拡張第26号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
437	上下水道事業管理者 上水道建設課	130	R4.6.28	請求	5条2号	改良第38号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
438	上下水道事業管理者 上水道建設課	131	R4.6.28	請求	5条2号	改良第39号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
439	上下水道事業管理者 上水道建設課	132	R4.6.28	請求	5条2号	改良第40号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
440	上下水道事業管理者 上水道建設課	133	R4.6.28	請求	5条2号	改良第41号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
441	上下水道事業管理者 上水道建設課	134	R4.6.28	請求	5条2号	改良第42号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
442	上下水道事業管理者 上水道建設課	135	R4.6.28	請求	5条2号	改良第43号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
443	上下水道事業管理者 上水道建設課	136	R4.6.28	請求	5条2号	改良第44号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
444	上下水道事業管理者 上水道建設課	137	R4.6.28	請求	5条2号	改良第61号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.19	公開			
445	上下水道事業管理者 上水道建設課	154	R4.7.12	請求	5条2号	改良第12号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
446	上下水道事業管理者 上水道建設課	155	R4.7.12	請求	5条2号	改良第14号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
447	上下水道事業管理者 上水道建設課	156	R4.7.12	請求	5条2号	改良第13号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
448	上下水道事業管理者 上水道建設課	157	R4.7.12	請求	5条2号	改良第16号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
449	上下水道事業管理者 上水道建設課	158	R4.7.12	請求	5条2号	改良第20号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
450	上下水道事業管理者 上水道建設課	159	R4.7.12	請求	5条2号	改良第22号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
451	上下水道事業管理者 上水道建設課	160	R4.7.12	請求	5条2号	改良第17号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
452	上下水道事業管理者 上水道建設課	161	R4.7.12	請求	5条2号	改良第19号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
453	上下水道事業管理者 上水道建設課	162	R4.7.12	請求	5条2号	改良第21号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
454	上下水道事業管理者 上水道建設課	165	R4.7.12	請求	5条2号	改良第31号安行・新郷地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ			
455	上下水道事業管理者 上水道建設課	166	R4.7.12	請求	5条2号	改良第15号青木地区送水管布設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
456	上下水道事業管理者 上水道建設課	171	R4.7.12	請求	5条6号	水道事業の積算時に使用する令和4年度版材料単価一覧表	1	R4.7.29	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
457	上下水道事業管理者 上水道建設課	172	R4.7.13	請 求	5条2号	改良第50号青木地区排水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
458	上下水道事業管理者 上水道建設課	173	R4.7.13	請 求	5条2号	改良第40号鳩ヶ谷地区排水管布 設工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
459	上下水道事業管理者 上水道建設課	174	R4.7.13	請 求	5条2号	第1新郷地区排水ブロック布設整 備工事 金入り設計書	1	R4.7.29	公開			
460	上下水道事業管理者 上水道建設課	185	R4.7.21	請 求	5条6号	令和4年度川口市水道工事単価一 覧表	1	R4.8.2	部分公開	7条4号	設計単価のうち非公 開情報	
461	上下水道事業管理者 上水道建設課	187	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第45号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
462	上下水道事業管理者 上水道建設課	188	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第46号横曽根地区配水管布 設工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
463	上下水道事業管理者 上水道建設課	189	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第47号安行地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
464	上下水道事業管理者 上水道建設課	190	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第48号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
465	上下水道事業管理者 上水道建設課	191	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第49号南平地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
466	上下水道事業管理者 上水道建設課	192	R4.7.25	請 求	5条3号	改良第51号戸塚地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
467	上下水道事業管理者 上水道建設課	193	R4.7.25	請 求	5条3号	拡張第18号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.4	公開			
468	上下水道事業管理者 上水道建設課	196	R4.7.26	請 求	5条2号	改良第46号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
469	上下水道事業管理者 上水道建設課	197	R4.7.26	請 求	5条2号	改良第46号横曽根地区配水管布 設工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
470	上下水道事業管理者 上水道建設課	198	R4.7.26	請 求	5条2号	拡張第18号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
471	上下水道事業管理者 上水道建設課	199	R4.7.26	請 求	5条2号	改良第48号神根地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
472	上下水道事業管理者 上水道建設課	200	R4.7.26	請 求	5条2号	改良第51号戸塚地区配水管布設 工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
473	上下水道事業管理者 上水道建設課	201	R4.7.26	請求	5条2号	改良第47号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
474	上下水道事業管理者 上水道建設課	202	R4.7.26	請求	5条2号	改良第49号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.8.8	公開			
475	上下水道事業管理者 上水道建設課	205	R4.8.1	請求	5条2号	改良第47号安行地区配水管布設工事の積算書	1	R4.8.17	公開			
476	上下水道事業管理者 上水道建設課	210	R4.8.5	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注改良第50号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.8.22	公開			
477	上下水道事業管理者 上水道建設課	226	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度改良第45号神根地区配水管布設工事の金入り設計書	1	R4.8.29	公開			
478	上下水道事業管理者 上水道建設課	227	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度改良第15号青木地区送水管布設工事の金入設計書	1	R4.8.29	公開			
479	上下水道事業管理者 上水道建設課	228	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度改良第12号戸塚地区配水管布設工事の金入設計書	1	R4.8.29	公開			
480	上下水道事業管理者 上水道建設課	229	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度拡張第1-1号鳩ヶ谷地区配水管布設工事の金入設計書	1	R4.8.29	公開			
481	上下水道事業管理者 上水道建設課	230	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度改良第2号新郷地区配水管布設工事の金入設計書	1	R4.8.29	公開			
482	上下水道事業管理者 上水道建設課	254	R4.8.10	請求	5条2号	令和4年5月18日付、入札公告のあった「第1号新郷地区配水ブロック施設設置工事」の金入り設計書	1	R4.8.23	公開			
483	上下水道事業管理者 上水道建設課	266	R4.8.23	請求	5条6号	改良第53号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.9.8	公開			
484	上下水道事業管理者 上水道建設課	293	R4.9.5	請求	5条2号	改良第19号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.9.20	公開			
485	上下水道事業管理者 上水道建設課	294	R4.9.5	請求	5条2号	改良第31号安行・新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.9.20	公開			
486	上下水道事業管理者 上水道建設課	295	R4.9.5	請求	5条2号	改良第7号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R4.9.20	公開			
487	上下水道事業管理者 上水道建設課	327	R4.9.20	請求	5条2号	改良第43号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
488	上下水道事業管理者 上水道建設課	328	R4.9.20	請求	5条2号	改良第32号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
489	上下水道事業管理者 上水道建設課	329	R4.9.20	請求	5条2号	改良第29号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
490	上下水道事業管理者 上水道建設課	330	R4.9.20	請求	5条2号	改良第27号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
491	上下水道事業管理者 上水道建設課	331	R4.9.20	請求	5条2号	改良第24号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
492	上下水道事業管理者 上水道建設課	332	R4.9.20	請求	5条2号	改良第15号青木地区送水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
493	上下水道事業管理者 上水道建設課	333	R4.9.20	請求	5条2号	改良第12号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
494	上下水道事業管理者 上水道建設課	334	R4.9.20	請求	5条2号	拡張第18号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.13	公開			
495	上下水道事業管理者 上水道建設課	345	R4.9.21	請求	5条2号	改良第52号鳩ヶ谷地区排水管布設工事の積算書	1	R4.10.12	公開			
496	上下水道事業管理者 上水道建設課	347	R4.9.22	請求	5条2号	改良第36号神根地区配水管布設工事 改良受託第1号神根地区配水管布設工事 改良第59号南平地区配水管布設工事 拡張第22号南平・中央地区配水管布設工事 改良第50号青木地区配水管布設工事 令和4年度金入り設計書	5	R4.10.12	公開			
497	上下水道事業管理者 上水道建設課	360	R4.10.3	請求	5条1号	拡張第34号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.18	公開			
498	上下水道事業管理者 上水道建設課	361	R4.10.3	請求	5条1号	改良第25号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.18	公開			
499	上下水道事業管理者 上水道建設課	365	R4.10.3	請求	5条1号	拡張第27号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.18	公開			
500	上下水道事業管理者 上水道建設課	367	R4.10.4	請求	5条2号	改良第55号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.20	公開			
501	上下水道事業管理者 上水道建設課	369	R4.10.4	請求	5条2号	令和4年度 改良第16号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.19	公開			
502	上下水道事業管理者 上水道建設課	370	R4.10.4	請求	5条2号	令和4年度 改良第45号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.19	公開			
503	上下水道事業管理者 上水道建設課	371	R4.10.4	請求	5条2号	令和4年度 改良第3-1号青木地区鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.10.19	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
504	上下水道事業管理者 上水道建設課	400	R4.10.18	請求	5条6号	拡張第38号芝地区配水管布設工事 改良受託第5号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 拡張第34号芝地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第30号神根地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第33号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 拡張第31号安行地区配水管布設工事 拡張第29号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 拡張第27号神根地区配水管布設工事(参加意思確認型) 改良第59号南平地区配水管布設工事(参加意思確認型) 改良受託第3号新郷地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第20号神根地区配水管布設工事(参加意思確認型) 改良受託第4号安行地区配水管布設工事 拡張第21号戸塚地区配水管布設工事 拡張第16号新郷地区配水管布設工事 拡張第17号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(参加意思確認型) 改良受託第1号神根地区配水管布設工事 拡張第15号神根地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第12号青木地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第2号芝地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第13号安行地区配水管布設工事(参加意思確認型) 拡張第14号青木地区配水管布設工事 令和4年度の金入り設計書(内訳書・一位代価表・施工歩掛表・特殊代価表など)・数量計算書・見積一覧表など			取下げ			
505	上下水道事業管理者 上水道建設課	418	R4.10.26	請求	5条2号	改良第5号横曽根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R4.11.10	公開			
506	上下水道事業管理者 上水道建設課	419	R4.10.26	請求	5条2号	改良第15号青木地区配水管布設工事金入り設計書	1	R4.11.10	公開			
507	上下水道事業管理者 上水道建設課	438	R4.11.9	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注拡張第39号横曽根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.12.1	公開			
508	上下水道事業管理者 上水道建設課	439	R4.11.9	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注改良受託第5号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R4.12.1	公開			
509	上下水道事業管理者 上水道建設課	472	R4.12.1	請求	5条3号	上水道建設工事に伴う洗管日数を算定する根拠資料、または日数を算定する目安の情報	1	R4.12.23	公開			
510	上下水道事業管理者 上水道建設課	479	R4.12.8	請求	5条3号	令和4年度 改良第62号中央地区配水管布設工事	1	R4.12.23	公開			
511	上下水道事業管理者 上水道建設課	480	R4.12.8	請求	5条3号	令和4年度 改良第63号青木地区配水管布設工事	1	R4.12.23	公開			
512	上下水道事業管理者 上水道建設課	499	R4.12.22	請求	5条1号	拡張第37号安行地区配水管布設工事、改良第62号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	2	日程調整中	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
513	上下水道事業管理者 上水道建設課	525	R5.1.13	請求	5条2号	受託第6号安行地区仮設配水管布設工事	1	日程調整中	公開			
514	上下水道事業管理者 上水道建設課	526	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第20号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
515	上下水道事業管理者 上水道建設課	527	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第23号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
516	上下水道事業管理者 上水道建設課	528	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第27号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
517	上下水道事業管理者 上水道建設課	529	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第30号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
518	上下水道事業管理者 上水道建設課	530	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第31号安行区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
519	上下水道事業管理者 上水道建設課	531	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第34号芝区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
520	上下水道事業管理者 上水道建設課	532	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第37号安行区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
521	上下水道事業管理者 上水道建設課	533	R5.1.16	請求	5条2号	拡張第39号横曽根区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.1.24	公開			
522	上下水道事業管理者 上水道建設課	542	R5.1.18	請求	5条2号	改良第53号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
523	上下水道事業管理者 上水道建設課	543	R5.1.18	請求	5条2号	改良第50号青木地区配水管布設工事	1	日程調整中	公開			
524	上下水道事業管理者 上水道建設課	544	R5.1.18	請求	5条2号	拡張第30号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
525	上下水道事業管理者 上水道建設課	545	R5.1.18	請求	5条2号	拡張第34号芝区配水管布設工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
526	上下水道事業管理者 上水道建設課	562	R5.1.26	請求	5条2号	拡張第30号神根地区配水管布設工事 工事仕様書(金入り)	1	日程調整中	公開			
527	上下水道事業管理者 上水道建設課	564	R5.1.26	請求	5条2号	令和4年度川口市水道工事単価一覧表 特殊施行単価	1	R5.2.15	公開			
528	上下水道事業管理者 上水道建設課	567	R5.1.27	請求	5条6号	改良第53号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.13	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
529	上下水道事業管理者 上水道建設課	569	R5.1.30	請求	5条2号	改良第49号南平地区排水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.7	公開			
530	上下水道事業管理者 上水道建設課	582	R5.2.7	請求	5条1号	改良第60号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
531	上下水道事業管理者 上水道建設課	583	R5.2.7	請求	5条1号	改良第58号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
532	上下水道事業管理者 上水道建設課	584	R5.2.7	請求	5条1号	改良第57号芝・神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
533	上下水道事業管理者 上水道建設課	585	R5.2.7	請求	5条1号	拡張第28号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
534	上下水道事業管理者 上水道建設課	586	R5.2.7	請求	5条1号	拡張第25号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
535	上下水道事業管理者 上水道建設課	587	R5.2.7	請求	5条1号	拡張第19号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
536	上下水道事業管理者 上水道建設課	621	R5.2.21	請求	5条2号	拡張第34号芝地区配水管布設工事 改良第56号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R5.3.6	公開			
537	上下水道事業管理者 上水道建設課	626	R5.2.21	請求	5条3号	拡張第2号線鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
538	上下水道事業管理者 上水道建設課	627	R5.2.21	請求	5条2号	拡張第1号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
539	上下水道事業管理者 上水道建設課	628	R5.2.21	請求	5条2号	拡張第2号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
540	上下水道事業管理者 上水道建設課	637	R5.2.24	請求	5条2号	改良第22号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.3.8	公開			
541	上下水道事業管理者 上水道建設課	638	R5.2.24	請求	5条2号	拡張第2号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	日程調整中	公開			
542	上下水道事業管理者 上水道建設課	640	R5.2.27	請求	5条2号	改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)工事設計書 本工事費内訳書	1	日程調整中	公開			
543	上下水道事業管理者 上水道建設課	641	R5.2.27	請求	5条2号	改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務)工事設計書 本工事費内訳書	1	R5.3.22	公開			
544	上下水道事業管理者 上水道建設課	642	R5.2.27	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)工事設計書 本工事費内訳書	1	R5.3.22	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
545	上下水道事業管理者 上水道建設課	643	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事 (ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
546	上下水道事業管理者 上水道建設課	644	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
547	上下水道事業管理者 上水道建設課	645	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
548	上下水道事業管理者 上水道建設課	646	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第4号横曽根・青木地区配水 管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
549	上下水道事業管理者 上水道建設課	647	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
550	上下水道事業管理者 上水道建設課	648	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
551	上下水道事業管理者 上水道建設課	649	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
552	上下水道事業管理者 上水道建設課	650	R5.2.27	請 求	5条2号	改良第8号横曽根地区配水管布設 工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
553	上下水道事業管理者 上水道建設課	652	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第1号芝地区配水管布設工事 (ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
554	上下水道事業管理者 上水道建設課	653	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第2号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
555	上下水道事業管理者 上水道建設課	654	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第3号神根地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
556	上下水道事業管理者 上水道建設課	655	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第4号横曽根・青木地区配水 管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
557	上下水道事業管理者 上水道建設課	656	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第5号青木地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
558	上下水道事業管理者 上水道建設課	657	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第6号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
559	上下水道事業管理者 上水道建設課	658	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第7号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
560	上下水道事業管理者 上水道建設課	659	R5.2.27	請 求	5条3号	改良第8号横曽根地区配水管布設 工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.16	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
561	上下水道事業管理者 上水道建設課	660	R5.2.27	請求	5条3号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
562	上下水道事業管理者 上水道建設課	661	R5.2.27	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
563	上下水道事業管理者 上水道建設課	662	R5.2.27	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
564	上下水道事業管理者 上水道建設課	663	R5.2.27	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
565	上下水道事業管理者 上水道建設課	666	R5.2.27	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
566	上下水道事業管理者 上水道建設課	670	R5.2.27	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
567	上下水道事業管理者 上水道建設課	671	R5.2.27	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
568	上下水道事業管理者 上水道建設課	672	R5.2.27	請求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
569	上下水道事業管理者 上水道建設課	673	R5.2.27	請求	5条2号	改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
570	上下水道事業管理者 上水道建設課	674	R5.2.27	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
571	上下水道事業管理者 上水道建設課	675	R5.2.27	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
572	上下水道事業管理者 上水道建設課	676	R5.2.27	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
573	上下水道事業管理者 上水道建設課	677	R5.2.27	請求	5条2号	改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
574	上下水道事業管理者 上水道建設課	678	R5.2.27	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
575	上下水道事業管理者 上水道建設課	681	R5.2.28	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	5	R5.3.22	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
576	上下水道事業管理者 上水道建設課	682	R5.2.28	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	4	R5.3.22	公開			
577	上下水道事業管理者 上水道建設課	685	R5.2.28	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
578	上下水道事業管理者 上水道建設課	686	R5.2.28	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
579	上下水道事業管理者 上水道建設課	687	R5.2.28	請求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
580	上下水道事業管理者 上水道建設課	688	R5.2.28	請求	5条2号	改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
581	上下水道事業管理者 上水道建設課	689	R5.2.28	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
582	上下水道事業管理者 上水道建設課	690	R5.2.28	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
583	上下水道事業管理者 上水道建設課	691	R5.2.28	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
584	上下水道事業管理者 上水道建設課	692	R5.2.28	請求	5条2号	改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
585	上下水道事業管理者 上水道建設課	693	R5.2.28	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.15	公開			
586	上下水道事業管理者 上水道建設課	696	R5.2.28	請求	5条6号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	9	R5.3.23	公開			
587	上下水道事業管理者 上水道建設課	698	R5.2.28	請求	5条2号	拡張第1号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	日程調整中	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
588	上下水道事業管理者 上水道建設課	702	R5.3.1	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
589	上下水道事業管理者 上水道建設課	703	R5.3.1	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
590	上下水道事業管理者 上水道建設課	704	R5.3.1	請求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
591	上下水道事業管理者 上水道建設課	705	R5.3.1	請求	5条2号	改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
592	上下水道事業管理者 上水道建設課	706	R5.3.1	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
593	上下水道事業管理者 上水道建設課	707	R5.3.1	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
594	上下水道事業管理者 上水道建設課	708	R5.3.1	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
595	上下水道事業管理者 上水道建設課	709	R5.3.1	請求	5条2号	改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
596	上下水道事業管理者 上水道建設課	710	R5.3.1	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
597	上下水道事業管理者 上水道建設課	711	R5.3.1	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
598	上下水道事業管理者 上水道建設課	712	R5.3.1	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
599	上下水道事業管理者 上水道建設課	713	R5.3.1	請求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
600	上下水道事業管理者 上水道建設課	714	R5.3.1	請求	5条2号	改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
601	上下水道事業管理者 上水道建設課	715	R5.3.1	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
602	上下水道事業管理者 上水道建設課	716	R5.3.1	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
603	上下水道事業管理者 上水道建設課	717	R5.3.1	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
604	上下水道事業管理者 上水道建設課	718	R5.3.1	請求	5条2号	改良第8号横曽根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
605	上下水道事業管理者 上水道建設課	719	R5.3.1	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
606	上下水道事業管理者 上水道建設課	720	R5.3.1	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.16	公開			
607	上下水道事業管理者 上水道建設課	722	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
608	上下水道事業管理者 上水道建設課	723	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
609	上下水道事業管理者 上水道建設課	724	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
610	上下水道事業管理者 上水道建設課	725	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第4号横曽根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
611	上下水道事業管理者 上水道建設課	726	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
612	上下水道事業管理者 上水道建設課	727	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
613	上下水道事業管理者 上水道建設課	728	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第8号横曽根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
614	上下水道事業管理者 上水道建設課	729	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
615	上下水道事業管理者 上水道建設課	730	R5.3.1	請求	5条2号	令和5年度改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
616	上下水道事業管理者 上水道建設課	739	R5.3.3	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
617	上下水道事業管理者 上水道建設課	740	R5.3.3	請求	5条2号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
618	上下水道事業管理者 上水道建設課	741	R5.3.3	請求	5条2号	改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
619	上下水道事業管理者 上水道建設課	742	R5.3.3	請求	5条2号	改良第4号横曽根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
620	上下水道事業管理者 上水道建設課	743	R5.3.3	請求	5条2号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
621	上下水道事業管理者 上水道建設課	744	R5.3.3	請求	5条2号	改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
622	上下水道事業管理者 上水道建設課	745	R5.3.3	請求	5条2号	改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
623	上下水道事業管理者 上水道建設課	746	R5.3.3	請求	5条2号	改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
624	上下水道事業管理者 上水道建設課	747	R5.3.3	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
625	上下水道事業管理者 上水道建設課	748	R5.3.6	請求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第6号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第7号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第8号横管根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書及び資材調書	9	R5.3.16	公開			
626	上下水道事業管理者 上水道建設課	758	R5.3.10	請求	5条2号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務) 拡張第1号鳩ヶ谷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	2	R5.3.22	公開			
627	上下水道事業管理者 上水道建設課	761	R5.3.14	請求	5条6号	改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務) 改良第3号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)	3	R5.3.24	公開			
628	上下水道事業管理者 上水道建設課	772	R5.3.28	請求	5条6号	改良第2号新郷地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	日程調整中	公開			
629	上下水道事業管理者 上水道建設課	773	R5.3.28	請求	5条6号	改良第9号神根地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	日程調整中	公開			
630	上下水道事業管理者 上水道建設課	774	R5.3.29	請求	5条2号	令和5年度改良第1号芝地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	日程調整中	公開			
631	上下水道事業管理者 上水道建設課	783	R5.3.30	請求	5条6号	改良第5号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.4.19	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
632	上下水道事業管理者 上水道建設課	784	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第3号神根地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
633	上下水道事業管理者 上水道建設課	785	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第4号横曽根・青木地区配水 管布設工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
634	上下水道事業管理者 上水道建設課	786	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第6号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
635	上下水道事業管理者 上水道建設課	787	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第1号芝地区配水管布設工事 (ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
636	上下水道事業管理者 上水道建設課	788	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第8号横曽根地区配水管布設 工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
637	上下水道事業管理者 上水道建設課	789	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第7号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
638	上下水道事業管理者 上水道建設課	790	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第9号神根地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
639	上下水道事業管理者 上水道建設課	791	R5.3.30	請 求	5条6号	改良第2号新郷地区配水管布設工 事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.4.19	公開			
640	上下水道事業管理者 浄水課	53	R4.5.19	請 求	5条2号	令和4年度川口市上下水道局発注 神根浄水場場内配管整備工事 金入り設計書	1	R4.5.31	公開			
641	上下水道事業管理者 浄水課	90	R4.6.8	請 求	5条2号	神根浄水場内配管整備工事 金 入り設計書	1	R4.6.20	公開			
642	上下水道事業管理者 浄水課	167	R4.7.12	請 求	5条2号	神根浄水場内配管整備工事 金 入り設計書	1	R4.7.22	公開			
643	上下水道事業管理者 浄水課	402	R4.10.20	請 求	5条2号	神根浄水場第2配水池耐震補強工 事の金入り設計書、見積一覧表、 仮設材質料計算書、交通誘導員 算出根拠	1	R4.10.28	公開			
644	上下水道事業管理者 浄水課	611	R5.2.15	請 求	5条2号	新郷浄水場急速ろ過設備更新工 事 改良第101号 金入り設計書	1	R5.2.28	公開			
645	上下水道事業管理者 浄水課	737	R5.3.3	請 求	5条2号	横曽根浄水場変圧器盤等更新工 事	1	R5.3.16	公開			
646	上下水道事業管理者 下水道維持課	66	R4.5.19	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設 替その1工事 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.6.14	公開			
647	上下水道事業管理者 下水道維持課	95	R4.6.13	請 求	5条6号	南部第4-5処理分区管清掃(その 3.4.6.7)金入り設計書 ※図面、地図等は除く	4	R4.7.6	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
648	上下水道事業管理者 下水道維持課	141	R4.6.30	請求	5条2号	南部4-5処理分区下水道工事 金入り設計書、見積書一覧	1	R4.7.19	公開			
649	上下水道事業管理者 下水道維持課	175	R4.7.13	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その4工事内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.7.26	公開			
650	上下水道事業管理者 下水道維持課	176	R4.7.13	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その4工事内訳書、数量計算書、見積資料等			取下げ			
651	上下水道事業管理者 下水道維持課	231	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度緑町地内圧送管布設工事の金入り設計書	1	R4.8.29	公開			
652	上下水道事業管理者 下水道維持課	232	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度南部第4-5処理分区下水道管布設替その2工事の金入り設計書	1	R4.8.29	公開			
653	上下水道事業管理者 下水道維持課	252	R4.8.10	請求	5条2号	・総合地震対策管内調査委託その1(金入り設計書) ・総合地震対策管内調査委託その2(金入り設計書) ・ストックマネジメント計画人孔点検委託その1(金入り設計書) ・ストックマネジメント計画人孔点検委託その4(金入り設計書)	4	R4.9.2	公開			
654	上下水道事業管理者 下水道維持課	275	R4.8.29	請求	5条6号	ストックマネジメント管内調査委託その1・2 人孔点検委託その2・3 金入り設計書一式 地図などは不要	4	R4.11.7	公開			
655	上下水道事業管理者 下水道維持課	291	R4.9.5	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その3工事 金入り設計書	1	R4.9.28	公開			
656	上下水道事業管理者 下水道維持課	317	R4.9.20	請求	5条6号	株式会社〇〇が施行した下水道切替工事(排水設備工事)に際して提出された配水設備等計画確認申請書、その添付書類、工事実施写真、その他関連する一切の資料	2	R4.10.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、住所、電話番号、個人の印影、法人名、法人の印影、建物間取	
657	上下水道事業管理者 下水道維持課	413	R4.10.24	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替その7工事(管更生) 金入り設計書	1	R4.11.15	公開			
658	上下水道事業管理者 下水道維持課	449	R4.11.17	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管更生(耐震化)工事 金入り設計書	1	R4.12.8	公開			
659	上下水道事業管理者 下水道維持課	476	R4.12.5	請求	5条6号	・ストックマネジメント計画管内調査委託その9(金入り設計書) ・ストックマネジメント計画管内調査委託その8(金入り設計書) ・ストックマネジメント計画人孔点検委託その4(金入り設計書) ・ストックマネジメント計画人孔点検委託その6(金入り設計書)	4	R4.12.22	公開			
660	上下水道事業管理者 下水道維持課	497	R4.12.22	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替その7工事 金入り設計書	1	R5.1.12	公開			
661	上下水道事業管理者 下水道維持課	502	R4.12.22	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その5工事	1	R5.1.13	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
662	上下水道事業管理者 下水道維持課	520	R5.1.12	請求	5条2号	ストックマネジメント計画人孔点検委託その5 ストックマネジメント計画調査委託その3 南部第4-5処理分区管清掃委託その1 南部第4-5処理分区管清掃委託その2 積算内訳書	4	R5.2.8	公開			
663	上下水道事業管理者 下水道維持課	537	R5.1.16	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管更生(耐震化)工事 金入り設計書	1	R5.1.30	公開			
664	上下水道事業管理者 下水道維持課	548	R5.1.19	請求	5条6号	南部第17処理分区下水道管布設替その5工事	1	R5.2.21	公開			
665	上下水道事業管理者 下水道維持課	558	R5.1.25	請求	5条6号	南部第17処理分区管清掃委託 南部第5処理分区管清掃委託 南部第4-5処理分区管清掃委託その9 南部第3処理分区管清掃委託	4	R5.2.27	公開			
666	上下水道事業管理者 下水道維持課	563	R5.1.26	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その2工事 工事仕様書(金入り)	1	R5.2.10	公開			
667	上下水道事業管理者 下水道維持課	575	R5.2.3	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その3工事 金入り設計書	1	R5.2.20	公開			
668	上下水道事業管理者 下水道維持課	623	R5.2.21	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替工事 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
669	上下水道事業管理者 下水道維持課	633	R5.2.22	請求	5条2号	南部第4-5処理分区水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
670	上下水道事業管理者 下水道維持課	635	R5.2.24	請求	5条2号	南部第4-5処理分区水道管布設替工事 内訳書	1	R5.3.20	公開			
671	上下水道事業管理者 下水道維持課	636	R5.2.24	請求	5条2号	南部第4-6処理分区下水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
672	上下水道事業管理者 下水道維持課	651	R5.2.27	請求	5条3号	南部第4-5処理分区下水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.17	公開			
673	上下水道事業管理者 下水道維持課	664	R5.2.27	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.22	公開			
674	上下水道事業管理者 下水道維持課	667	R5.2.27	請求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.23	公開			
675	上下水道事業管理者 下水道維持課	683	R5.2.28	請求	5条2号	南部4-5処理分区下水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.20	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
676	上下水道事業管理者 下水道維持課	684	R5.2.28	請 求	5条2号	南部4-5処理分区下水道管布設替 工事(ゼロ債務)金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
677	上下水道事業管理者 下水道維持課	697	R5.2.28	請 求	5条6号	前野宿川周辺切廻し工事(ゼロ債 務) 南部4-5処理分区下水道管布設替 工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.24	公開			
678	上下水道事業管理者 下水道維持課	731	R5.3.1	請 求	5条2号	令和5年度南部第4-5処理分区下 水道管布設替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.23	公開			
679	上下水道事業管理者 下水道維持課	733	R5.3.2	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設 替工事(ゼロ債務) 南部第4-5処理分区下水道管布設 替工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.20	公開			
680	上下水道事業管理者 下水道維持課	748	R5.3.6	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設 替工事(ゼロ債務) 金入り設計書及び資材調書	1	R5.3.23	公開			
681	上下水道事業管理者 下水道建設課	49	R4.5.18	請 求	5条2号	令和4年度川口市上下水道局発注 川口第2-2処理分区污水管渠1工 区築造工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
682	上下水道事業管理者 下水道建設課	52	R4.5.19	請 求	5条2号	令和4年度川口市上下水道局発注 川口第2-2処理分区污水管渠2工 区築造工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
683	上下水道事業管理者 下水道建設課	55	R4.5.19	請 求	5条6号	令和4年度 川口第2-2処理分区污水管渠1工 区築造工事 金入り設計書 川口第2-2処理分区污水管渠2工 区築造工事 金入り設計書	1	R4.5.30	公開			
684	上下水道事業管理者 下水道建設課	59	R4.5.19	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠1工 区築造工事 金入り設計書 (1位代価表、施工表、特殊施工、 施工P、数量計算書、見積一覧)	1	R4.6.2	公開			
685	上下水道事業管理者 下水道建設課	60	R4.5.19	請 求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠築造工 事 金入り設計書 (1位代価表、施工表、特殊施工、 施工P、数量計算書、見積一覧)	1	R4.6.2	公開			
686	上下水道事業管理者 下水道建設課	63	R4.5.19	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠1工 区築造工事 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.5.31	公開			
687	上下水道事業管理者 下水道建設課	64	R4.5.19	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠2 工区築造工事 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.5.31	公開			
688	上下水道事業管理者 下水道建設課	65	R4.5.19	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠3工 区築造工事 内訳書、数量計算書、見積資料等	1	R4.5.31	公開			
689	上下水道事業管理者 下水道建設課	69	R4.5.23	請 求	5条2号	令和3年度下水道単価表	1	R4.6.6	公開			
690	上下水道事業管理者 下水道建設課	91	R4.6.8	請 求	5条2号	川口第2-2処理污水管渠1工区築 造工事 金入り設計書	1	R4.6.20	公開			
691	上下水道事業管理者 下水道建設課	92	R4.6.8	請 求	5条2号	川口第2-2処理污水管渠2工区築 造工事 金入り設計書	1	R4.6.20	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
692	上下水道事業管理者 下水道建設課	123	R4.6.27	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注川口第2-2処理分区污水管渠4工区築造工事 金入り設計書	1	R4.7.7	公開			
693	上下水道事業管理者 下水道建設課	124	R4.6.27	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注川口第2-2処理分区污水管渠5工区築造工事 金入り設計書	1	R4.7.7	公開			
694	上下水道事業管理者 下水道建設課	125	R4.6.27	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注横曽根第6排水区雨水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.7.7	公開			
695	上下水道事業管理者 下水道建設課	140	R4.6.30	請求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書、見積書一覧	1	R4.7.14	公開			
696	上下水道事業管理者 下水道建設課	163	R4.7.12	請求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書			取下げ			
697	上下水道事業管理者 下水道建設課	164	R4.7.12	請求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書			取下げ			
698	上下水道事業管理者 下水道建設課	168	R4.7.12	請求	5条2号	横曽根第6排水区雨水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.7.15	公開			
699	上下水道事業管理者 下水道建設課	169	R4.7.12	請求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R4.7.15	公開			
700	上下水道事業管理者 下水道建設課	177	R4.7.13	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管築造工事 金入り設計書	1	R4.7.15	公開			
701	上下水道事業管理者 下水道建設課	178	R4.7.13	請求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管5工区築造工事 金入り設計書	1	R4.7.20	公開			
702	上下水道事業管理者 下水道建設課	179	R4.7.13	請求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管4工区築造工事 金入り設計書	1	R4.7.20	公開			
703	上下水道事業管理者 下水道建設課	211	R4.8.5	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注川口第1-2処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
704	上下水道事業管理者 下水道建設課	212	R4.8.5	請求	5条3号	令和4年度川口市上下水道局発注川口第3処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R4.8.19	公開			
705	上下水道事業管理者 下水道建設課	233	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度川口第2-2処理分区污水管渠1工区築造工事の金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
706	上下水道事業管理者 下水道建設課	234	R4.8.8	請求	5条2号	令和4年度川口第3処理分区污水管渠築造工事の金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
707	上下水道事業管理者 下水道建設課	235	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度東川口雨水管渠工事(ゼロ債務)の金入り設計書	1	R4.8.18	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
708	上下水道事業管理者 下水道建設課	236	R4.8.8	請求	5条2号	令和3年度幸町小学校雨水調整池整備工事の金入設計書	1	R4.8.24	公開			
709	上下水道事業管理者 下水道建設課	253	R4.8.10	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.8.18	公開			
710	上下水道事業管理者 下水道建設課	258	R4.8.18	請求	5条2号	南部第2処理分区污水管枝線その1設計書(金入り)本工事費内訳書	1	R4.9.5	公開			
711	上下水道事業管理者 下水道建設課	292	R4.9.5	請求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.9.20	公開			
712	上下水道事業管理者 下水道建設課	335	R4.9.20	請求	5条2号	川口第3処理分区污水管枝線その6工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
713	上下水道事業管理者 下水道建設課	336	R4.9.20	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管枝線その4工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
714	上下水道事業管理者 下水道建設課	337	R4.9.20	請求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
715	上下水道事業管理者 下水道建設課	338	R4.9.20	請求	5条2号	川口第2-3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
716	上下水道事業管理者 下水道建設課	339	R4.9.20	請求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
717	上下水道事業管理者 下水道建設課	340	R4.9.20	請求	5条2号	南部第2処理分区污水管枝線その1工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
718	上下水道事業管理者 下水道建設課	341	R4.9.20	請求	5条2号	災害用マンホールトイレ3工区築造工事 金入り設計書	1	R4.10.6	公開			
719	上下水道事業管理者 下水道建設課	346	R4.9.21	請求	5条2号	南部第2処理分区污水管枝線その1工事	1	R4.10.6	公開			
720	上下水道事業管理者 下水道建設課	362	R4.10.3	請求	5条1号	川口第3処理分区污水管枝線その6工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
721	上下水道事業管理者 下水道建設課	363	R4.10.3	請求	5条1号	南部第2処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
722	上下水道事業管理者 下水道建設課	364	R4.10.3	請求	5条1号	川口第1-2処理分区污水管枝線その4工事 金入り設計書	1	R4.10.11	公開			
723	上下水道事業管理者 下水道建設課	372	R4.10.6	請求	5条2号	令和2年度 川口第2-3処理分区污水管枝線その4工事 金入り設計書	1	R4.10.20	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
724	上下水道事業管理者 下水道建設課	410	R4.10.21	請求	5条2号	令和4年度 川口第1-2処理分区 污水管渠築造工事 設計金額入り設計書	1	R4.10.31	公開			
725	上下水道事業管理者 下水道建設課	420	R4.10.26	請求	5条2号	南部第4-2処理分区雨水貯留函渠 工事(R2年度) 金入り設計書	1	R4.11.10	公開			
726	上下水道事業管理者 下水道建設課	459	R4.11.30	請求	5条2号	災害用マンホールトイレ5工区築造 工事 金入り設計書	1	R4.12.19	公開			
727	上下水道事業管理者 下水道建設課	460	R4.11.30	請求	5条2号	災害用マンホールトイレ8工区築造 工事 金入り設計書	1	R4.12.19	公開			
728	上下水道事業管理者 下水道建設課	461	R4.11.30	請求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その 4工事 金入り設計書	1	R4.12.19	公開			
729	上下水道事業管理者 下水道建設課	462	R4.11.30	請求	5条2号	南部第1処理分区污水管枝線その 4工事 金入り設計書	1	R4.12.19	公開			
730	上下水道事業管理者 下水道建設課	481	R4.12.12	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管枝線その 5 金入り設計書	1	R4.12.22	公開			
731	上下水道事業管理者 下水道建設課	497	R4.12.22	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管枝線工 事 金入り設計書	1	R5.1.11	公開			
732	上下水道事業管理者 下水道建設課	501	R4.12.22	請求	5条2号	川口第1-2処理分区污水管築造工 事	1	R5.1.12	公開			
733	上下水道事業管理者 下水道建設課	503	R4.12.22	請求	5条2号	横曽根第六排水区雨水管渠築造 工事	1	R5.1.12	公開			
734	上下水道事業管理者 下水道建設課	504	R4.12.22	請求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設 替その3工事	1	R5.1.13	公開			
735	上下水道事業管理者 下水道建設課	534	R5.1.16	請求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その 6工事 金入り設計書	1	R5.1.30	公開			
736	上下水道事業管理者 下水道建設課	535	R5.1.16	請求	5条2号	川口第2-3処理分区污水管枝線その 4工事 金入り設計書	1	R5.1.30	公開			
737	上下水道事業管理者 下水道建設課	536	R5.1.16	請求	5条2号	南部第4-1処理分区污水管枝線工 事 金入り設計書	1	R5.1.30	公開			
738	上下水道事業管理者 下水道建設課	546	R5.1.18	請求	5条6号	川口第1-2処理分区污水管渠築造 工事 金入り設計書			取下げ			
739	上下水道事業管理者 下水道建設課	588	R5.2.7	請求	5条1号	南部第3処理分区污水管枝線その 6工事 金入り設計書	1	R5.2.15	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
740	上下水道事業管理者 下水道建設課	589	R5.2.7	請求	5条1号	川口第3処理分区汚水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.2.15	公開			
741	上下水道事業管理者 下水道建設課	590	R5.2.7	請求	5条1号	南部第3処理分区汚水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.2.15	公開			
742	上下水道事業管理者 下水道建設課	591	R5.2.7	請求	5条1号	南部第1処理分区汚水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.2.15	公開			
743	上下水道事業管理者 下水道建設課	592	R5.2.7	請求	5条1号	南部第3処理分区汚水管枝線その7工事 金入り設計書	1	R5.2.15	公開			
744	上下水道事業管理者 下水道建設課	620	R5.2.17	請求	5条2号	川口第1-2処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.3	公開			
745	上下水道事業管理者 下水道建設課	622	R5.2.21	請求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線その6工事 金入り設計書	1	R5.3.6	公開			
746	上下水道事業管理者 下水道建設課	629	R5.2.21	請求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.8	公開			
747	上下水道事業管理者 下水道建設課	630	R5.2.21	請求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.8	公開			
748	上下水道事業管理者 下水道建設課	631	R5.2.21	請求	5条2号	川口第2-3処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.8	公開			
749	上下水道事業管理者 下水道建設課	632	R5.2.21	請求	5条2号	芝川第15処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.8	公開			
750	上下水道事業管理者 下水道建設課	639	R5.2.24	請求	5条2号	芝川第15処理分区汚水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.3.31	公開			
751	上下水道事業管理者 下水道建設課	738	R5.3.3	請求	5条2号	南部第2処理分区汚水管枝線工事(ゼロ債務) 金入り設計書	1	R5.3.13	公開			
752	上下水道事業管理者 ポンプ場管理センター	399	R4.10.18	請求	5条6号	豎前橋ポンプ場管理棟耐震補強工事に伴う配管設備工事 令和4年度の金入り設計書(内訳書・一位代価表・施工歩掛表・特殊代価表など)・数量計算書・見積一覧表など	1	R4.11.1	公開			
753	上下水道事業管理者 ポンプ場管理センター	735	R5.3.3	請求	5条2号	仲町排水ポンプ場発電設備更新工事 元郷排水ポンプ場発電設備ほか更新工事 里排水ポンプ場監視更新工事	1	R5.3.20	公開			
754	教育委員会 教育総務課	6	R4.4.4	請求	5条2号	令和3年10月6日開札「鳩ヶ谷中学校テニスコート整備工事」金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	1	R4.4.22	部分公開	7条7号	設計単価に関わる根拠資料	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
755	教育委員会 教育総務課	139	R4.6.28	請求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内にある学校敷地について計量がなされたこと、隣地との境界確認がなされたことが分かる文書	1	R4.8.4	部分公開	不存在	境界確認書	
756	教育委員会 教育総務課	380	R4.10.12	請求	5条2号	土地交換契約がなされた土地の実測がなされたことを確認できる文書			非公開(文書不存在)			
757	教育委員会 教育総務課	405	R4.10.20	申出	5条6号	〇〇小学校の図面	1	日程調整中	公開			
758	教育委員会 教育総務課	458	R4.11.29	請求	5条6号	〇〇小学校と南側に隣接する〇〇からの工作物の越境物に対する土地の無償利用に関する書面	1	日程調整中	部分公開	7条4項	法人の印影	
759	教育委員会 教育総務課	553	R5.1.20	申出	5条2号	川口市により境界確認がなされている土地の筆(地番)を確認できる文書			非公開(文書不存在)			
760	教育委員会 教育総務課	610	R5.2.15	請求	5条1号	学校施設長寿命化計画	1	日程調整中	公開			
761	教育委員会 教育総務課	617	R5.2.16	請求	5条3号	マスクの着用が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
762	教育委員会 教育総務課	701	R5.2.28	請求	5条2号	土地について、境界確定図、境界立会確認書			非公開(文書不存在)			
763	文化推進室 教育委員会	516	R5.1.4	請求	5条1号	令和4年第4回(12月)川口市議会定例会で上程された議案140号で当該法人が指定管理者として、川口市が当該法人を指定管理者として選出した検討・決定したことが分かる資料一式	1	R5.3.22	部分公開	7条2号 7条4号 7条6号	個人名、住所、選出外の法人名、法人の財務状況、法人の技術情報、法人の提案内容、法人の印影、委員名	
764	文化推進室 教育委員会	768	R5.3.27	請求	5条1号	令和4年第4回(12月)川口市議会定例会で上程された議案140号で当該法人が指定管理者として、川口市が当該法人を指定管理者として選出した検討・決定したことが分かる資料一式	1	R5.4.25	部分公開	7条2号 7条4号 7条6号	個人名、住所、選出外の法人名、法人の財務状況、法人の技術情報、法人の提案内容、法人の印影、委員名	
765	中央図書館 教育委員会	316	R4.9.20	請求	5条1号	前川図書館の平面図、展開図、立面図、柱が記載されている図面	1	R4.10.11	部分公開	7条2号	個人名	
766	中央図書館 教育委員会	749	R5.3.6	請求	5条2号	マスクの着用が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等			非公開(文書不存在)			
767	スポーツ課 教育委員会	276	R4.8.29	請求	5条1号	新郷スポーツセンター建物から、外部トイレまでの雨水等の排水経路が確認できる図面	1	R4.9.16	部分公開	不存在	外部トイレの排水図面	
768	スポーツ課 教育委員会	601	R5.2.9	請求	5条6号	戸塚スポーツセンターにおける指定管理者(指定管理期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日)の事業計画書及び提案	1	R5.3.24	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、個人の写真、法人の技術情報、法人の評価事項	
769	学務課	67	R4.5.20	請求	5条1号	令和3,4年度川口市立小中学校主幹教諭の自己評価シート一切			取下げ			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
770	教育委員会 学務課	283	R4.9.1	請求	5条1号	令和3年10月8日に川口市立〇〇小学校で行われる保育園の運動会に関する公文書の全て、又は運動会に関する公文書の全て			取下げ(情報提供)			
771	教育委員会 学務課	474	R4.12.2	請求	5条1号	令和4年度に川口市立〇〇小学校で行われた保育園の運動会について、記録されているメモ・メール・文書・参加者等(来賓者含む)全て			非公開(文書不存在)			
772	教育委員会 指導課	142	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	1	R4.8.18	公開			
773	教育委員会 指導課	143	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科		日程調整中	公開			
774	教育委員会 指導課	144	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	1	R4.8.17	公開			
775	教育委員会 指導課	145	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	1	R4.8.18	公開			
776	教育委員会 指導課	146	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	1	R4.8.18	公開			
777	教育委員会 指導課	147	R4.6.30	請求	5条2号	〇〇中学校で令和2年度1年間と令和3年度1学期に行われた定期テストの全て 学年:中1・中2・中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	1	R4.8.18	公開			
778	教育委員会 指導課	352	R4.9.26	請求	5条6号	進路状況一覧(過去3年分)			取下げ			
779	教育委員会 指導課	435	R4.11.8	請求	5条1号	令和4年度校外行事・映像学習バス借上げ契約における落札業者の金額設定が国土交通省の定める範囲内であることを証明する書類	1	R4.11.29	公開			
780	教育委員会 指導課	436	R4.11.8	請求	5条1号	令和4年度校外行事・映像学習バス借上げ契約における各社入札金額	1	R4.11.29	公開			
781	教育委員会 指導課	763	R5.3.22	請求	5条1号	川口市立高等付属中学校の入試に関する以下の内容 1.入学許可候補者の選抜における各試験の比重 2.適性検査の満点と平均点 3.作文と面接の評価項目と配点 4.合格者の最高点、最低点、全体及び合格者の平均点	3	日程調整中	部分公開	7条7号	1~4の具体的内容	

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
782	教育委員会 学校保健課	15	R4.4.12	請求	5条1号	令和4年度分 学校保健課 給食調理関係委託費に係る見積書、契約書	5	R4.5.2	部分公開	7条4号	法人の印影	
783	教育委員会 学校保健課	79	R4.5.30	請求	5条1号	令和4年度の川口市内自校調理小学校に係る令和4年度歳出予算要求書、契約方式変更を行うに際して協議されて文書、契約執行伺書、委託契約書、算出根拠に関わる文書	19	R4.6.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影、人件費に係る単価及び数量	
784	教育委員会 学校保健課	443	R4.11.10	請求	5条6号	①学校給食費の公会計化実施2か年度前から令和3年度までの以下の状況がわかる資料 ②公会計化の目的、概要、効果などが記載された資料 ③公会計化実施年度から令和3年度までの以下の状況がわかる資料 ④公会計化実施時において、私会計時の残余財産について以下の状況がわかる資料	7	R4.12.15	公開			
785	議会 議会総務課	7	R4.4.5	請求	5条1号	令和4年度の議会事務局座席表	1	R4.4.15	公開			
786	議会 議会総務課	12	R4.4.8	請求	5条1号	令和4年2月8日に開催された次世代支援教育力向上特別委員会の会議録	1	R4.5.18	部分公開	7条2号 7条6号	個人名、発言議員名が特定できる事項	
787	議会 議会総務課	29	R4.4.27	請求	5条1号	令和1～3年度の川口市議会・議会運営委員会の議事録と同委員会で使用された資料一式	58	R4.5.23	部分公開	7条2号 7条6号	個人名、議員名・会派が特定できる事項	
788	議会 議会総務課	106	R4.6.21	請求	5条1号	令和3年度分川口市議会費用弁償一覧表	1	R4.7.20	公開			
789	議会 議会総務課	107	R4.6.21	請求	5条1号	令和4年度川口市議会議員野球倶楽部総会資料	1	R4.7.20	部分公開	7条2号	個人の印影	
790	議会 議会総務課	108	R4.6.21	請求	5条1号	川口市議会として義援金(3289913円)を在日ウクライナ大使館へ贈呈するよう求める陳情	1	R4.7.20	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
791	議会 議会総務課	110	R4.6.23	請求	5条1号	令和4年5月10日の議会運営委員会で配布された資料	1	R4.7.20	部分公開	7条6号	会派が特定できる事項	
792	議会 議会総務課	111	R4.6.23	請求	5条1号	令和4年7月27日と7月28日に予定されている議運の委員による視察概要	1	R4.7.20	公開			
793	議会 議会総務課	207	R4.8.1	請求	5条1号	令和4年度川口市議会議員野球倶楽部事業の開催概要(スポーツ観戦)			取下げ			
794	議会 議会総務課	241	R4.8.9	請求	5条1号	令和4年8月8日の議会運営委員会で配布された資料	1	R4.9.2	部分公開	7条6号	会派が特定できる事項	
795	議会 議会総務課	265	R4.8.23	請求	5条1号	令和4年8月22日に開催された次世代支援教育力向上特別委員会の資料	1	R4.9.22	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者(申出者)	請求概要	対象文書数	公開実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
796	議会 議会総務課	270	R4.8.24	請求	5条1号	令和4年8月23日の議員野球倶楽部野球観戦の開催概要			取下げ			
797	議会 議会総務課	395	R4.10.17	請求	5条1号	令和4年1月から令和4年6月末までの議会運営委員会の会議録	13	R4.11.14	部分公開	7条6号	発言議員名が特定できる事項	
798	議会 議会総務課	396	R4.10.17	請求	5条1号	令和4年1月から令和4年6月末までの会派代表者会議の会議録	8	R4.11.14	部分公開	7条6号	発言議員名が特定できる事項	
799	議会 議会総務課	440	R4.11.10	請求	5条1号	令和4年11月9日に開催された議員研修会の資料	1	R4.12.12	公開			
800	議会 議会総務課	447	R4.11.16	請求	5条1号	令和4年11月15日に開催された次世代支援教育力向上特別委員会の資料一式	1	R4.12.12	公開			
801	議会 議会総務課	487	R4.12.14	請求	5条1号	令和4年11月議員野球倶楽部の飲み会の開催概要			取下げ			
802	議会 議会総務課	488	R4.12.14	請求	5条1号	令和4年10月に開催された決算審査特別委員会の会議録			取下げ			
803	議会 議会総務課	495	R4.12.20	請求	5条1号	令和4年12月19日に開催された環境経済文教常任委員会の資料			取下げ			
804	議会 議会総務課	573	R5.2.1	請求	5条1号	令和4年に開催された決算審査特別委員会(環境経済文教常任委員会所管)の会議録	1	R5.3.8	部分公開	7条6号	発言議員名が特定できる事項	
805	議会 議会総務課	574	R5.2.1	請求	5条1号	川口市議会として執行部を注意するよう求める陳情	1	R5.3.8	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
806	議会 議会総務課	576	R5.2.6	請求	5条1号	大きな声で川口が大好きだと叫んでみませんか川口プライド条例に対する反対討論をしますの陳情	1	R5.3.8	部分公開	7条2号	個人名、住所、個人の印影	
807	議会 議会総務課	577	R5.2.6	請求	5条1号	令和5年1月31日に開催された次世代支援教育力向上特別委員会の資料一式	1	R5.3.8	公開			
808	選挙管理委員会 選挙管理委員会	598	R5.2.8	請求	5条1号	〇〇議員、〇〇議員に係る選挙運動費用収支報告書(令和元年份)	1	R5.3.3	部分公開	7条2号	個人名、住所、電話番号、職業	

表－4 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	143
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	437
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	55
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	1
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	158
合 計	794

(2) 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と第7条第4号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。（表－5）

表－5 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	4
個人に関する情報(第7条第2号)	920
個人識別符号(第7条第3号)	0
法人等に関する情報(第7条第4号)	225
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第5号)	0
審議、検討、協議に関する情報(第7条第6号)	88
事務又は事業に関する情報(第7条第7号)	52
国等との協力関係に関する情報(第7条第8号)	5
存否応答拒否(第10条)	1
合 計	1295

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

(ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

(ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 保有個人情報の利用及び提供の制限

(ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(イ) 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供したときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

(ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

(ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

(イ) 実施機関は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

エ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

オ 適正な維持管理

- (ア) 保有個人情報は正確かつ最新のものとする。
- (イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。
- (ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。
- (エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を設置する。
- (オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

カ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を収集、利用、保管、記録していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で開示することができないとされている情報

- イ 代理人による請求における本人の権利利益に反する情報
未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- ウ 開示請求者以外に関する情報
開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- エ 審議、検討、協議に関する情報
市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの
- オ 事務又は事業に関する情報
市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
- カ 国等との協力関係に関する情報
市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- キ 評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報
個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受託業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

令和4年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は127件で、決定件数は113件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示としたものが46件、部分開示としたものが53件、文書不存在により不開示としたものが11件、存否応答拒否に該当し不開示としたものが3件、取下げが14件でした。また、決定件数に対する部分開示を含めた開示率は87.6%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表-6のとおり市長が122件、教育委員会が5件でした。課別の処理状況は表-7、請求内容については表-8のとおりです。なお、令和4年度の訂正等請求はありませんでした。

また、請求から決定までにかかった日数の平均は12.9日で、開示または部分開示決定をしたものの写しの交付の内訳は10円が1,426枚、50円が86枚でした。

表-6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

実施機関	受付件数	処理件数								
		取下げ 件数	決定件数							
			開示	部分開示	不開示					
					不開示情 報に該当	文書 不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備		
市長	120	122	14	108	46	48	0	11	3	0
教育委員会	3	5	0	5	0	5	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	123	127	14	113	46	53	0	11	3	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・不開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表-7 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数								
		取下げ 件数	決定件数							
			決定内容				不開示 (文書不存在)	不開示		
			開示		部分開示					
		件数	文書数	件数	文書数					
市 長	職員課	2	0	2	0	0	2	2	0	0
	市民税課	28	2	26	25	38	1	1	0	0
	固定資産税課	1	0	1	1	1	0	0	0	0
	協働推進課	6	0	6	0	0	5	5	1	0
	市民課	36	11	25	6	6	17	17	2	0
	生活福祉1課・2課	5	0	5	0	0	3	3	2	0
	長寿支援課	1	0	1	0	0	1	1	0	0
	障害福祉課	6	0	6	0	0	6	6	0	0
	わかゆり学園	3	0	3	0	0	3	3	0	0
	子育て支援課	5	0	5	1	1	1	3	2	1
	子育て相談課	4	0	4	1	1	0	0	3	0
	保育運営課	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	保育幼稚園課	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	青少年対策室	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	1	0	1	1	1	0	0	0	0
	疾病対策課	1	0	1	1	1	0	0	0	0
	地域保健センター	2	0	2	0	0	1	1	0	1
	食品衛生課	1	0	1	0	0	1	1	0	0
	国民健康保険課	6	0	6	6	6	0	0	0	0
	国保収納課	1	0	1	0	0	1	1	0	0
	環境保全課	1	0	1	1	1	0	0	0	0
	建築安全課	2	0	2	2	2	0	0	0	0
	予防課	2	0	2	0	0	2	2	0	0
南消防署管理課	4	0	4	0	0	4	4	0	0	
北消防署管理課	1	0	1	1	1	0	0	0	0	
小 計	122	14	108	46	59	48	50	11	3	
教育委員会	学務課	2	0	2	0	0	2	2	0	0
	指導課	2	0	2	0	0	2	2	0	0
	学校保健課	1	0	1	0	0	1	1	0	0
小 計	5	0	5	0	0	5	5	0	0	
合 計	127	14	113	46	59	53	55	11	3	

表一八 保有個人情報開示請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
1	市長 職員課	92	R5.1.16	開示	平成28年度から令和3年度までの請求者に係る人事記録評価書(業績評価及び能力評価)	R5.2.8	部分開示	一部文書 不存在		
2	市長 職員課	93	R5.1.16	開示	請求者に係る職員課との面談記録令和元年8月27日から令和2年6月25日)	R5.2.8	部分開示	一部文書 不存在		
3	市長 市民税課	4	R4.4.8	開示	平成28年以前における請求書の市民税・県民税課税に係る合計所得金額・年税額が分かるもの		取下げ			請求者の 申出による もの
4	市長 市民税課	9	R4.4.25	開示	住民税の申告書類の控え	R4.5.12	開示			
5	市長 市民税課	12	R4.4.28	開示	平成30年、令和元年の給与支払報告書	R4.5.19	開示			
6	市長 市民税課	13	R4.5.9	開示	令和3年度(令和2年分)市民税・県民税申告書の写し	R4.5.23	開示			
7	市長 市民税課	17	R4.5.13	開示	令和元年度市民税・県民税申告書	R4.5.20	開示			
8	市長 市民税課	18	R4.5.16	開示	令和元年度市民税・県民税申告書		取下げ			請求者の 申出による もの
9	市長 市民税課	21	R4.5.18	開示	令和2年度から3年度市民税・県民税申告書	R4.5.23	開示			
10	市長 市民税課	24	R4.5.20	開示	市県民税の申告書(令和元年分)	R4.5.23	開示			
11	市長 市民税課	25	R4.5.20	開示	令和3年度市民税・県民税申告書	R4.5.27	開示			
12	市長 市民税課	26	R4.6.2	開示	令和4年度分市県民税申告書	R4.6.7	開示			
13	市長 市民税課	30	R4.6.14	開示	平成30年から令和2年分の市県民税申告書	R4.6.24	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
14	市長 市民税課	31	R4.6.17	開示	請求者に係る市民税の根拠資料	R4.6.17	開示			
15	市長 市民税課	32	R4.6.17	開示	令和2年度の住民税申告書	R4.6.27	開示			
16	市長 市民税課	38	R4.6.30	開示	令和2年、令和3年分の給与支払報告書	R4.7.28	開示			
17	市長 市民税課	40	R4.7.5	開示	請求者に係る令和3年度市民税・県民税 申告書	日程調整中	開示			
18	市長 市民税課	43	R4.7.7	開示	令和3年度市県民税申告書	R4.7.15	開示			
19	市長 市民税課	53	R4.8.3	開示	令和3年1月から12月までの給与が分かるもの	R4.8.16	開示			
20	市長 市民税課	55	R4.8.19	開示	令和2年度市県民税申告書	R4.8.31	開示			
21	市長 市民税課	57	R4.9.1	開示	令和3年分源泉徴収票	日程調整中	開示			
22	市長 市民税課	63	R4.10.5	開示	平成30年度から令和4年度における給与 支払報告書	R4.10.28	開示			
23	市長 市民税課	66	R4.10.13	開示	令和元年8月2日提出 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標 識交付申請書	R4.10.25	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
24	市長 市民税課	67	R4.10.14	開示	令和元年から3年度市県民税申告書	R4.11.4	開示			
25	市長 市民税課	73	R4.11.7	開示	令和3年度給与支払報告書	R4.11.22	開示			
26	市長 市民税課	74	R4.11.7	開示	令和4年度市民税申告書	R4.11.21	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
27	市長 市民税課	75	R4.11.8	開示	令和4年度市民税申告書	R4.11.24	開示			
28	市長 市民税課	76	R4.11.15	開示	令和3年度から4年度市県民税申告書	R4.11.21	開示			
29	市長 市民税課	77	R4.11.16	開示	令和元年から2年度分 給与支払報告書	R4.11.30	開示			
30	市長 市民税課	78	R4.11.22	開示	令和3年分 源泉徴収票	R4.11.29	開示			
31	市長 固定資産税課	20	R4.5.17	開示	現所有者に係る申告書	R4.5.20	開示			
32	市長 協働推進課	37	R4.6.29	開示	キュポラ女性センターでの相談の記録初 回から全部	R4.7.27	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 に関する情 報 事務の適 正な遂行に 支障を来た すおそれが ある情報	
33	市長 協働推進課	49	R4.7.20	開示	女性相談窓口に相談した相談内容	R4.8.18	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
34	市長 協働推進課	62	R4.9.28	開示	請求者本人に係る配偶者暴力支援セン ターの相談記録	R4.10.19	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
35	市長 協働推進課	89	R4.12.21	開示	平成31年2月頃川口市配偶者暴力相談 支援センターにて相談した内容	R5.1.12	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
36	市長 協働推進課	118	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録	R5.4.25	部分開示	16条7号	事務の適 正な遂行に 支障を来た すおそれが ある情報	
37	市長 協働推進課	123	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録		不開示(文書 不存在)			
38	市長 市民課	5	R4.4.11	開示	戸籍謄本等交付申請書	R4.4.21	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
39	市長 市民課	8	R4.4.22	開示	戸籍謄本、戸籍の附票の申請書の写し	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
40	市長 市民課	16	R4.5.11	開示	本人に係る戸籍謄本申請書の写し及び 住民票交付申請書の写し(令和4年4月以 降交付分)		取下げ			請求者の 申出による もの
41	市長 市民課	28	R4.6.8	開示	戸籍謄本等交付請求書	R4.6.15	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
42	市長 市民課	29	R4.6.8	開示	戸籍謄本等交付申請書	R4.6.16	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
43	市長 市民課	33	R4.6.17	開示	戸籍謄本等交付申請書	R4.6.29	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
44	市長 市民課	34	R4.6.21	開示	印鑑登録申請書	R4.6.27	開示			
45	市長 市民課	36	R4.6.24	開示	請求者に関する令和元年度以降の課税 証明書の取得申請書	R4.7.7	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
46	市長 市民課	39	R4.7.5	開示	請求者本人に係る住民票請求書	R4.7.14	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
47	市長 市民課	41	R4.7.6	開示	請求者本人に係る住民票請求書	R4.7.15	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
48	市長 市民課	50	R4.7.22	開示	住民票に関する全ての記録	R4.8.31	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
49	市長 市民課	51	R4.7.22	開示	住民票に関する全ての記録	R4.8.31	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
50	市長 市民課	52	R4.7.28	開示	印鑑登録・廃止申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
51	市長 市民課	54	R4.8.4	開示	川口市並木〇丁目〇番地〇号の請求者 にかかる調査をした際の報告書や資料	R4.8.31	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
52	市長 市民課	58	R4.9.6	開示	印鑑登録に係る申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
53	市長 市民課	59	R4.9.6	開示	個人市民税に係る課税証明書、納税証明書、固定資産税に係る納税証明書、評価証明書、全部事項(公課)証明書の交付申請書		不開示(文書 不存在)			
54	市長 市民課	64	R4.10.11	開示	請求者に係る戸籍抄本、戸籍謄本、住民票の交付申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
55	市長 市民課	65	R4.10.11	開示	住民票交付申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
56	市長 市民課	68	R4.10.21	開示	住民票交付申請書の写し		取下げ			請求者の 申出による もの
57	市長 市民課	69	R4.10.26	開示	住民票交付申請書の写し		取下げ			請求者の 申出による もの
58	市長 市民課	71	R4.11.4	開示	戸籍謄本等交付申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
59	市長 市民課	80	R4.12.1	開示	戸籍謄本・附表・住民票の交付申請書	R4.12.19	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
60	市長 市民課	86	R4.12.2	開示	課税証明書の申請書	R5.12.8	開示			
61	市長 市民課	87	R4.12.5	開示	住民票交付申請書	R4.12.19	開示			
62	市長 市民課	88	R4.12.14	開示	・住民票交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書 ・個人市民税に係る課税証明書、納税証明書、固定資産税に係る納税証明書、評価証明書、全部事項(公課)証明書の交付申請書	R5.1.4	部分開示	一部文書 不存在		
63	市長 市民課	90	R5.1.4	開示	印鑑登録証明書交付申請書	R5.1.20	不開示(文書 不存在)			
64	市長 市民課	91	R5.1.12	開示	住民異動の届出	R5.2.9	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
65	市長 市民課	94	R5.1.19	開示	住民票交付申請書	R5.2.17	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
66	市長 市民課	96	R5.1.20	開示	住民票の請求履歴がわかるもの	R5.2.2	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
67	市長 市民課	97	R5.2.8	開示	住民票及び戸籍謄本交付申請書	R5.2.28	開示			
68	市長 市民課	98	R5.2.8	開示	住民票及び戸籍謄本交付申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
69	市長 市民課	99	R5.2.13	開示	住民票及び戸籍謄本交付申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
70	市長 市民課	100	R5.2.16	開示	印鑑登録申請書兼紛失届出書		取下げ			請求者の 申出による もの
71	市長 市民課	104	R5.3.24	開示	印鑑証明書の申請書	R5.4.3	開示			
72	市長 市民課	105	R5.3.27	開示	住民票交付申請書、戸籍交付申請書	R5.4.3	開示			
73	市長 市民課	106	R5.3.29	開示	請求者本人に係る住民票の写し等交付 申請書及び戸籍証明書等交付申請書 (謄本・附票)	R5.4.14	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
74	市長 生活福祉課	1	R4.4.6	開示	ケースワーカー〇〇が請求者宅を訪問し た事に関する一切の事	R4.4.28	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
75	市長 生活福祉課	3	R4.4.6	開示	生活福祉課が医師より請求者の症状に ついて「障害者加算の付く障害は無い」と 示したことが分かる一切の記録及び資料		不開示(文書 不存在)			
76	市長 生活福祉課	46	R4.7.19	開示	生活保護費の変更時に関する一切の記 録・資料	R4.8.22	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人に 関する情 報	
77	市長 生活福祉課	47	R4.7.19	開示	加算・削除に関する記録・資料		不開示(文書 不存在)			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
78	市長 生活福祉課	61	R4.9.26	開示	請求者に係る生活保護の記録	R5.2.16	部分開示	一部文書 不存在		
79	市長 長寿支援課	72	R4.11.7	開示	〇〇施設における虐待調査結果	R4.11.28	部分開示	16条5号	事務の適 正な遂行に 支障を来た すおそれが ある情報	
80	市長 障害福祉課	2	R4.4.6	開示	障害者手帳の更新・交付・決定に関する 一切の記録及び資料	R4.4.28	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
81	市長 障害福祉課	48	R4.7.19	開示	障害福祉課の請求人に係る支援等や手 帳更新に関する資料・記録(サービス、手 当、支援、障害者区分について)	日程調整中	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 に関する情 報 個人の評 価、診断、 指導等関 にする情報	
82	市長 障害福祉課	103	R5.3.17	開示	障害福祉課と〇〇施設の相談記録	R5.4.14	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
83	市長 障害福祉課	107	R5.3.29	開示	請求人の家族について請求人が相談し た記録	R5.4.25	部分開示	16条4号 16条7号	審議、検討 又は協議 に関する情 報 個人の評 価、診断、 指導等関 する情報 相談記録 内容の一 部	
84	市長 障害福祉課	114	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録	R5.4.25	部分開示	16条3号 16条4号	請求者以 外の個人 に関する情 報 審議、検討 又は協議 に関する情 報 相談記 録内容の 一部	
85	市長 障害福祉課	119	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録	R5.4.25	部分開示	16条4号 16条7号	審議、検討 又は協議 に関する情 報 個人の評 価、診断、 指導等関 する情報 相談記録 内容の一 部	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
86	市長 わかゆり学園	108	R5.3.29	開示	請求人の家族について請求人が相談した記録	R5.4.25	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以外の個人に関する情報 個人の評価、診断、指導等に関する情報	
87	市長 わかゆり学園	115	R5.3.31	開示	請求人についての利用記録及び相談記録	R5.4.25	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以外の個人に関する情報 個人の評価、診断、指導等に関する情報	
88	市長 わかゆり学園	120	R5.3.31	開示	請求人についての利用記録及び相談記録	R5.4.25	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以外の個人に関する情報 個人の評価、診断、指導等に関する情報	
89	市長 子育て支援課	82	R4.12.2	開示	現況届(令和2年から4年分)	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外の個人に関する情報	
90	市長 子育て支援課	83	R4.12.2	開示	令和元年9月5日以降の児童センターや子育て支援事業の参加がわかるもの全て		不開示	存否応答 拒否		
91	市長 子育て支援課	110	R5.3.29	開示	請求人の家族について子育てに関する相談を請求人が相談した記録	R5.4.25	開示			
92	市長 子育て支援課	117	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録	R5.4.25	不開示(文書 不存在)			
93	市長 子育て支援課	122	R5.3.31	開示	請求人についての相談記録	R5.4.25	不開示(文書 不存在)			
94	市長 子育て相談課	10	R4.4.26	開示	子育て相談課への相談等の記録 請求者本人に係る文書等全て	R4.5.27	開示			
95	市長 子育て相談課	109	R5.3.29	開示	家庭児童相談、発達支援に関する請求人の家族について請求人が相談した記録	R5.4.25	不開示(文書 不存在)			
96	市長 子育て相談課	116	R5.3.31	開示	家庭総合室、発達支援に関する請求人についての相談記録	R5.4.25	不開示(文書 不存在)			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
97	市長 子育て相談課	121	R5.3.31	開示	家庭総合室、発達支援に関する請求人 についての相談記録	R5.4.25	不開示(文書 不存在)			
98	市長 保育運営課	84	R4.12.2	開示	川口市保育課の指導により行われる健 康診査で保育所を通して提出されたもの 全て	R4.12.20	不開示(文書 不存在)			
99	市長 保育幼稚園課	85	R4.12.2	開示	退所届、利用保育所等変更申請書		取下げ			請求者の 申出による もの
100	市長 青少年対策室	83	R4.12.2	開示	児童センターや子育て支援事業の参加 がわかるもの全て	R4.12.20	不開示	存否応答 拒否 文書不存 在		
101	市長 新型コロナウイルスワクチン接 種推進室	70	R4.11.1	開示	請求日時点における新型コロナウイルス ワクチンの接種記録がわかるもの	R4.11.22	開示			
102	市長 疾病対策課	45	R4.7.8	開示	保健所にて家族の病気について相談をし た記録	R4.7.21	開示			
103	市長 地域保健セン ター	10	R4.4.26	開示	戸塚・新郷保健センターへの相談の記録 請求者本人に係る文書等全て	R4.5.27	部分開示	16条3号 16条5号 16条6号 16条7号	請求者以 外の個人 に関する情 報 事務の適 正な遂行に 支障を来た すおそれが ある情報 個人の評 価、診断、 指導等に 関する情報 相談記録 内容の一部	
104	市長 地域保健セン ター	81	R4.12.2	開示	健康診査結果と保健師との相談記録 参加教室やコースがわかるもの全て	R4.12.20	不開示	存否応答 拒否 文書不存 在		
105	市長 食品衛生課	112	R5.3.31	開示	請求者本人に係る 「調査結果」と「調査経緯や記録等を含め たもの」	日程調整中	部分開示	16条3号 16条5号	請求者以 外の個人 に関する情 報 事務の適 正な遂行に 支障を来た すおそれが ある情報	
106	市長 国民健康保険 課	6	R4.4.19	開示	本人に関するレセプト	R4.5.16	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
107	市長 国民健康保険 課	27	R4.6.2	開示	診療報酬明細書	R4.6.22	開示			
108	市長 国民健康保険 課	42	R4.7.6	開示	〇〇病院 診療報酬明細書	R4.8.8	開示			
109	市長 国民健康保険 課	44	R4.7.7	開示	請求者本人に係るレセプト	R4.7.26	開示			
110	市長 国民健康保険 課	60	R4.9.8	開示	請求者本人に係るレセプト	R4.9.28	開示			
111	市長 国民健康保険 課	79	R4.11.25	開示	第三者行為による傷病届一式	R4.11.29	開示			
112	市長 国保収納課	113	R5.3.31	開示	請求者本人に係る国民健康保険税に関 わる記録・資料すべて	R5.4.17	部分開示	16条4号	審議、検討 又は協議 に関する情 報相談記 録内容の 一部	
113	市長 環境保全課	22	R4.5.18	開示	居酒屋〇〇における騒音問題について、 環境保全課とのやり取りの記録の全て	R4.5.30	開示			
114	市長 建築安全課	35	R4.6.24	開示	川口市大字辻〇丁目〇番地〇号で行われ た工事において、建築安全課が請求者 に対して送付した通知書の写し	R4.9.20	開示			
115	市長 建築安全課	101	R5.2.21	開示	川口市芝〇丁目〇番地〇号で行われた 工事において、川口市建築安全課が請 求者に送付した通知書	R5.3.3	開示			
116	市長 予防課	95	R5.1.19	開示	川口市大字峯〇丁目〇番地〇号で発生 した火災調査書類一式のうち、火災原因 判定書に係る請求者本人に関する書類。	R5.2.6	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
117	市長 予防課	102	R5.2.28	開示	川口市峯〇丁目〇番地〇号から出火し た火災に関する火災調査報告書	R5.3.17	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
118	市長 南消防署管理 課	14	R4.5.10	開示	救急活動記録票	R4.5.20	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
119	市長 南消防署管理 課	15	R4.5.10	開示	救急活動記録票	R4.5.20	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
120	市長 南消防署管理 課	23	R4.5.19	開示	救急活動記録票	R4.6.2	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
121	市長 南消防署管理 課	56	R4.8.22	開示	救急活動記録票	R4.9.7	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
122	市長 北消防署管理 課	19	R4.5.17	開示	救急活動記録票	R4.5.19	開示			
123	教育委員会 学務課	7	R4.4.19	開示	川口市立〇〇中学校において発生した、 請求者の長男である〇〇に係る部活動 中の事故について、川口市が保有する資 料一切	R4.6.24	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
124	教育委員会 学務課	11	R4.4.28	開示	川口市立〇〇中学校にて発生した請求 者を被害者とする事故に関する生徒事故 証明書ないしは事故証明書及び当該事 故における一切の文書	R4.6.3	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
125	教育委員会 指導課	7	R4.4.19	開示	川口市立〇〇中学校にて発生した請求 者の長男である〇〇に係る部活動中の 事故について、川口市が保有する資料一 切	R4.6.24	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
126	教育委員会 指導課	111	R5.3.30	開示	生徒指導に関する記録	R5.5.8	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	
127	教育委員会 学校保健課	7	R4.4.19	開示	川口市立〇〇中学校にて発生した請求 者の長男である〇〇に係る部活動中の 事故について、川口市が保有する資料一 切	R4.6.24	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 に関する情 報	

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。

表-9 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	43
審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	4
事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	3
国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	1
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	9
合 計	60

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。
その他に不開示決定等した理由として、文書不存在(第19条第2項)が11件、存否応答拒否(第18条)が3件ありました。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

令和4年度の個人情報取扱業務の新規登録は17件、修正は17件、廃止は4件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-10のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち新規登録の内容は表-11、修正の内容は表-12のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表-10 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	令和4年度中登録件数			令和4年度末登録件数
	開始	修正	廃止	
市長	17	16	4	1,086
教育委員会	0	1	0	168
選挙管理委員会	0	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	13
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
上下水道事業管理者	0	0	0	27
病院事業管理者	0	0	0	39
議会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	10
合計	17	16	4	1,369

※開始の件数は、令和4年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、令和4年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、令和4年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-11 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	収集業務課	全国ごみ不法投棄監視ウィーク業務	全国ごみ不法投棄監視ウィークの事前告知及び協力依頼	川口市クリーン推進員委嘱者	令和4年4月1日	目的外
2	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定業務	母子・父子自立支援プログラム策定対象に対し、自立に向けた支援を行うため	母子・父子自立支援プログラム策定業務対象者及び家族	令和4年4月1日	本人目的外
3	子育て支援課	養育費確保支援業務	養育費確保支援事業補助金交付対象者の確認を迅速に行い、適切に補助金の交付を行うため	養育費確保支援事業補助金交付対象者及び家族	令和4年4月1日	本人目的外
4	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	設置及び管理に関する最低限度の基準への適合を求め、危険の発生と生活環境の悪化の防止を図ることで、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与するため	資材置場条例における設置者、土地所有者	令和4年4月1日	本人目的外 本人以外 (法令)
5	保健総務課	川口市健康・生きがいつくり計画等関連業務	市民意識調査、計画関連業務	無作為抽出された調査対象者	令和4年4月1日	目的外
6	地域保健センター	10か月児健康診査業務	全ての乳児が身体的・精神的かつ社会的に適切な成長、発達を遂げることを目的とする	満10か月～1才になる前日の乳児及びその家族	令和4年4月1日	本人目的外 本人以外 (本人同意、法令等、所在不明、心神喪失)
7	地域保健センター	産後ケア業務	出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケア及び育児の支援を行う	産婦・新生児	令和4年4月1日	本人目的外 本人以外 (本人同意、法令等)
8	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため	複雑化・複合化した課題のある相談者	令和4年4月1日	本人目的外 本人以外 (本人同意、法令等、国・他の自治体・他の実施機関)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
9	都市計画課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	川口市内の市街化調整区域において「流通業務施設の建設」「優良田園住宅・優良郊外型住宅の建設」及び「農業振興事業計画認定制度」の活用促進に向け、土地の提供意向のある土地所有者と、土地の利活用を希望する民間事業者等のマッチングを行うため	市街化調整区域土地バンク土地登録申込書の提出をした者	令和4年4月1日	本人
10	農政課	川口市農業基本計画策定業務	農業者アンケート調査	市内農業者	令和4年6月14日	本人以外 (国・他の自治体・他の実施機関)
11	疾病対策課	積極的疫学調査業務	感染症患者が発生したことを把握及び調査するため	感染症患者	令和4年7月19日	本人 本人以外 (国・他の自治体・他の実施機関)
12	都市計画課	川口市バリアフリー基本構想関係業務	市内民間施設にバリアフリー設備の設置の協力の通知文を送付し、川口市のバリアフリーの促進を図るため	市内民間施設の施設管理者	令和4年9月26日	目的外
13	生活福祉1課・2課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年度分の市町村民税均等割非課税世帯及び令和4年1月から令和4年12月の間に家計が急変し、市町村民税均等割が非課税相当となった世帯に対して、価格高騰緊急支援給付金を支給するため	住民税非課税世帯、家計急変世帯	令和4年9月29日	本人 目的外 本人以外 (本人同意、法令等、国・他の自治体・他の実施機関)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
14	子育て支援課	子育て世帯物価等高騰対策支援金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯物価等高騰対策支援金を支給するもの	1 児童扶養手当の受給者 2 公的年金給付等受給者のうち、支給要件に該当する者 3 申請時点において受給資格者であり、家計が急変した者 4 上記以外の住民税非課税の子育て世帯	令和4年10月1日	本人 目的外 本人以外 (本人同意)
15	介護保険課	介護サービス事業者補助等業務	各種補助金の申請等において、介護サービス事業者の担当者と連絡をとるため	介護サービス事業者の担当者	令和4年10月1日	本人
16	保育幼稚園課	保育所等利用者等に係る外国人住民の状況調査	保育所等の利用者及び利用申込者における外国人住民の状況（割合・国籍等）を把握することで、外国人住民への保育サービス向上等に係る施策策定の資料とするもの。	本市外国人住民のうち、平成28年4月2日から令和4年10月1日生まれまでの児童	令和4年10月20日	目的外
17	子ども総務課	川口市いじめ問題再調査委員会運営業務	川口市いじめ問題再調査委員会の設置及び運営のため	川口市いじめ問題再調査委員会委員及び関係者	令和5年2月1日	本人 本人以外 (本人同意)

表-12 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	指導課	要保護及び準要保護援助費補助金業務	水上少年自然関係業務、大貫海浜学園関係業務へ目的外利用を許可するため、修正するもの	要保護・準要保護の児童生徒については、校外学習にかかる食材料費を免除扱いとするため、当該児童生徒について情報共有するもの。	令和4年4月1日
2	収集業務課	不法投棄収集業務	不法投棄収集業務に係り、川口市クリーン推進員の委嘱者と連絡を取り、協力を得ながら業務を遂行するため推進員のリストの提供を受けるもの	収集の方法に「目的外」を追加し、資源循環課のクリーン推進員制度関係業務から目的外利用を開始するもの	令和4年4月1日
3	特別債権回収課	債権回収業務	移管債権が追加されたため	子育て支援課所管債権である、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」「ひとり親世帯臨時特別給付金返還金」「ひとり親家庭臨時特別給付金返還金」「子育て世帯生活支援特別給付金返還金」について、新規で移管を受けることとなり、新たに上記債権に関する保有個人情報の目的外利用を行う	令和4年4月1日
4	市街地整備室	住宅市街地総合整備事業に関する業務	住宅市街地総合整備事業に関する業務において必要な個人情報を、上水道維持課のマッピングシステム業務より提供を受けるため、修正を行うもの	様式第1号中、収集・記録される個人情報の項目に「識別番号」を追加 様式第4号中、上水道維持課のマッピングシステム業務を追加	令和4年4月18日
5	戸塚環境センター	台貫業務（自己搬入受入業務）	一般廃棄物を環境センターへ直接持ち込みするための自己搬入予約業務を、一体として委託するため	業務の名称を台貫業務から台貫業務（自己搬入受入業務）に修正 個人情報の提供を有に修正 外部委託を有に修正	令和4年6月1日
6	戸塚環境センター	動物死体処理業務	収容した小動物死体を飼主へ返還するために、生活衛生課から提供される飼主情報を共有するため	収集の方法に目的外を追加し、生活衛生課の動物に関する相談業務から目的外利用を開始する	令和4年6月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
7	生活衛生課	旅館業許可等業務	疾病対策課が保有する個人情報をも目的外利用するため	様式第1号の利用目的に「旅館業の施設の入浴設備におけるレジオネラ症に係る調査を行うため」を、収集の方法に「目的外利用」を、本人以外による収集の根拠に「緊急」及び「国・他の自治体・他の実施機関」を、収集・記録される個人情報の項目に「人種・民族」、「家庭状況」、「居住状況」、「学業・学歴」、「健康状況」、「身体の状況」、「病歴」及び「趣味・嗜好」を、要注意個人情報の取扱いの項目に「人種・民族、病歴、障害」を、収集の根拠に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条、第15条」を追加するもの	令和4年8月1日
8	生活衛生課	公衆浴場経営許可等業務	疾病対策課が保有する個人情報をも目的外利用するため、外部情報提供を行うため	様式第1号の利用目的に「公衆浴場等におけるレジオネラ症に係る調査を行うため」を、収集の方法に「目的外利用」を、本人以外による収集の根拠に「緊急」及び「国・他の自治体・他の実施機関」を、収集・記録される個人情報の項目に「性別」、「識別番号」、「人種・民族」、「家庭状況」、「居住状況」、「職業・職歴」、「学業・学歴」、「健康状況」、「身体の状況」、「病歴」、「障害」及び「趣味・嗜好」を追加し、要注意個人情報の取扱いを「無」から「有」に修正し、項目に「人種・民族、病歴、障害」を収集の根拠に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条、第15条」を追加するもの。 ・個人情報の提供を「無」から「有」に修正するもの。	令和4年8月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
9	生活衛生課	クリーニング所開設届出受付等業務	クリーニング営業廃止届の保存年数を見直したため	様式第1号第2面No.3クリーニング営業廃止届の保存年数を「3年保存」から「10年保存」に修正するもの。	令和4年8月1日
10	生活衛生課	特定建築物届出受付業務	特定建築物変更届のうち、特定建築物に該当しなくなったものについて、保存年数を見直すもの	様式第1号第2面にNo.3特定建築物変更届（該当しなくなったもの）を追加し、以下のNo.を振り直すもの	令和4年8月1日
11	食品衛生課	食中毒調査に関する業務	法令に基づき、疾病対策課の積極的疫学調査業務に係る情報を目的外利用するため	様式1号中、収集の方法に目的外を追加 様式第3号を追加	令和4年8月18日
12	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	滞納整理業務において必要な納税義務者の勤務状況等の情報を利用するもの	様式第3号中、保育幼稚園課の「保育所入所関係業務」を追加	令和4年11月1日
13	鳩ヶ谷衛生センター	台貫業務（自己搬入受入業務）	一般廃棄物を環境センター・衛生センターへ直接持ち込みするための自己搬入予約業務を、一体として委託するため	個人情報の提供を有に修正 外部委託を有に修正 電算処理を有に修正	令和4年11月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
14	税制課	ふるさと寄附金事業関係業務	「川口市ふるさと寄附金事業の推進に関する方針」の事業実施にあたり、ふるさと寄附金事業における返礼品提供事業者登録について、市税に係る申告を申告期限内に行っていること、市税を滞納していないことが要件であることから、確認するため登録する	様式第1号中、収集の方法に目的外を追加し、個人情報の項目に課税状況を追加する 様式第3号（納税課、市民税課からの目的外利用）を追加する	令和4年11月30日
15	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	平成30年4月の中核市移行に伴い、埼玉県からの譲渡対象債権を確定させるため必要な個人情報を埼玉県に提供していたが、債権譲渡の金額等が確定し、個人情報の提供が終了したため	埼玉県への外部提供の終了	令和4年12月12日
16	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため	本業務に関わる関係課を目的外利用をさせる先に追加及び外部提供を新たに開始するもの	令和4年12月26日
17	介護保険課	要介護（支援）認定業務	要介護認定の現況を把握する目的で実施する、在宅介護実態調査データに要介護認定データを結合し、統計データとして利用するため	様式第1号（2）個人情報記録の名称に「在宅介護実態調査データ・要介護認定データ」、記録形態に「電磁的記録（地域包括ケア「見える化」システム）」を追加するもの	令和5年2月10日

表-13 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	建築安全課	住宅金融公庫審査受託業務	業務終了のため	令和5年1月31日
2	建築安全課	白地地域（市街地調整区域）の建築形態規制作成業務	業務終了のため	令和5年1月31日
3	建築安全課	エネルギーの使用の合理化に関する業務	関係法律改正に伴い、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務へ移行するため	令和5年1月31日
4	子ども総務課	放課後児童支援員研修業務	青少年対策室への事務移管のため	令和5年3月31日

(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務にこの原則を適用すると、業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第8条第2項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、令和4年度の実施機関別の件数は表-13、保有個人情報目的外利用等の内容は表-14のとおりです。

表-13 保有個人情報目的外利用等の実施機関別の報告件数

実施機関	令和4年度中報告件数		令和4年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市長	67	9	1,520
教育委員会	2	0	82
選挙管理委員会	0	0	16
公平委員会	0	0	3
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	1	24
固定資産評価審査委員会	0	0	2
上下水道事業管理者	0	1	42
病院事業管理者	0	0	55
議会	0	0	2
全庁共通	0	0	3
合計	69	11	1,669

表-14 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	資源循環課	クリーン推進員制度関係業務	目的外利用	収集業務課	不法投棄収集業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	不法投棄収集業務に係り、川口市クリーン推進員の委嘱者と連絡を取り、協力を得ながら業務を遂行するため
2	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子育て支援課	養育費確保支援業務	令和4年4月1日	本人同意	市内に住所を有する20歳未満の児童を現に扶養するひとり親が対象であるため、適切に補助金の交付を行えるよう住所及び生年月日等を目的外利用するもの
3	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外利用	子育て支援課	養育費確保支援業務	令和4年4月1日	本人同意	市県民税の賦課額によって所得制限を設けることから、その賦課額を確認し適切に補助金の交付を行うため
4	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定業務	令和4年4月1日	本人同意	市内在住の児童扶養手当受給者が対象であるため、対象者の確認が行えるよう住所及び生年月日等を目的外利用するもの
5	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外利用	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定業務	令和4年4月1日	本人同意	配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、必要と認められる場合には対象とすることができるものから、市県民税の賦課額を確認し適切に対象者の把握を行うため
6	生活福祉1課・2課	生活保護業務	目的外利用	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定業務	令和4年4月1日	本人同意	対象には児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者を除くことから、適切に対象者の把握を行うため
7	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	資材置場条例において許可が必要となる資材置場の設置等は一団の土地の面積が500㎡以上のものと規定されており、一団の土地の審査には土地の面積及び所有者の把握をする必要があるため
8	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	保健総務課	川口市健康・生きがいがづくり計画等関連業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	市民意識調査を行うにあたり、該当者の住所を把握するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
9	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問業務	目的外利用	地域保健センター	10か月児健康診査業務	令和4年4月1日	法令等（母子保健法第5条）	10か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、児の安否が確認できない場合、母子保健法第5条により、子育て相談課保有の情報を得ることで、母子保健施策を適切に実施するため
10	子育て支援課	子ども医療費支給業務	目的外利用	地域保健センター	10か月児健康診査業務	令和4年4月1日	法令等（母子保健法第5条）	10か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、児の安否が確認できない場合、母子保健法第5条により、子育て支援課保有の情報を得ることで、母子保健施策を適切に実施するため
11	保育幼稚園課	保育所入所関係業務	目的外利用	地域保健センター	10か月児健康診査業務	令和4年4月1日	法令等（母子保健法第5条）	10か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、児の安否が確認できない場合、母子保健法第5条により、保育幼稚園課保有の情報を得ることで、母子保健施策を適切に実施するため
12	子育て相談課	家庭児童相談業務	目的外利用	地域保健センター	10か月児健康診査業務	令和4年4月1日	法令等（母子保健法第5条）	10か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行った結果、保護者と連絡が取れない等、児の安否が確認できない場合、母子保健法第5条により、子育て相談課保有の情報を得ることで、母子保健施策を適切に実施するため
13	市民税課	市・県民税の賦課調定業務	目的外利用	地域保健センター	産後ケア業務	令和4年4月1日	本人同意	市民税の課税状況を確認し、自己負担金額を算出するため
14	保健所管理課	人口動態報告業務	目的外利用	地域保健センター	産後ケア業務	令和4年4月1日	法令等（母子保健法第10条及び第17条の2）	母子保健法第10条及び第17条の2に定められた母子保健施策を適切に実施するため
15	市民税課	市・県民税の賦課調定業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
16	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
17	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
18	生活福祉1課・2課	生活困窮者自立支援業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
19	生活福祉1課・2課	生活保護業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
20	長寿支援課	長寿支援課で所管する業務（16業務）	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
21	介護保険課	介護保険資格管理業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
22	介護保険課	介護保険給付業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
23	障害福祉課	障害福祉課で所管する業務（30業務）	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
24	子育て支援課	児童手当業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
25	子育て支援課	児童扶養手当業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
26	子育て支援課	子ども医療費支給業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
27	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
28	子育て相談課	子育て相談課で所管する業務（12業務）	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
29	保育幼稚園課	保育所入所関係業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
30	地域保健センター	地域保健センターで所管する業務（10業務）	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
31	国民健康保険課	国民健康保険賦課業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
32	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外利用	福祉総務課	重層的支援体制移行準備業務	令和4年4月1日	法令等（社会福祉法第106条の6第3項）	複雑化・複合化した課題のある相談者について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため
33	都市計画課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	目的外利用	産業労働政策課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	令和4年4月1日	本人同意	川口市内の市街化調整区域において「流通業務施設の建設」「優良田園住宅・優良郊外型住宅の建設」及び「農業振興事業計画認定制度」の活用促進に向け、土地の提供意向のある土地所有者と、土地の利活用を希望する民間事業者等のマッチングを行うため
34	都市計画課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	目的外利用	農政課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	令和4年4月1日	本人同意	川口市内の市街化調整区域において「流通業務施設の建設」「優良田園住宅・優良郊外型住宅の建設」及び「農業振興事業計画認定制度」の活用促進に向け、土地の提供意向のある土地所有者と、土地の利活用を希望する民間事業者等のマッチングを行うため
35	都市計画課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	目的外利用	住宅政策課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	令和4年4月1日	本人同意	川口市内の市街化調整区域において「流通業務施設の建設」「優良田園住宅・優良郊外型住宅の建設」及び「農業振興事業計画認定制度」の活用促進に向け、土地の提供意向のある土地所有者と、土地の利活用を希望する民間事業者等のマッチングを行うため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
36	都市計画課	市街化調整区域土地バンク制度に係る業務	外部提供	市街化調整区域土地バンク制度土地登録申込書及び利用登録申込書の提出をした者		令和4年4月1日	本人同意	川口市内の市街化調整区域において「流通業務施設の建設」「優良田園住宅・優良郊外型住宅の建設」及び「農業振興事業計画認定制度」の活用促進に向け、土地の提供意向のある土地所有者と、土地の利活用を希望する民間事業者等のマッチングを行うため
37	指導課	要保護及び準要保護援助費補助金業務	目的外利用	学務課	大貫海浜学園関係業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	要保護・準要保護の児童生徒については、校外学習にかかる食材料費を免除扱いとし、当該児童生徒について情報共有するため
38	指導課	要保護及び準要保護援助費補助金業務	目的外利用	学務課	水上少年自然関係業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	要保護・準要保護の児童生徒については、校外学習にかかる食材料費を免除扱いとし、当該児童生徒について情報共有するため
39	資源循環課	クリーン推進員制度関係業務	目的外利用	収集業務課	不法投棄収集業務	令和4年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	不法投棄収集業務に係り、川口市クリーン推進員の委嘱者と連絡を取り、協力を得ながら業務を遂行するため
40	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	目的外利用	特別債権回収課	債権回収業務不法投棄収集業務	令和4年4月1日	地方自治法240条	債権回収に必要なため
41	上水道維持課	マッピングシステム業務	外部提供	市街地整備室	住宅市街地総合整備事業に関する業務	令和4年4月18日	相当の理由・権利利益を害しない。	造成工事等の際に分水止めをしていない給水装置が出てくる 경우가あり、所有者名の記載のある書類を確認する必要があるため 用地を取得した際、従前の所有者が移転先不明等により連絡が取れず、水道管の埋設有無を確認する必要があるため
42	生活衛生課	動物に関する相談業務	目的外利用	戸塚環境センター	動物死体処理業務	令和4年6月1日	相当の理由・権利利益を害しない。	収容した小動物死体を飼主へ返還するために、生活衛生課から提供される飼主情報を共有するため
43	農業委員会事務局	農地関係台帳業務	外部提供	農政課	川口市農業基本計画策定業務	令和4年6月14日	相当の理由・権利利益を害しない	川口市農業基本計画策定にあたり、アンケート調査を実施するため
44	疾病対策課	積極的疫学調査業務	目的外利用	生活衛生課	旅館業許可等業務	令和4年8月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	レジオネラ症患者が発生し、旅館業の施設利用がその感染原因として疑われる場合に、患者情報を施設調査の資料として利用するため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
45	疾病対策課	積極的疫学調査業務	目的外利用	生活衛生課	公衆浴場経営許可等業務	令和4年8月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	レジオネラ症患者が発生し、公衆浴場等の利用がその感染原因として疑われる場合に患者情報を施設調査の資料として利用するため
46	疾病対策課	積極的疫学調査業務	目的外利用	食品衛生課	食中毒調査に関する業務	令和4年8月18日	法令等（食品衛生法第63条第2項）	食中毒等調査のため
47	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	都市計画課	川口市バリアフリー基本構想関係業務	令和4年9月26日	相当の理由・権利利益を害しない	延べ床面積2,000㎡以上の市内建築物、かつ使用用途が百貨店・スーパー・ホテル・病院の施設管理者にユニバーサルシート設置の協力についての通知文を送付するため
48	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子育て支援課	子育て世帯物価等高騰対策支援金	令和4年10月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯物価等高騰対策支援金を支給するため
49	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外利用	子育て支援課	子育て世帯物価等高騰対策支援金	令和4年10月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯物価等高騰対策支援金を支給するため
50	子育て支援課	児童扶養手当業務	目的外利用	子育て支援課	子育て世帯物価等高騰対策支援金	令和4年10月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯物価等高騰対策支援金を支給するため
51	子育て支援課	児童手当業務	目的外利用	子育て支援課	子育て世帯物価等高騰対策支援金	令和4年10月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯物価等高騰対策支援金を支給するため
52	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金業務	外部提供	外部委託業者		令和4年10月3日	審議会（審議会答申：平成31年3月6日）	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金業務において、各課から提供を受けた保有情報をもとに、給付金対象者の抽出やデータの管理、確認書・申請書等の送付を委託業者が行うため
53	長寿支援課	介護老人福祉施設・短期入所生活介護措置入所（やむを得ない措置）業務	目的外利用	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年10月3日	相当の理由・権利利益を害しない	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務において、給付対象者の抽出を行うにあたり、老人福祉法による措置等を受けた者の把握が必要となるため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
54	長寿支援課	養護老人ホーム措置入所業務	目的外利用	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年10月3日	相当の理由・権利利益を害しない	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務において、給付対象者の抽出を行うにあたり、老人福祉法による措置等を受けた者の把握が必要となるため
55	自治振興課	特別定額給付金業務	目的外利用	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年10月3日	相当の理由・権利利益を害しない	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務において、給付対象者の抽出を行うにあたり、老人福祉法による措置等を受けた者の把握が必要となるため
56	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外利用	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年10月3日	相当の理由・権利利益を害しない	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務において、給付対象者の抽出を行うにあたり、老人福祉法による措置等を受けた者の把握が必要となるため
57	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	生活福祉1課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務	令和4年10月3日	相当の理由・権利利益を害しない	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給業務において、給付対象者の抽出を行うにあたり、老人福祉法による措置等を受けた者の把握が必要となるため
58	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	保育幼稚園課	保育所等利用者等に係る外国人住民の状況調査	令和4年10月20日	相当の理由・権利利益を害しない	保育所等の利用者及び利用申込者における外国人住民の状況（割合・国籍等）を把握することで、外国人住民への保育サービス向上等に係る施策策定の資料とするため
59	保育幼稚園課	保育所入所関係業務	目的外利用	国保収納課	国民健康保険税滞納整理業務	令和4年11月1日	法令等（国税徴収法第141条）	滞納整理業務において必要な納税義務者の勤務状況等の情報を利用するため
60	納税課	滞納整理業務	目的外利用	税制課	ふるさと寄附金事業関係業務	令和4年11月30日	本人同意	ふるさと寄附金事業における返礼品提供事業者登録について、市税の完納が要件であり、納税状況の確認を行うため
61	市民税課	市・県民税賦課調定業務	目的外利用	税制課	ふるさと寄附金事業関係業務	令和4年11月30日	本人同意	ふるさと寄附金事業における返礼品提供事業者登録について、市税に係る申告を申告期限内に行っていることが要件であり、申告状況の確認を行うため
62	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	防犯対策室	防犯対策に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
63	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	協働推進課	不法滞在等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
64	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	交通安全対策課	スピード違反、規制路線への許可なし侵入、狭隘道路へのトラック侵入等の対策に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
65	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	環境保全課	騒音、振動、粉じん、悪臭、水質汚染、土壌汚染等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
66	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	資源循環課	廃棄物保管に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
67	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	産業廃棄物対策課	不法投棄、許可なしの土石堆積、廃棄物保管、盛土等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
68	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	農政課	農地転用に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
69	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	道路維持課	トラック等の通行による道路損傷、境界確認、不法占用等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
70	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	河川課	雨水流出抑制、不法占用等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
71	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	都市計画課	景観、緑化等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
72	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	建築安全課	建築確認なしの建築物、擁壁等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
73	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	目的外利用	みどり課	緑の減少の対策に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
74	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	外部提供	下水道維持課	雨水流出抑制、不法占用等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
75	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	外部提供	指導課	通学路における安全確保等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
76	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	外部提供	予防課	火災、狭隘道路での消防活動への支障、野外焼却等に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
77	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	外部提供	農業委員会事務局	農地転用に関する業務	令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
78	開発審査課	資材置場の設置等に関する業務	外部提供	埼玉県警		令和4年12月26日	相当の理由・権利利益を害しない	現場調査等で把握した市内資材置場の情報を、資材置場の諸問題の所管部局と情報共有し、連携して問題解決を図るため
79	戸塚環境センター	動物死体処理業務	外部提供	外部委託業者		令和5年1月1日	本人同意	外部委託業者が、コールセンターで受付した予約内容をシステム入力するため
80	鳩ヶ谷衛生センター	台貫業務（自己搬入業務）	外部提供	外部委託業者		令和5年1月1日	本人同意	外部委託業者が、コールセンターで受付した予約内容をシステム入力するため

Ⅲ 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づく諮問の審査もしています。

(2) 審査会の委員

令和5年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	元大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
第40回	令和4年4月28日	行政不服審査諮問第15号の審査について ・ 書面審査 情報公開諮問第1号及び第2号の審査について ・ 書面審査 個人情報保護諮問第11号～第14号の審査について ・ 書面審査
第41回	令和4年6月28日	個人情報保護諮問第11号～第14号の審査について ・ 書面審査 情報公開諮問第1号及び第2号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について ・ 書面審査
第42回	令和4年7月28日	行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について ・ 審査庁意見聴取（総務課） ・ 処分庁意見聴取（市民税課及び納税課） ・ 書面審査 個人情報保護諮問第11号～第14号の審査について ・ 書面審査 情報公開諮問第1号及び第2号の審査について ・ 書面審査

第43回	令和4年9月12日	<p>行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁意見聴取（総務課） ・処分庁意見聴取（市民税課及び納税課） ・書面審査 <p>情報公開諮問第1号及び第2号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査（答申案についての審査） <p>個人情報保護諮問第11号～第14号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査（答申案についての審査） <p>個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査 <p>行政不服審査諮問第18号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査
第44回	令和4年10月18日	<p>行政不服審査諮問第18号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁意見聴取（総務課） ・処分庁意見聴取（国民健康保険課） ・書面審査 <p>個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関意見聴取（生活福祉2課） ・書面審査 <p>行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査
第45回	令和4年12月6日	<p>行政不服審査諮問第18号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁意見聴取（総務課） ・処分庁意見聴取（国民健康保険課） ・書面審査 <p>情報公開諮問第3号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関意見聴取（開発審査課） ・書面審査 <p>個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査 <p>行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査
第46回	令和5年2月8日	<p>行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査 <p>行政不服審査諮問第18号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査 <p>情報公開諮問第3号の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面審査

3 審査請求の状況

令和4年度の審査請求は、情報公開制度について1件、個人情報保護制度について2件ありました。

審査請求の内容

実施機関 担当課	審査請求案件名	諮問番号
市長 生活福祉2課	令和4年4月26日付「川社生福2収第466号」 保有個人情報一部開示決定	個人情報保護諮問 第15号
市長 生活福祉2課	令和4年4月26日付「川社生福2収第28号」 保有個人情報一部開示決定	個人情報保護諮問 第16号
市長 開発審査課	令和4年9月21日付「川開審第14号」 公文書部分公開決定	情報公開諮問 第3号

4 審査会の答申

令和4年度の審査会答申は、情報公開制度について2件、個人情報保護制度について1件（諮問4件）ありました。

答申番号	答申日	諮問実施機関	件名	諮問日
川情審査 情公答申 第1号	令和4年 9月12 日	川口市教育委 員会 指導課	「令和2年9月25日（金）に開催された「不登校対策にかかわる臨時研修会」で配布された資料及びリーフレット「不登校対策のポイント」、及び「令和元年度不登校児童・生徒数」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	令和3年 3月9日
川情審査 情公答申 第2号	令和4年 9月12 日	川口市教育委 員会 学務課	「人事評価の当初申告に係る教育長面談ならびに教職員の当初申告について（通知）＜令和2年4月28日＞の文書に記載されている提出書類③の「02 確認報告書」、④の「03 不登校減少・不祥事事故防止報告書」の報告書様式及び全小中提出分」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	令和3年 3月9日
川情審査 個情答申 第10号	令和4年 9月12 日	市長 保育幼稚園課	「〇〇に関する教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続書類、〇〇保育園に入るにあたって提出した書類一式」の文書についての一部開示決定に係る審査請求	令和3年 8月23 日

諮問番号：情報公開諮問第1号

答申番号：川情審査情公答申第1号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関である川口市教育委員会が令和2年10月16日に行った部分公開決定のうち、「川口市不登校の割合(小学校)」及び「川口市不登校の割合(中学校)」記載の各小学校及び中学校の「割合」部分についてはこれらを公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、令和2年9月29日、川口市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市教育委員会（以下、「実施機関」という。）に対し、「令和2年9月25日（金）に開催された『不登校対策に関わる臨時研修会』で配布された資料及びリーフレット『不登校対策のポイント』、及び『令和元年度不登校児童・生徒数』の文書一切」の公開を求めた。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和2年10月16日付で同文書の一部につき、①不登校児童生徒数が判明する学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるとして、条例第7条第2号に該当すること、②不登校児童生徒数が特定されることで当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校・教員の取組みに悪影響を及ぼし、また、保護者等に不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第7号に該当するとして条例第11条第1項に基づき、これら一部を非公開とする部分公開決定をした。

- 3 請求人は、令和3年1月22日、実施機関に対し、上記決定について審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し、実施機関は、令和3年3月9日、条例第17条に基づき当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 実施機関が行った、部分公開決定は次の理由で不適法である。
- 2 実施機関が主張する各小中学校における不登校児童生徒数が判明することについては、実施機関は、かつて平成28年度、平成29年度、平成30年度1学期分の各小中学校の不登校児童生徒数を公開（情報提供）してきている。現在が当時と違う状況であるならばより具体的に説明すべきであり、また、当時の情報提供していた理由の説明、それによる児童生徒が特定される危惧を予見していたのかいなかったのか、提供した判断の正誤性についても付記すべきである。
- 3 実施機関が主張する、「学校によっては当該不登校児童生徒が特定される」については、非公開の「各小中学校の割合」は特定の個人を識別できるものではない。そこから個人を特定することはできず他の情報と照合することによっても個人を特定するための情報は入手できないのが現状である。

過去3回の公開（情報提供）したことで、個人が特定された事案・問題が起きたことがあるのかを、主管課の担当者に尋ねたが「なかった」と回答している。「個人が特定される」ことの拡大解釈がみられる。
- 4 実施機関が公開しない理由は、もう一つは条例第7条第7号に該当し、その理由は、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等の不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそ

れがあることからとしている。

- 5 しかしながら、そこに記載されている内容が、第7条第7号にある「市の事務・業務」との関連が不明である。また、第7号に列挙されているア～エのどれにあたるかもわからない。部分公開の理由であるなら具体的に理解できるように記述すべきである。

実施機関は、学務課が所管する人事評価制度運用において、誤った指示による管理職自己評価シートの目標設定させた「『不登校減少』の取り組み」が、もし「市の事務・事業」になるならばしっかり明記すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 令和2年9月29日付公文書公開請求のあった公文書については、条例第11条第1項の規定により、一部を公開することを決定し、通知した。
- 2 その理由は、川口市不登校の割合のうち各小中学校の割合の情報を公開すると、各小中学校における不登校児童生徒数が判明することで、当該不登校児童生徒が特定されるおそれがあるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当する。
- 3 また、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、川口市情報公開条例第7条第7号に該当し非公開とする。
- 4 これまで、平成28年度、平成29年度及び平成30年度1学期分の「学校別不登校児童生徒数一覧」を審査請求者に対して情報提供していたが、上記のとおり個人が特定され得ること、またそれに伴う様々な支障が生じ得ること、更には、他市の状況や昨今の社会情勢を考慮した結果、公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、

判断を改めたものである。

第5 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和3年3月22日	実施機関からの意見聴取、書面審査
令和3年4月21日	書面審査
令和3年5月24日	請求人による口頭意見陳述、書面審査
令和3年8月27日	書面審査
令和3年9月14日	書面審査
令和3年11月22日	書面審査
令和4年2月21日	書面審査
令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

第6 審査会の判断

1 従前の情報提供との関係について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求文書と同種の平成28年度、平成29年度および平成30年度1学期に作成された文書については、従来、情報提供されていた旨主張し、実施機関もこれを認めている。
- (2) ところで、ある情報を公開するか否かは、各請求時に、その時の状況等を検討した上で、条例を適用し、判断するものであって、必ずしも従前の判断に拘束されるものではない。よって、前記第3記載の審査請求人の主張の要旨の2の主張は、理由がない。

2 条例第7条第2号の該当性

- (1) 本件審査請求文書は、各小中学校の不登校の児童生徒の割合が数字で示されているだけであって、それによって個人を識別するような情報には該当しない。
- (2) また、この数字が公にされたからといって、特定の個人の権利や利益を害されるような具体的な事情は見出すことはできない。
- (3) よって、本件情報が条例第7条第2号に該当することは認められない。

3 条例第7条第7号の該当性

- (1) 実施機関は、条例第7条第7号に該当するとしているが、それが同号本文に定めるア乃至エのどれに該当するのか、あるいは、ア乃至エ以外の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの」に該当するのかを明確にしていない。この様な理由記載では、不十分である。
- (2) なお、実施機関は、本件審査請求文書が公開され、不登校児童生徒数が特定され、また、その方策が明らかになることが当該児童生徒自身や教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、各校の不登校者の数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがある旨主張する。
- (3) しかしながら、不登校そのものは、一般の社会生活のなかで生じているものであり、現代社会において子供のおかれた状況からして、その理由も様々な原因によるものであり、不登校の児童生徒のいることや、その対策が検討されていることから、ただちに、父母に不安をもたらせたり、その対策が示されることが教員の取組みに悪影響を及ぼすとは認められない。

4 いわゆる「比較衡量」について

- (1) 実施機関は、「公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めた」としている。
- (2) しかしながら、実施機関は、情報公開にあたり条例で定められた除外事由に該当する事実があるかどうかを判断し、その除外事由があるときのみ公開しないことができるのであって、基本的人権の一つである「知る権利」に基づく行政情報の公開請求権と他の権利を比較衡量するようなことは、実施機関の恣意による判断を招くおそれもあり許されるものではない。

5 条例第7条第7号（ウ）の該当性

- (1) ところで、本件審査請求文書は、令和2年9月25日午後3時30分から川口市教育研究所で行われた令和2年度不登校対策臨時研修会において配布され、使用された資料であることが認められる。
- (2) この研修会は、教育委員会の職員と教員のみで行われた非公開の研修会であり、本件審査請求文書は、この研修会において川口市内の実情を表す重要な資料である。
- (3) しかしながら、非公開の研修会であったからといって、その研修会の資料が情報公開において、当然に非公開となるものではない。また、資料作成にあたっては、各学校の担当者は正しい数値を記載すべきであって、その資料が公にされるからといって、実情に合わない人数を示すことは許されるものではなく、このような過程で作成された情報が公開されたからといって、その調査研究が公正かつ能率的に遂行することが、不当に損なわれるとは認められず、条例第7条第7号（ウ）にも該当しない。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊

諮問番号：情報公開諮問第2号

答申番号：川情審査情公答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関である川口市教育委員会が令和2年10月21日に行った部分公開決定のうち「各小中学校における不登校児童生徒の人数及び割合」部分は公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、令和2年10月2日、川口市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例の実施機関である川口市教育委員会（以下、「実施機関」という。）に対し、「『人事評価の当初申告に係る教育長面談ならびに教職員の当初申告について（通知）〈令和2年4月28日〉』の文書に記載されている提出書類③『02確認報告書』、④の『03不登校減少・不祥事事故防止報告書』の報告書様式及び全小中提出分一切」の公開請求をした。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和2年10月21日付で同文書の一部につき、①不登校児童生徒数が判明する学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるとして、条例第7条第2号に該当すること、②不登校児童生徒数が特定されることで当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校・教員の取組みに悪影響を及ぼし、また、保護者に不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第7号に該当するとして条例第11条第1項に基づき、これら一部を非公開とする部分公開決定をした。
- 3 請求人は、令和3年1月27日、実施機関に対し、「各小中学校における

不登校児童生徒の人数及び割合」を非公開としたことを不服として、同決定について審査請求をした。

- 4 上記審査請求に対し、実施機関は、令和3年3月9日、条例第17条に基づき当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分のうち、「不登校児童生徒の個人に関する情報」についての非公開処分は妥当と考える。しかし、「不登校児童生徒の各小中学校の人数及び割合」についての処分は次の理由により違法であると考えます。

本件処分の公開しない部分の理由に、「各小中学校における不登校児童生徒数、割合を公開することにより、学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とするもの。」とあるが、「不登校児童生徒の各小中学校の人数及び割合」には、特定の個人を識別することができるものはない。

- 2 公開しない部分及び理由のもう一つは、第7条第7号に該当するとある。その記載内容は「不登校児童生徒が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから」とあるが、平成25年度から平成31年（令和元年）度の人事評価制度の管理職自己評価シートに記載されている不登校児童生徒数、割合は実施機関によって公開されている。実施機関は今回公開しない理由に挙げたことのおそれがないと判断して、公開してきたと考えるのが自然である。7年間も公開してきたその事実は重く、にわかに「おそれがある」という理由で非公開にするのは何らかの意図を感じる。
- 3 以上から本件処分の取り消しを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 川口市不登校の割合のうち各小中学校の割合の情報を公開すると、各小中学校における不登校児童生徒数が判明することで、当該不登校児童生徒が特定されるおそれがあるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とする。
- 2 また、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、川口市情報公開条例第7条第7号に該当する。
- 3 なお、これまで、平成25年度から令和元年度の人事評価制度の管理職自己評価シートに記載されている不登校児童生徒数や割合を審査請求者に対して情報提供してきたが、上記のとおり個人が特定され得ること、また、それに伴う様々な支障が生じること、さらには、他市の状況や昨今の社会情勢を考慮した結果、公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めたものである。

第5 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和3年3月22日	実施機関からの意見聴取、書面審査
令和3年4月21日	書面審査
令和3年5月24日	請求人による口頭意見陳述、書面審査
令和3年8月27日	書面審査
令和3年9月14日	書面審査
令和3年11月22日	書面審査
令和4年2月21日	書面審査

令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

第6 審査会の判断の理由

1 従前の情報提供について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求文書については、毎年度情報提供されていた資料と同様のものである旨主張し、実施機関もこれを認めている。
- (2) ところで、ある情報を公開するか否かは、各請求時にその時の状況等を検討した上で条例を適用し、判断するものであって、必ずしも従前の判断に拘束されるものではない。
- (3) よって、前記第3審査請求人の主張の趣旨の1の主張は、理由がない。

2 条例第7条第2号の該当性

- (1) 本件審査請求文書は、各小中学校の不登校の児童生徒の人数や割合が数字で示されているだけであって、それによって個人を識別するような情報には該当しない。
- (2) また、これら数字が公にされたからといって、特定の個人の権利や利益を害されるような具体的な事情は見出すことはできない。
- (3) よって、本件審査請求文書が条例第7条第2号に該当するとは認められない。

3 条例第7条第7号の該当性

- (1) 実施機関は、条例第7条第7号に該当するとしているが、それが同号本文に定めるア乃至エのどれに該当するのか、あるいは、ア乃至エ以外の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を来すおそれがあるもの」に該当するのかを明確にしていない。
これについては、その非公開理由として不十分であると言わざるを得ない。

- (2) なお、実施機関は、本件審査請求文書が公開され、不登校児童生徒数が特定され、また、その方策が明らかになることが当該児童生徒自身や教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、各校の不登校者の数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがある旨主張する。
- (3) しかしながら、不登校そのものは、一般の社会生活のなかで生じているものであり、現代社会において子供のおかれた状況からして、その理由も様々な原因によるものであり、不登校の児童生徒のいることや、その対策が検討されていることから、ただちに、父母に不安をもたらしたり、その対策が示されることが教員の取組みに悪影響を及ぼすとは認められない。

4 いわゆる「比較衡量」について

- (1) 実施機関は、「公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めた」としている。
- (2) しかしながら、実施機関は、情報公開請求については、条例第7条で定められた除外事由に該当する事実があるかどうかを判断し、その除外事由があるときのみ公開しないことができるのであって、本件のような基本的人権の一つである「知る権利」に基づく行政情報の公開請求権と他の権利を比較衡量することは、実施機関の恣意による判断を招くおそれもあり、許されるものではない。

5 条例第7条第7号の(エ)の該当性

- (1) ところで、本件審査請求文書は、学校長による自己評価シートに記載

された不登校児童生徒数の減少に向けた取組みについての内容を教育委員会の求めに応じ、学校長が同委員会に報告する文書であって、同委員会の校長の人事評価のための資料の収集を目的として行われている。

- (2) しかしながら、本件調査文書が、人事評価のための資料として使われるとの理由のみで非公開とされるものではない。同文書は校長の勤務する学校における不登校児童数等を表すものであり、その文書に記載される人数には、校長自身の考えや裁量が及ぶ余地はなく、実情を反映されない文書が作成されるおそれはない。

このため、このような過程を経て作成される本件調査文書が公開されたからといって、教育委員会の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれは認められない。

6 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊

諮問番号：個人情報保護諮問第11乃至14号

答申番号：川情審査個情答申第10号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が後記第2の1の(1)乃至(4)の各開示請求につき、令和3年7月15日に行った各部分開示決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 ○○○○及び○○○○は○○○○（以下、「開示請求者」という。）を代理人として川口市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第14条第1項に基づき、同条例で定めた実施機関である川口市長（以下、「実施機関」という。）に対し、下記の文書の開示を求めた。

(1) 令和3年5月17日（諮問第11号事案）

教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続き書類

(2) 令和3年5月17日（諮問第12号事案）

教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続き書類

(3) 令和3年5月24日（諮問第13号事案）

○○○○に入るにあたって提出した書類一式

(4) 令和3年5月24日（諮問第14号事案）

○○○○に入るにあたって提出した書類一式（○○○○）

2 実施機関は、上記各開示請求に対する保有個人情報として、教育・保育給付認定申請書、申立書、申立書別紙、報告書、審判期日通知書、令和2年度保育所等利用申込書、令和2年度保育所等利用申込書に係るチェック

シート、就労状況証明書、在籍証明書及び令和3年度利用保育所等変更申請書の文書を特定し、令和3年7月15日各部分開示決定をするとともに、条例第21条第2項に基づき、〇〇〇〇（以下、「審査請求人」という。）に保有個人情報開示決定第三者あて通知を行った。

- 3 上記通知に対し、審査請求人は、令和3年7月26日、各部分開示決定につき、本件各審査請求を申立てた。
- 4 実施機関は条例第30条に基づき、本件各審査請求につき、当審査会に諮問した。
- 5 審査会は、令和3年9月14日の審査会において、諮問第11乃至14号の各審査請求を併合して審理することとし、同日、実施機関から事情を聴取するとともに、その審理を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 上記保有個人情報の開示請求は、条例第14条第1項の規定に基づくものであると明記されているが、本件部分開示決定がなされた保有個人情報には開示請求者に関する情報が含まれていないものも存在するため、開示請求の要件を欠いている。
- 2 上記保有個人情報の開示請求が、仮に条例第14条第2項の規定に基づくものであった場合、つまり開示請求者が審査請求人以外の当該未成年者の法定代理人権利者である場合、開示請求者は当該未成年者と別居し、監護養育をしていない者である。そして、本件部分開示決定の対象文書の中には、離婚調停に係る書類が提出できない理由として「申立書別紙参照」との記載が含まれており、かつ「申立書別紙」との表題が記載された文書が含まれているのであるから、申立書別紙の内容は墨消しされていても、その文書の存在自体は明らかにされてしまうことになる。また、同様に本件部分開示決定の対象には、令和2年9月2日付け「報告書」との表題が

記載された文書が含まれており、その内容や作成者等は墨消しされているとしても、当該文書の存在自体は明らかにされている。なお、開示請求者は、「申立書別紙」及び「報告書」の存在自体を知っていない。

これらの「文書の存在」という保有個人情報が開示されれば、開示請求者から審査請求人に対する個人的な開示要求が強行される可能性が生じ、審査請求人または両親や生活を共にする当該未成年者ら（以下、「審査請求人等」という。）の生活上の平穏や安全はもとより、生命や身体の安全等正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第16条第2号及び第3号に基づき、上記保有個人情報は開示されるべきではない。

- 3 以上より、審査請求の趣旨記載のとおり、本件部分開示決定を取り消し、不開示決定とされることを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

1 保有個人情報部分開示決定の内容

(1) 一部を開示する書類（以下「本件開示内容」という。）

教育・保育給付認定申請書、申立書、申立書別紙、報告書、審判期日通知書、令和2年度保育所等利用申込書、令和2年度保育所等利用申込書に係るチェックシート、就労状況証明書、在籍証明書及び令和3年度利用保育所等変更申請書

(2) 開示しない部分

開示請求に係る本人の個人番号部分及び開示請求者以外の個人情報に該当する部分

(3) 開示しない理由

「開示請求に係る本人の個人番号部分」については、条例第16条第2項に規定する「代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情

報」に該当するため。また、「開示請求者以外の個人情報に該当する部分」については、同条例第16条第3号に規定する「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。

2 弁明の趣旨

実施機関が行った本件部分開示決定に違法及び不当はないため、本件審査請求は棄却するのが妥当である。

3 「審査請求の理由」記載事実に対する認否

(1) 本件部分開示決定は、条例第14条第1項の規定に基づく開示請求がなされたことによる処分であること及び「本件開示決定がなされた保有個人情報には開示請求者に関する情報がふくまれていないものも存在する」ことについては認めるが、「開示請求の要件を欠いている」ことについては争う。

(2) 「申立書別紙」及び「報告書」について、各書類の記載内容のみを墨消しし、部分開示としたことについては認めるが、「文書の存在」を開示することが審査請求人等の「生活上の平穏や安全はもとより、生命や身体への安全等正当な権利利益を害するおそれ」があることについては争う。

4 本件審査請求に対する弁明

(1) 保有個人情報の開示については、条例第14条に規定されており、同条第2項によれば、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとするとしている。

実施機関は、個人情報保護条例施行規則第6条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、開示請求者から運転免許証及び戸籍の全部事項証明書の提示を受け、開示請求を受け付けた。

令和4年2月21日	書面審査
令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

第6 審査会の判断

- 1 審査請求人は、本件各開示請求は条例第14号第1項に基づくものであり、本件各部分開示決定がされた保有個人情報には、開示請求者に関する情報が含まれていないものも存在していると主張している。

本件各開示請求書には、条例第14条第1号に基づく開示請求とされているが、本件各開示請求は、その申請書の記載内容からして条例第14条第2項に基づく開示請求と認められる。

また、審査請求人は、非開示とすべき開示請求者に関する情報が含まれていないものが、どの文書なのかの具体的な主張もなく、審査会としては判断することができない。

- 2 次に、審査請求人は、法定代理人親権者である開示請求者が、当該未成年者と別居し、監護養育をしていない者である等の事情をもって非開示とすべきと主張している。

しかしながら、審査請求人が主張するような親権者についての事情があったからといって、同人が法定代理人として開示請求することが制限されるものではない。

- 3 「申立書別紙参照」の記載について

- (1) ところで、本件開示内容の各申請については、申請にあたって提出することができない書類があるときは、市長に対しその提出できない書類名と提出できない理由を所定の欄に記載した申立書を提出することにな

っている。

- (2) 審査請求人は、同欄に直接その理由を記載することなく、「申立書別紙参照」としてその理由を記載した別紙を添付している。

ところで、実施機関への申請にあたっては、提出書類が定められ、また提出できない書類については、その提出できない理由を記載する欄が設けられ、申請者はこれに記入することになっているのであるから、その欄に直接理由が記入され、これが非開示とされたとしても、その欄に提出することができない理由が記入されていることは明らかである。

このため、開示される部分の同欄の「申立書別紙参照」と「申立書別紙」の記載のみにとどまる以上、これは提出することができない理由が、別紙として記載されていることを示すものに過ぎないのであって、この記載が開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かで不開示情報を開示することになったり、また、開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより開示請求者以外の者である審査請求人等の権利利益を害するおそれがあると認められる情報でもなく、条例第18条及び第16条第3号に該当せず、「申立書別紙参照」と「申立書別紙」の表題の記載についてこれを開示する決定に誤りはない。

4 「報告書」等の記載について

川口市教育・保育給付認定及び利用調整等事務取扱要綱によれば、保育園等における保育の利用をする場合、それを希望する保護者が申請をしなければならいことになっている。そして、保護者とは未成年者を現に監護するものを指すことから、保育園の申込みにあたり、その申請者が未成年を現に監護するものであるかは申請の要件である。

このため、この申請を受けるにあたっては、申請者の監護している状況を示してもらう必要があり、一般には申請者に報告書等を提出してもらい、これをもって判断している。

本件開示内容の各申請手続きも、同居している一方の親のみを保護者とする申請であって、報告書等の提出が求められる事案である。このため、開示される部分が報告書の表題と年月日、提出先のみ記載にとどまる以上、これは、申請にあたってその手続きに従った添付書類である報告書が提出されたことを示すに過ぎないものであり、これらの記載が開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになったり、また、開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、これを開示することにより審査請求人等の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第18条及び第16条第3号に該当せず、「報告書」という表題及び「年月日」と「提出先」の記載部分についてこれを開示した決定に誤りはない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

令和5年3月31日現在

役職	氏名	備	考
会長	小森 貴浩	弁護士	知識経験者
副会長	高木 英行	大学教授	
委員	高德 尚慶	会社役員	市民代表
委員	前島 伸泰	会社役員	
委員	竹内 春香	会社役員	
委員	井上 太郎	埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会会長	
委員	高橋 一	民生委員・児童委員協議会会長	
委員	久保田 誠司	川口商工会議所総務企画室長兼総務広報課長	
委員	名塚 求	介護老人福祉施設事務局係長	
委員	増田 智光	公募委員	

2 審議会の開催状況

回	開催年月日	内 容
第1回	令和4年4月11日	<審議事項> ・個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の運用について
第2回	令和4年5月9日	<審議事項> ・個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の運用について
第3回	令和4年5月23日	<審議事項> ・個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の運用について
第4回	令和4年10月31日 議決	<審議事項> ・特定個人情報保護評価書の第三者点検について ・保有個人情報開示請求の電子申請について
第5回	令和5年3月8日	・委嘱書交付 ・会長及び副会長の互選

3 審議会の答申

答申日	諮問実施機関	件名	諮問日
令和4年 7月6日	市長 行政管理課	個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用について	令和4年 3月28日
令和4年 10月31日	市長 情報政策課	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について（答申）	令和4年 9月27日
令和4年 10月31日	市長 行政管理課	保有個人情報開示請求の電子申請について（答申）	令和4年 10月17日

令和4年7月6日

川口市長 奥ノ木信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 小森 貴浩

個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の
運用について（答申）

令和4年3月28日付けで諮問のありました、個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用について、下記のとおり答申します。

記

1 条例で定めることとされている事項

(1) 個人情報開示請求の手数料について

手数料は無料とする。ただし、受益者負担の原則を考慮し徴収すべきとの意見もあったことから、処理状況を細かく分析できるよう、これまでの記録に加え処理日数や文書数等も記録するとともに、定期的に見直しを検討すること。

なお、写しの作成に要する費用は実費負担とする。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提案募集及び当該事務の手数料について

当分の間、提案募集は行わず、手数料に関する規定も設けない。

なお、提案募集を開始する時期については、市民のニーズや他市の動向等を注視しながら適切に判断すること。

2 条例で定めることが許容されている事項

(1) 条例要配慮個人情報について

条例要配慮個人情報については、取得等の制限を付加することが認められていないため、規定しないこととするが、市民の権利が不当に侵害されることのないよう、職員の理解促進に一層努めること。

(2) 個人情報取扱事務登録簿について

個人情報取扱事務登録簿は作成しない。

なお、個人情報ファイル簿は、現行の帳簿（個人情報取扱業務登録票）と比較し、作成・公表される数が減少することから、引き続き事務の名称や取扱状況等が明らかになるよう配慮すること。

(3) 開示決定等の期限

個人情報開示請求等の決定及び延長の期限は短縮せず、それぞれ30日以内とする。

(4) その他

上記のほか、条例で規定することが認められている事項について、個別に審議会の意見は示さないが、個人情報保護制度の運用に支障が生じることのないよう適切に対応すること。

3 情報公開条例との調整事項について

(1) 情報公開請求の決定の期限について

事務手続が同じ個人情報開示請求と情報公開請求の決定期限に差を設けることは、市民及び職員に混乱をもたらすことが想定されるため、両請求の決定期限は同一期間とすることが望ましいが、早期に開示を受けられる市民の権利を必要以上に制限することのないよう慎重に判断すること。

(2) 情報公開請求における開示の実施の申出について

個人情報開示請求に合わせ情報公開請求においても30日以内に開示の実施の申出を行うこととするが、制度の変更により開示を受けられなくなることがないように、請求者に対し丁寧に案内すること。

令和4年10月31日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 小森 貴浩

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について（答申）

令和4年9月27日付けで諮問のあった、予防接種に関する事務における実施機関の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について
審議日	令和4年10月31日
審議結果	承認
内 容	
1 審議会の結論 予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書（以下「評価書案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（令和4年4月1日個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。	
2 判断の理由 (1) 適合性について 適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。 ア しきい値判断について、当該事務における特定個人情報の対象者数は30万	

人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書案を作成している。

イ 実施主体について、実施機関として川口市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表する部分について、セキュリティ上支障なく全て公表することとしている。

エ 評価の実施の時期について、適切である。

オ いわゆるパブリックコメントについて、令和4年9月1日から令和4年9月30日まで市民意見公募手続を行っている。

カ 各項目への記載について、評価書案には、必要な項目すべてが記載されている。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「1 審議会の結論」のとおり答申する。

令和4年10月31日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 小森 貴浩

保有個人情報開示請求の電子申請について（答申）

令和4年10月17日付けで諮問のありました、保有個人情報開示請求の電子申請について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	保有個人情報開示請求の電子申請について
審議日	令和4年10月31日
審議結果	承認
内 容	
<p>1 審議会の結論</p> <p>スマート申請を活用した保有個人情報開示請求の電子申請は、個人情報保護制度における行政サービスの向上に寄与するものであり、個人情報保護措置の観点に照らしても、請求者本人の権利利益を不当に害するおそれがないことが認められると判断する。ただし、電子申請上でのデータ提供については、以下の4点のいずれにも該当しないことを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 不開示情報を含むもの(2) 要配慮個人情報を含むもの(3) 開示文書が10枚を超えるもの(4) 個人情報の性質上、データで提供することが適切でないと実施機関が判断したもの <p>2 判断の理由</p> <p>(1) 行政サービスの向上について</p> <p>保有個人情報開示請求の電子申請システムの導入により、市役所窓口の業務時</p>	

間外でも保有個人情報開示請求ができること及び、開示文書を電磁的記録で受け取ることが可能になり、利便性の向上が図られる。

また、開示請求や開示文書受取りのための市役所窓口への来庁が不要となることに伴い、窓口業務や他の業務における能率性の向上が期待される。

以上のことから、市民の利便性の向上及び行政の業務能率の向上が期待されるものであり、導入による利点は大きいと判断する。

(2) 個人情報保護措置について

以下のとおり、個人情報保護措置を講じており、請求者本人の権利利益を不当に害するおそれがないことが認められると判断する。

ア スマート申請システムに公的個人認証を導入しており、開示情報に第三者が不正にアクセスできない。

イ 申請から受領・支払いまでの全てを開示請求者本人の端末で行うこともできるため、第三者の目には触れずに手続を行うことができる。

ウ 発行される文書には改ざん防止対策の処理及び漏えい対策が施されている。

エ スマート申請運営会社により、システム上の情報セキュリティに関する対策がなされている。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「1 審議会の結論」のとおり答申する。

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

令和4年度に会議を開催した附属機関等は99ありました。会議の開催回数は次のとおりです。

(1) 公募委員が在籍する附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位:回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
74	67	5	2	33

(2) 公募委員が在籍しない附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位:回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
727	65	12	650	4

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの(川口市介護保険認定審査会(531回開催)など)や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を令和4年4月1日～令和5年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由: 当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

第1号(法令秘情報)……………	7条1号
第2号(個人に関する情報)……………	7条2号
第3号(個人識別符号)……………	7条3号
第4号(法人に関する情報)……………	7条4号
第5号(公共の安全と秩序に関する情報)……………	7条5号
第6号(審議、検討、協議に関する情報)……………	7条6号
第7号(事務又は事業に関する情報)……………	7条7号
第8号(国等との協力関係に関する情報)……………	7条8号

公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
附属機関等一覧（市長室）				
附属機関等一覧（企画財政部）				
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	有	企画経営課	
川口市行政評価外部評価委員会	公開	有	企画経営課	
川口市指定管理者候補選定及び評価会議	非公開	無	企画経営課	第7条第4号
附属機関等一覧（総務部）				
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	有	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護等審査会	非公開	無	行政管理課	第7条第2号
附属機関等一覧（危機管理部）				
川口市防災会議	公開	無	危機管理課	
附属機関等一覧（理財部）				
固定資産評価審査委員会	公開	有	税制課	
附属機関等一覧（市民生活部）				
川口市文化芸術審議会	公開	有	文化推進室	
川口市男女共同参画推進委員会	公開	有	協同推進課	
川口市協働推進委員会	公開	有	協同推進課	
川口市多文化共生指針策定委員会	公開	有	協同推進課	
川口市交通安全対策協議会	公開	無	交通安全対策課	
附属機関等一覧（福祉部）				
川口市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）	公開	有	福祉総務課	
川口市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）	公開	有	福祉総務課（障害福祉課）	
川口市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会審査部会）	非公開	無	福祉総務課（障害福祉課）	第7条第2号
川口市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）	公開	有	福祉総務課（子ども総務課）	
川口市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会施設認可部会）	非公開	無	福祉総務課（子ども総務課）	第7条第6号
川口市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会（仮称）子ども条例検討部会）	公開	無	福祉総務課（子ども総務課）	
川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会	公開	無	生活福祉1課	
川口市介護保険運営協議会	公開／一部非公開	有	介護保険課	第7条第2号 第7条第6号
川口市介護認定審査会	非公開	無	介護保険課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	無	障害福祉課	第7条第2号
附属機関等一覧（子ども部）				
川口市いじめから子どもを守る委員会	非公開	無	青少年対策課	規定
川口市青少年問題協議会	公開	有	青少年対策課	
附属機関等一覧（保健部）				
川口市地域保健審議会	公開	有	保健総務課	
川口市感染症診査協議会	非公開	無	疾病対策課	第7条第2号
川口市国民健康保険運営協議会	公開	有	国民健康保険課	
附属機関等一覧（環境部）				
川口市環境審議会	公開	有	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	有	資源循環課	
川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会	公開	無	産業廃棄物対策課	
附属機関等一覧（経済部）				
川口市産業労働行政審議会	公開／一部非公開	無	産業労働政策課	第7条第4号
川口市商工資金審査会	一部非公開	無	経営支援課	第7条第2号 第7条第4号
川口市農政審議会	公開	無	農政課	
川口市SKIPシティC2街区利活用事業者選定委員会	非公開	無	SKIPシティ整備室	第7条第4号
附属機関等一覧（建設部）				
附属機関等一覧（都市計画部）				
川口市景観形成委員会	公開／一部非公開	無	都市計画課	第7条第6号
川口市都市計画審議会	公開	有	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	有	都市計画課	
川口市建築審査会	公開	無	建築安全課	
川口市緑化対策委員会	公開／一部非公開	有	みどり課	第7条第6号
附属機関等一覧（都市整備部）				
桜町3・4丁目周辺地区[桜町地区]まちづくり協議会	公開	無	再開発課	

川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理審議会	非公開	無	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第3土地地区画整理審議会	非公開	無	西部土地地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第4土地地区画整理審議会	非公開	無	西部土地地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第5土地地区画整理審議会	非公開	無	西部土地地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第6土地地区画整理審議会	非公開	無	西部土地地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理審議会	非公開	無	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第4号
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理評価委員会	非公開	無	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第4号
川口都市計画事業里土地地区画整理審議会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業里土地地区画整理評価委員会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口市都市計画事業芝中央沿道第1土地地区画整理審議会	非公開	無	市街地整備室	規定
附属機関等一覧（上下水道局）				
川口市上下水道事業運営審議会	公開	有	上下水道総務課	
附属機関等一覧（教育総務部）				
川口市総合教育会議	公開	無	教育総務課	
川口市社会教育委員会	公開	無	生涯学習課	
南平公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
新郷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
前川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
安行公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
西川口公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
幸栄公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
上青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
並木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
戸塚公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
朝日公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
根岸公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
領家公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝北公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝富士公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
新郷南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
前川南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
朝日東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
神根東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
芝園公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
横曽根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
安行東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
青木東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
戸塚西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
里公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
中央ふれあい館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
生涯学習プラザ運営審議会	公開	無	生涯学習課	

川口市文化財保護審議会	公開	無	文化財課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議	公開	有	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	有	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公開/一部非公開	有	スポーツ課	第7条第6号
附属機関等一覧（学校教育部）				
川口市就学支援委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市いじめ問題調査委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市結核対策委員会	非公開	無	学校保健課	第7条第2号
川口市学校給食運営審議会	公開/一部非公開	有	学校保健課	第7条第6号
附属機関等一覧（その他部局等）				
川口市立医療センター倫理委員会	一部非公開/非公開	無	病院総務課	第7条第6号

VI 資 料

平成12年9月27日

条例第49号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第9号

平成19年9月27日条例第42号

平成23年9月26日条例第24号

平成27年6月29日条例第49号

平成28年3月24日条例第5号

平成29年6月26日条例第17号

平成30年12月25日条例第83号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 審査請求（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁

的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

（適正使用）

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3） 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4） 市内に存する学校に在学する者
- （5） 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- （6） 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

（請求の手續）

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認

めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のう

ち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第3号に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

(8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第3号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日(川口市の休日をも定める条例(平成元年条例第55号)第1条第

1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日（市の休日を除く。）以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について公開決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

するとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

第3章 審査請求

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

（審査会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 雑則

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

3 前項に規定する場合のほか、市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよ

う指導するものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。)の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対する公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対する公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則 (平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月24日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第42号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第24号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第83号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

平成12年9月27日

条例第50号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第10号

平成23年9月26日条例第25号

平成27年9月28日条例第55号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示（第14条—第23条の2）

第2節 訂正（第24条—第28条の2）

第3節 利用停止等（第28条の3—第28条の5）

第4節 審査請求（第29条—第31条）

第4章 雑則（第32条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である場合に限る。
- ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。
- ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(10) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取

扱業務」という。)及び個人情報取扱業務において個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、当該個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱業務を遂行するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により本人から収集することができないとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

(個人情報取扱業務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1) 個人情報取扱業務の名称

(2) 利用目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

- (4) 個人情報の項目
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。
- 6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 利用目的以外の目的のために利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供を受ける個人情報を利用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (5) 国等又は他の実施機関以外の者に提供する場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供したときは、当該利用又は提供に関する次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。
- (1) 利用又は提供をした個人情報取扱業務の名称
 - (2) 利用又は提供をした理由
 - (3) 利用又は提供をした保有個人情報の項目
 - (4) その他規則で定める事項

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用について準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認め

られるものを除く。)を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者が行う措置)

第12条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提

示しなければならない。

- 3 代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- (3) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(7) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第15条第5項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日（川口市の休日定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の事案の移送）

第20条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者（以下この条、第30条第2項及び第31条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の開示の方法）

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電

磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

第23条の2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正の請求)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第25条 第15条の規定は、訂正請求の方法について準用する。

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致すること

を証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(訂正しないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

(訂正請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとき（第25条第1項において準用する第15条第5項の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(法令等による訂正の実施との調整)

第28条 法令又は他の条例の規定により、訂正請求者に対し訂正請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を訂正することとされている場合には、この節の規定は適用しない。

(訂正請求への準用)

第28条の2 第20条の規定は、訂正請求について準用する。

第3節 利用停止等

(利用の停止及び消去の請求)

第28条の3 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が、第6条の規定に違反して収集され、第8条第1項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(提供の停止の請求)

第28条の4 何人も、自己に関する保有個人情報が、第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その提供の停止の請求をすることができる。

(利用停止等の請求への準用)

第28条の5 第14条第2項、第15条、第20条、第26条、第27条及び第28条の規定は、第28条の3の利用の停止及び消去並びに前条の提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求について準用する。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第29条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第27条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第30条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審

査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止等を行うこととする場合

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第31条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（苦情の処理）

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（費用負担）

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（個人情報保護制度に関する事務の改善等）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（出資法人の講ずる措置）

第36条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（適用除外）

第37条 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

（委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 前3条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当

規定により収集されたものとみなす。

- 5 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例（平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第25号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（川口市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 川口市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

[情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況]

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数	取り下げ 件数	処理件数									
				決定件数									
				決定内容									
				公開		部分公開		非公開					
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数			
25年度	請求	204	239	74	165	749	37	72	117	676	1	10	0
	申出	29	29	1	28	30	6	6	22	24	0	0	0
	計	233	268	75	193	779	43	78	139	700	1	10	0
26年度	請求	194	287	46	241	1,189	100	710	134	478	1	6	0
	申出	37	37	1	36	44	2	2	34	42	0	0	0
	計	231	324	47	277	1,233	102	712	168	520	1	6	0
27年度	請求	136	165	18	147	268	22	39	116	227	2	7	0
	申出	42	42	1	41	69	3	7	38	62	0	0	0
	計	178	207	19	188	337	25	46	154	289	2	7	0
28年度	請求	166	197	16	181	326	30	46	143	280	0	8	0
	申出	50	50	3	47	63	0	0	46	63	0	1	0
	計	216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	9	0
29年度	請求	187	221	21	200	361	27	36	166	323	2	5	0
	申出	34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0
	計	221	255	21	234	402	27	36	200	364	2	5	0
30年度	請求	147	154	12	142	309	30	40	107	266	3	2	0
	申出	52	52	1	51	52	3	3	48	49	0	0	0
	計	199	206	13	193	361	33	43	155	315	3	2	0
R1年度	請求	108	118	8	110	266	31	54	79	212	0	0	0
	申出	30	30	1	29	30	1	1	28	29	0	0	0
	計	138	148	9	139	296	32	55	107	241	0	0	0
R2年度	請求	212	232	19	213	415	60	80	135	334	1	17	0
	申出	39	39	2	37	82	7	30	28	52	0	2	0
	計	251	271	21	250	497	67	110	163	386	1	19	0
R3年度	請求	302	315	26	289	409	104	158	140	251	4	41	0
	申出	50	50	1	49	47	1	1	46	46	0	2	0
	計	352	365	27	338	456	105	159	186	297	4	43	0
R4年度	請求	757	771	38	733	1,634	514	571	175	1,063	0	43	1
	申出	37	37	0	37	33	4	4	27	29	0	6	0
	計	794	808	38	770	1,667	518	575	202	1,092	0	49	1

請求：条例施行日(平成13年4月1日)以降に取得・作成した文書

申出：「請求」以外の場合

※直近10年分

(2) 非公開又は部分公開決定の理由

非公開又は部分公開の理由	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
法令秘情報	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4
個人に関する情報	524	152	228	269	272	261	216	219	154	920
個人識別符号	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
法人等に関する情報	569	400	137	211	244	196	157	123	120	225
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0
審議、検討、協議に関する情報	6	6	3	19	17	12	0	2	23	88
事務又は事業に関する情報	13	8	18	6	25	28	45	57	12	52
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	2	0	1	0	5
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文書不存在	16	11	8	14	8	4	0	19	43	49
時限付公開	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,128	577	395	519	569	506	419	422	354	1,344

※直近10年分

※文書数。ただし、文書不存在については受付件数。

※同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
(1) 市内に住所を有する者	77	50	50	46	51	43	25	91	98	143
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	37	41	50	67	65	65	54	79	134	437
(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0	4	6	10	7	6	5	7	4	55
(4) 市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(6) 公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	119	136	72	93	98	85	54	74	116	158
合 計	233	231	178	216	221	199	138	251	352	794

※直近10年分

※受付件数

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正等)	部分開示 (一部訂正等)	不開示		
							不開示情報等に該当 (不訂正等)	文書 不存在	存否応答 拒否
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、担当課における請求者本人に関するすべての情報について、請求者から送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況などが明記された資料一式等	34	25	1	12	1
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑登録証明交付申請書、戸籍証明書交付申請書、住民異動届、救急活動記録票、保育所児童保育要録等	17	22	0	5	0
28年度	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及び削除	0	0	1	0	0
29年度	開示	67	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、火災調査等	19	34	0	11	0
	訂正等	1	0	教育委員会及び〇〇学校が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正	1	0	0	0	0
30年度	開示	135	22	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、指導記録等	43	41	0	29	0
元年度	開示	67	18	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書等	21	24	0	4	0

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正等)	部分開示 (一部訂正等)	不開示		
							不開示情報 等に該当 (不訂正等)	文書 不存在	存否応答 拒否
2年度	開示	150	24	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書等	94	26	1	5	0
	訂正等	3	0	教育委員会が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正等	0	0	3	0	0
3年度	開示	119	25	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、市県民税申告書等	42	47	0	4	1
4年度	開示	127	14	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、市県民税申告書、救急活動記録票、相談記録等	46	53	0	11	3

※直近10年分

※請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正、消去、一部消去、消去をしない

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第 16 条 関 係	法令秘情報 (第16条第1号)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	代理人に開示することが、本人の権利利益 に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0
	開示請求者以外に関する情報 (第16条第3号)	18	11	22	34	32	25	22	19	45	43
	審議、検討、協議に関する情報 (第16条第4号)	1	0	0	3	0	0	0	0	0	4
	事務又は事業に関する情報 (第16条第5号)	7	0	0	1	2	14	2	2	7	3
	国等との協力関係に関する情報 (第16条第6号)	13	0	0	0	4	6	1	0	2	1
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情 報(第16条第7号)	0	0	0	5	5	6	1	2	5	9
存否応答拒否(第18条)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
文書不存在(第19条第2項)	19	9	5	9	14	31	4	5	4	4	11
不訂正(第27条第2項)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
他の制度との調整(第37条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	60	20	27	53	57	82	30	31	68	74	

※直近10年分

※同一処分に複数の理由が存在する

3 川口市情報公開・個人情報保護等審査会答申

【情報公開制度】

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容
1	令和4年9月12日	教育委員会 (指導課)	「令和2年9月25日(金)に開催された「不登校対策にかかわる臨時研修会」で配布された資料及びリーフレット「不登校対策のポイント」、及び「令和元年度不登校児童・生徒数」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	川口市教育委員会が行った部分公開決定のうち、「川口市不登校の割合(小学校)」及び「川口市不登校の割合(中学校)」記載の各小学校及び中学校の「割合」部分は公開すべきである
2	令和4年9月12日	教育委員会 (学務課)	「「人事評価の当初申告に係る教育長面談ならびに教職員の当初申告について(通知)＜令和2年4月28日＞の文書に記載されている提出書類③の「02確認報告書」、④の「03不登校減少・不祥事事故防止報告書」の報告書様式及び全小中提出分」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	川口市教育委員会が行った部分公開決定のうち「各小中学校における不登校児童生徒の人数及び割合」部分は公開すべきである

※直近5年分

【個人情報保護制度】

答申番号	答申日	実施機関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容
2	令和元年8月22日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
3	令和元年8月22日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当

答申番号	答 申 日	実施機関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容
4	令和元年8月22日	市長 (子育て相談課)	「旧子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
5	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
6	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」についての部分開示決定に対する審査請求	不開示決定を取消し、開示決定すべき箇所があるそれ以外は妥当
8	令和2年8月3日	市長 (介護保険課)	「・〇〇〇〇氏について(〇月〇・〇日)の事故の特別介護老人ホーム〇〇〇〇から川口市へ提出した事故速報と経過報告・川口市の当該施設に対する確認、助言、指導の経緯についての内部報告書」についての審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
9	令和4年2月21日	市長 (住宅政策課)	「令和〇年〇月〇日及び〇月〇日に埼玉県住宅供給公社あてにかかった苦情電話について住宅政策課に報告された内容にかかる文書」についての不開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当
10	令和4年9月12日	市長 (保育幼稚園課)	「〇〇に関する教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続書類、〇〇保育園に入るにあたって提出した書類一式」の文書についての一部開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当

※直近5年分

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
令和2年1月29日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和2年6月26日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(国民健康保険に関する事務における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和2年8月31日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(個人住民税の課税に関する事務及び地方税の収納・滞納整理に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和3年5月14日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	承認
令和3年11月9日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(「予防接種に関する事務」における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和4年2月24日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(「住民基本台帳に関する事務」における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和4年2月24日	市長 (市民課)	コンビニ交付事業に係る通信回線の結合について	承認
令和4年7月6日	市長 (行政管理課)	個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用について	承認
令和4年10月31日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について(答申)	承認
令和4年10月31日	市長 (行政管理課)	保有個人情報開示請求の電子申請について(答申)	承認

※直近5年分